

2022 年度

青山学院大学審査学位論文

主査 安村 直己 教授

「植民地期メキシコにおける地域社会と民衆信仰 —18 世紀イスミ

キルパン郡マペテ教会堂を巡る訴訟闘争とソシアビリテ」

“El catolicismo popular en la sociedad local en Nueva España.

Los pleitos en torno al Santuario de Mapethé, distrito de

Ixmiquilpan, 1737-1803”

文学研究科

史学専攻

和田 杏子

目次

序文 先行研究の整理と本稿の課題	5
第1章 メキシコ植民地社会の成立と変容	
第1節 植民地統治機構と植民地社会	20
1.1.1 世俗行政	20
1.1.2 教会行政と司法	27
1.1.3 インディオ村落共同体の設立	35
1.1.4 集住化政策とインディオ村落共同体の分裂	41
第2節 社会経済面から見るメキシコ植民地	47
1.2.1 メキシコ植民地における労働力市場	47
1.2.2 メキシコ植民地における商品市場と地域社会	54
1.2.3 鉱業の発展と地域社会の成熟	60
第2章 イスミキルパンの歴史	
第1節 イスミキルパンにおける入植と社会変動	69
2.1.1 郡と教区の整備	69
2.1.2 鉱業の発展とイスミキルパンにおける社会変動	73
第2節 イスミキルパンの地域社会	78
2.2.1 アシエンダの拡大とインディオ村落共同体の分裂	78
第3章 18世紀メキシコにおける地域社会と社会的結合（1728~1748年）	
—イスミキルパン郡エル・カルドナル村マペテ教会堂の再建を巡る訴訟を通じて—	

第1節 歴史的背景	89
3.1.1 マペテ教会堂再建訴訟当時の情勢と訴訟の概要	89
第2節 マペテ教会堂再建事業を巡る訴訟の展開	92
3.2.1 モラレスによる教会堂再建事業の開始とその波紋	92
3.2.2 モラレス派の分裂とモラレスの投獄	96
3.2.3 モラレス支持の広域的な広がり	99
第3節 地域社会から見るモラレス支持態勢成立のダイナミズム	103
3.3.1 地域社会の中のスペイン人名望家	103
3.3.2 平民層インディオの上昇志向とその訴訟戦術	107
3.3.3 訴訟記録の再利用に見る村役人層の思惑	112
第4章 インディオ村落共同体の分離と教会堂の運営（1794~1797年）	
—18世紀末イスミキルパン郡マペテの聖像復帰訴訟を中心に—	
第1節 歴史的背景	123
4.1.1 マペテ教会堂を中心とした信仰の広がり	123
第2節 聖像復帰訴訟の展開	126
4.2.1 属村マペテの分離への道	126
4.2.2 聖像の撤去とパルマ・ゴルダ地区住民による提訴	128
4.2.3 被告の反論	129
4.2.4 裁判の終結	131

第3節 聖像復帰訴訟からみる地域社会	133
4.3.1 慣行と新たな論理のせめぎあい	133
4.3.2 原告からみた慣行の意義	136
第5章 メキシコにおけるレガリスモ（国王教権主義）と地域社会（1775～1778年） —イスミキルパン郡エル・カルドナル教区での聖週間の役職をめぐる訴訟から—	
第1節 歴史的背景	145
5.1.1 ブルボン改革と政教関係の再編	145
5.1.2 18世紀イスミキルパン郡の地域社会とレガリスモの進展	151
第2節 植民地行政改革と地域社会の文脈の双方向的影響関係	153
5.2.1 聖週間の祝祭費用を巡る訴訟の展開	153
5.2.2 18世紀前半のイスミキルパン郡における社会状況	159
5.2.3 アレーチェの登場とフエンテスの方針転換	163
結語	168
付録	174
参考文献	177

序文

大西洋を挟んで 3 世紀に渡って続いたスペインによるメキシコ植民地支配は、いかなるメカニズムによって機能し続け、また、支配下に置かれたメキシコの人々の生活をどのように変えたのだろうか。本研究は、メキシコ植民地社会の変容を、王室の政策方針と現地の地域社会との間の双方向的な影響関係に目を配りつつ読み解くべく、メキシコ中央部のイスキルバン郡で起こった複数の訴訟の記録を分析するものである。

スペイン帝国の植民地として組み込まれて以降、アメリカ大陸の先住民の人々はスペイン国王の臣民として帝国の支配下に置かれた。カリブ海の先住民のような絶滅の悲劇を辛くも免れたメキシコ先住民の人々は、スペイン人が持ち込んだ統治システムの中で、「インディオ」として、また、「キリスト教徒」としての様々な義務を負わされる一方で、スペイン人による不当な搾取や虐待によって命を落とさぬよう王権の庇護の下に置かれた。先住民の人々がいわばスペイン帝国の一員として、植民地当局ひいてはスペイン国王に自らの権利の保護を陳情するという営みによって、膨大な量の文書が作成された。スペイン国王の「臣民」たるインディオであれば、個人・団体ともに地方レベル、副王領レベルで陳情書を作成／提出することができたのである¹。

¹ Brian P. Owensby “Pacto entre rey lejano y súbditos indígenas. Justicia, legalidad y política en Nueva España, siglo XVII.” en *Historia Mexicana*, 61-1(241), México: El Colegio de México, 2011, p. 63; “Between Justice and Economics: “Indians” and Reformism in Eighteenth-Century Spanish Imperial Thought” in Lauren Benton and Richard J. Ross (eds.), *Legal pluralism and Empires, 1500-1850*. New York and London:

本研究では、征服後にスペイン人がインディオ統治のために導入した行政上・宗教上の最小の統治単位を指して、インディオ村落共同体と称する。個人のインディオを特定する場合、公式の文書では「これこれ村の何某」といった体で記録されてきたことから、後世の研究者の多くが、植民地時代におけるインディオのアイデンティティの核をインディオ村落共同体に求め、村単位の調査を重ねてきた。現代の地方の農村が強い閉鎖性を帯びていたことも、こうした印象の説得性を高めた。そして、現代に確認される先住民村落は、植民地時代を通じてインディオ村落共同体が細分化を重ねてきた結果の産物として長らく重要視され続けてきた。

20 世紀の半ばごろまで、伝統的な法制史の枠組みの中でしか語られてこなかった先住民村落は、マルクス主義民族学者エリック・ウルフの研究によって論争の的となった。彼は、現代メキシコに確認される村落が閉鎖的農村共同体(closed corporate peasant community)であると主張し、その特徴を以下のように記した。彼の目に映るインディオ村落は、辺境において孤立した存在であり、限られた土地資源しか有さないために概して貧しい。資源に乏しい村落は、経済面では外界に依存せざるを得ないものの、基本的には同族婚を好み、既存の村内秩序を脅かしかねない外界由来の文化が流入することを拒む。現代において確認されるカルゴ・システムと呼ばれる聖俗の役職間の階梯式昇進慣行は、共同体内部の階層構造を固定化する一方で、祭りなどでの役職者による大盤振る舞いを通じて共同体内部の経済的格差の拡大を防ぐ。共に貧しくあることが善とされる村社会ゆえに、個人的な致富や伝統

New York University Press, 2013, p. 147. なお、実際に裁判を行うには多額の費用が必要となったため、多くの訴状はインディオ村落共同体単位で作成された。

を逸脱する行為は住民の嫉妬や警戒心を煽り、監視の対象となるのである²。

ウルフは、こうしたメキシコ先住民村落の諸特徴が、植民地化以後の世界経済システムに取り込まれまいとしてきた先住民の自己防衛の結果であるとし、その原因となったメキシコの植民地社会像を以下の如く描いた。都市や鉱山を中心に、それらの機能を支えるアシエンダ（スペイン人やインディオ・エリートが所有する大農園）が広がり、その周囲にはアシエンダの労働力供給元となる先住民村落が存在している。同時期にメキシコ北部のアシエンダ研究を著した歴史家フランソワ・シュヴァリエに言わせれば、地方の先住民村落はアシエンダという広大な海の上に浮かぶ孤島であった³。

ウルフが提示した閉鎖的農村共同体モデルは、当時の民族学界で共有されていた、先スペイン期と現代を連続的なものとして捉えようとするナイーブなメキシコ村落理解に対するアンチテーゼの役割を果たすと同時に、歴史学界からの広い反応を惹起する重要な画期となった⁴。その後、米国を中心とする歴史研究者らによって、ウルフの提示した植民地社会像に疑義を呈する形で、より多面的かつ地域差や時代差をふまえた研究成果が次々と公開

² Eric R. Wolf, “Closed Corporate Peasant Communities in Mesoamerica and Central Java,” *Southwestern Journal of Anthropology* 13, Chicago: The University of Chicago Press, 1957, pp. 1-18; *Sons of the shaking earth. The people of Mexico and Guatemala - Their Land, History and Culture*. Chicago: The University of Chicago Press. 1959.

³ François Chevalier, Traducción de Antonio Alatorre (3ª ed.) *La formación de los latifundios en México. Hacienda y sociedad en los siglos XVI, XVII y XVIII*. México: Fondo de Cultura Económica, 2013（仏語初版 1952 年）。

⁴ Eric R. Wolf, “The Vicissitudes of the closed corporate peasant community,” *American Ethnologist* 13, New Jersey: Wiley-Blackwell, 1986, pp. 325-329.

された。

上記のウルフの論文とほぼ同時期に上梓された、植民地時代前期のメキシコ中央部に關するチャールズ・ギブソンの包括的な研究は、植民地社会のより具体的かつ複雑な変容過程について詳らかにし、スペイン人の導入した統治システムが伝統的な先住民集落の分裂を招いたことを明らかにした⁵。このように、植民地化を契機とする断絶性を強調するギブソンに対し、ナワトル語史料に基づいて 18 世紀半ばまでの先住民社会の連続性を主張したのがジェームズ・ロックハートである。彼は、征服後のメキシコ中央部における先住民政治組織の解体は表面的なものに過ぎず、実態面においては伝統的集落としてのまとまりが 18 世紀半ばまで維持されたと主張した⁶。この相対立する議論は、スペイン帝国による分断統治が帝国の意図によって進められたものなのか、それとも政治組織の細分化がもともとメキシコ社会に内在していた性質の表れであったのか、という政治的な解釈に関わっていたために、学界の関心を集めた。

しかしながら、ギブソンとロックハートは、断絶性説と連続性説においては議論を対立させているものの、インディオ村落共同体が植民地時代を通じての細分化の結果閉鎖性を有するに至った、という点では同じ前提に立っている。これに対し、1970 年代以降、この論争とは距離を保ちながら、第二世代と呼べる研究者たちがインディオ村落共同体の外界と

⁵ Charles Gibson, *The Aztecs Under the Spanish Rule*. Stanford: Stanford University Press, 1964.

⁶ James Lockhart, *Nahuas After the Conquest. A Social and Cultural History of the Indians of Central Mexico, Sixteenth Through Eighteenth Centuries* Stanford: Stanford University Press, 1992.

のつながりに目を向けた研究成果を発表しだした。社会経済史の領域では、ジョン・トゥテ
イーノが、メキシコ北部のアシエンダが一方的に先住民を搾取していたというのは一面的
な見方に過ぎず、アシエンダとインディオ村落共同体とが共生的に機能していたとの主張
をし、クロード・モランは、ミチョアカン地方のアシエンダ経済圏に張り巡らされた社会的
なネットワークの存在を明らかにした⁷。また、オアハカ地方の農村における土地所有の実
態を分析したウィリアム・B・テイラーは、スペイン人の影響が少ないメキシコ南部におけ
るインディオ村落共同体の経済的自立性がメキシコ北部に比べて高かったこと⁸を、ユカタ
ン半島のマヤ社会を分析したナンシー・ファリスは、18 世紀後半のブルボン改革以前のマ
ヤ地域の先住民村落が高い政治的独立性を有していたことを明らかにした⁹。また文化人類
学の領域ではあるが、落合一泰が現代のメキシコ・チアパス州での聖人像相互訪問儀礼を分
析した際に、18 世紀初頭当時グアテマラ総督領下にあったチアパス高地において、聖母信

⁷ John Tutino, “Hacienda Social Relations of Mexico: The Chalco Region in the Era of Independence,” *Hispanic American Historical Review*, 55(3), 1975, pp. 498-503; Ramón María Serrera Contreras, *Guadalajara ganadera. Estudio regional novohispano, 1760-1805*. Sevilla: Escuela de Estudios Hispanoamericanos, 1977; Claude Morin, *Michoacán en la Nueva España del siglo XVIII. Crecimiento y desigualdad en una economía colonial*. México: Fondo de Cultura Económica, 1979.

⁸ William B. Taylor, *Landlord and Peasant in Colonial Oaxaca* Stanford: Stanford University Press, 1972.

⁹ Nancy Farriss, *Maya Society Under Colonial Rule: A History of the Indians of the Valley of Mexico, 1519-1810* Princeton: Princeton University Press, 1984.

仰が発生した村に聖人像の訪問が行われていたことを明らかにした¹⁰。

政治社会面に着目した研究では、マルチェロ・カルマニャーニとベルナルド・ガルシア・マルティネスが、それぞれオアハカ地方とプエブラ北部地方における複数のインディオ村落共同体同士の関係性にも着目した地域史を著した。ただし、カルマニャーニが、地域的なつながりが形成・維持される主要因を先スペイン期からの民族性＝連続性で説明したのに対し、ガルシア・マルティネスはインディオ村落共同体の通時的な変容過程を重視し、個別事例を長期的なスパンで観察することで、地域社会における様々な政治・経済的な利害関係を浮き彫りにした¹¹。

歴史人類学の分野では、ダニエル・デューヴとステファン・パーキンスが地域や時代を限定したうえで、インディオ村落共同体の主村と属村が対立し、分裂に至るまでの具体的な事例をより実証的に明らかにしている。彼らは、人口増加に伴う資源需要の高まりや徴税手段の合理化を目指す王室の政策方針など、経済・政治的側面が村落共同体の分裂を後押しした側面を重視し、属村のインディオによる主体的な生存戦略の結果として分離のメカニズム

¹⁰ 落合一泰『ラテンアメリカン・エスノグラフィティ』弘文堂、1988年、83-85, 193-200ページ。

¹¹ Bernardo García Martínez, *Los pueblos de la Sierra. El poder y el espacio entre los indios del norte de Puebla hasta 1700*. México: El Colegio de México, 1987, cap.5; Marcello Carmagnani, *El regreso de los dioses. El proceso de reconstitución de la identidad étnica en Oaxaca. Siglos XVII y XVIII*. México: Fondo de Cultura Económica, 1988, pp. 81-83.

を説明している¹²。彼らに欠けている視点を強いて挙げるとするならば、村落共同体の分裂に際しての外部要因や、分裂後の村落間関係のあり方までは問うていない点であろうか。先に挙げたガルシア・マルティネスの研究は、主村と属村だけの分析に終始するのではなく、両者を包摂する空間で展開する社会・経済的变化にも目を向けながら、分離後の動向にも言及しているが、特定の村落を長期的に観察している訳ではないためそのメカニズムについては判然としない¹³。

植民地期後期に関しては、先住民人口の回復と混血化、そしてスペインによる植民地制度改革によって複雑化した植民地社会の様相を明らかにし、インディオ村落共同体の内部と外部の相互的な影響関係にまで踏み込もうとする試みが相次いだ。アリッジ・オーウィニールは、18 世紀のインディオ村落共同体が包含していた非インディオ住民の存在を重要視した¹⁴。また安村直己は、18 世紀後半のチャルコ地方で起こったインディオ騒動を取りあげ、植民地化を経て生じたインディオ村落共同体内部の経済的矛盾が政治的党派対立の形で表

¹² Danièle Dehouve, “The ‘secession’ of villages in *The Indian Community of Colonial Mexico: Fifteen Essays on Land Tenure, Corporate Organizations, Ideology and Village Politics*. Amsterdam: CEDLA, 1990, pp. 162-183; Stephen M. Perkins, “Macehuals and the Corporate Solution: Colonial Secessions in Nahua Central Mexico” *Mexican Studies/Estudios Mexicanos* 21(2), California: Regents of the University of California, 2005, pp. 277-306.

¹³ García Martínez, *Los pueblos de la Sierra*. cap. 5.

¹⁴ Arij Ouweneel, “Altepeme and Pueblos de Indios,” in *Fifteen Essays on Land Tenure, Corporate Organizations, Ideology and Politics* Amsterdam: Centro de Estudios y Documentación Latinoamericanos, 1990, pp. 1, 21.

出し、それがスペイン人役人など外部世界の諸要因などにも規定されていたことを証明した¹⁵。

さらに、近年ではテイラーとエドワード・オソウスキーが宗教社会史の観点から村や郡の境界を越えた人々のネットワークにアプローチしている。テイラーは、2005年に発表した論文で、18世紀のメキシコ中央部で聖地を中心とした広域的な信仰の広がりが生じた事例を取りあげ、それが可能となった要件をオトミの民族性（特にその散住傾向と十字架への愛着）に求めた。オソウスキーは、ナワ族のインディオ指導者の主導による聖地巡礼慣行の事例から、インディオ・エリート層が自分の村だけではなく、村の外部の有力者とのつながりを得るために聖地崇敬を利用していたこと、村の正統性を担保するための根拠としていたことを明らかにした¹⁶。これらは先に述べた落合の研究の延長線上に位置づけるべきであろう。

¹⁵ 安村直己「植民地メキシコにおけるインディオ騒動の政治経済学—1774年トラルマナルコ村（チャルコ地方）の事例—」『国立民族学博物館研究報告』19巻2号、国立民族学博物館、1994年、233-242ページ。

¹⁶ William B. Taylor, “Two Shrines of the Cristo Renovado: Religion and Peasant Politics in Late Colonial Mexico,” *The American Historical Review* 110(4), Washington: American Historical Association, 2005; “Conflict and Balance in District Politics: Tecali and the Sierra Norte de Puebla in the Eighteenth Century,” Arij Ouweneel (ed.), *Indian Community of colonial Mexico: Fifteen Essays on Land Tenure, Corporate Organizations, Ideology and Politics*. Amsterdam: Centro de Estudios y Documentación Latinoamericanos, 1990 ;Edward Osowski, *Indigenous Miracles. Nahua Authority in colonial Mexico*. Arizona: The University of Arizona Press, 2010.

以上のように、植民地時代史研究においてはインディオ村落共同体の枠を超えた人々のつながりや、より広域のネットワーク、それらの間に存在する双方向的な社会的・経済的影響関係にも踏み込む研究も出てきている。しかしながら、行政・司法文書では通常記録されることのない村内部の動きや村の外部からの影響を、インディオ村落共同体の分裂という、18 世紀メキシコで頻発していた構造的な変容との連関にまで踏み込んだ研究は管見の限り未だない。また、安村自身が 1994 年の論文で指摘していることではあるが、一つの村落共同体に関してその内部の政治的党派を通時的に扱った研究も未だない。

この点について考察するため、本論文ではテイラーが 2005 年論文で取り上げた 18 世紀のイスミキルパン郡の聖地マペテを巡って起こった訴訟を分析する。テイラーは、マペテへの巡礼慣行がオトミの民族性を基盤に広がったと主張するが、彼自身もその論拠の弱さについては認めてはいるものの、植民地時代のオトミの民族性を直接伝える記録がほとんど存在しないうえ、オトミ族以外にも十字架に対する愛着の強い民族がいることを踏まえると、やや無理のある主張と言わざるを得ない。何より、当時のイスミキルパン郡には宗教的連帯の基盤となるような社会的結合を形作る多様な要素が混在していたのであり、オトミの民族性以外の要因が宗教上のネットワークのあり方に作用していた可能性も否定できない¹⁷。例えば、この事例の中心となったマペテは、先スペイン期から続く伝統的な集落では

¹⁷ 例えば、オソウスキーが扱ったチャルコ地方の聖地アメカメカの事例でも、ナワ族以外の民族が巡礼に訪れている。Edward W. Osowski, "Passion Miracles and Indigenous Historical Memory in New Spain," *Hispanic American Historical Review* 88(4), 2008, p. 611.

なく、16 世紀の鉱山開発に伴い新設された労働者集落であった。人口増加と鉱業の再興に伴い人の移動が増えたであろうこの時期、旧来とは異なる形の人間関係が生まれていた可能性もあるのではないか。また本事例では、エリート層や村役人層ではない平民のインディオによって巡礼慣行および教会堂再建事業が創始されたのであるが、このようなことがなぜ可能だったのだろうか¹⁸。伝統的な村落共同体が分離を繰り返す中、村を基礎としない共同性、団結性が発露し、その一方でマペテ信仰を巡る政治的対立が生じるメカニズムはいかなるものであったのか。こうした疑問に答えるうえで、既に地域研究の蓄積のあるマヤ地域やオアハカ地方に比べるとスペイン化の度合いが高く、ミチョアカン地方と比べるとインディオのスペイン化の度合いが低い¹⁹イスキルパン郡の事例は、地域社会の変容におけるファクターを精査するうえで格好の材料となるだろう。

なお、ヌエバ・エスパーニャにおける聖人崇敬については川田玲子の聖フェリーペ・デ・ヘスス崇敬に関する包括的な研究があるが、この聖人崇敬の地方への浸透はかなり限られていたうえ、インディオ村落共同体での崇敬に関する資料もほとんど残されていないよう

¹⁸ テイラーはマペテ巡礼慣行の創始者を「カシーケ」のインディオと記述しているが、この人物は元々平民で、訴訟の過程でカシーケを称するようになったに過ぎない。Taylor, “Two Shrines,” p. 955.

¹⁹ 植民地化の早い時期からスペイン人の入植が進んだミチョアカンでは、1780 年代にインディオがスペイン人に対し医療行為を行ったりスペイン語を話したりと、スペイン化の度合いが高かった。安村直己「帝国における「中心」と「周縁」——八世紀メキシコにおける地域社会とスペイン帝国の再編——」濱下武志・川北稔編『地域の世界史 11 支配の地域史』山川出版社、2000 年、158-162 ページ。

である。また、ヌエバ・エスパーニャにおける教会建築の成立を先住民社会との関連で分析した横山和加子は、教会堂建設がインディオにとり、王権から政治・経済的な恩典を受けたり、属村が主村からの自立を目論む際の戦略的な道具として利用されたりしていた側面を指摘しているが、その行論においては個々の村の繁栄と衰退という要因にしか触れていない²⁰。

先に挙げた問題にアプローチする上では、安村の地域社会論が有効である。2000年の論考で安村は、ローカル・ポリティクスの動向を探るために地域社会論を応用し、植民地の住人が民族セクターごとに分断されているのではなく、偶発的な事件を契機にインディオ村落共同体内部で軋轢が生じたり、民族的境界を越えた統合が生起したりしていたことを明らかにした。その際安村は、従来の研究史において自明とされてきた民族・身分の差異や行政単位等の枠組みを相対視し、現地社会を生きていた人々の目線に立ち、彼らにとって重要性を持った、「内部の差異を抱えていながらも、成員が外部と接触する際には共通の帰属意識を認識させられるような空間」を炙り出し、異なる民族の間で「われわれ」意識が何らかの事件を契機として共有され、事態の変化に伴い動的に変化する様を提示した²¹。

この手法は、フランス史家の二宮宏之が紹介した、「形をもたない社会的結合」を重視す

²⁰ 川田玲子『メキシコにおける聖フェリーペ・デ・ヘスス崇拜の変遷史―神の沈黙をこえて』明石書店、2019年、227-228ページ；横山和加子『メキシコ先住民社会と教会建築 植民地期タラスコ地域の村落から』慶應義塾出版会、2004年、379-381、393-413ページ。

²¹ 安村「帝国における「中心」と「周縁」」。

るフランス・アナール学派のものと似ている。二宮は、アンシアン・レジーム期の多様な社会的結合が絶対王政期のフランスの統治機構において重要な役割を果たしていたことを明らかにする一方で、モーリス・アギュロンの研究を紹介し、寄合・ミサ・祭り・酒場・巡礼などの「形をもたない社会的結合」がフランス革命における共和主義運動を支えていたことを指摘している²²。また安村の 2000 年論文は、二宮の分析視角に欠けている点として仲松優子が指摘した、「支配される側」である地域住民の視点²³にも焦点を当て、支配する側とされる側の双方によるせめぎ合いすなわち政治実践のプロセスと、その絶えざる交渉の結果としての帰属意識の変容を追う上で示唆に富む。本稿では、この手法をもってイスミキルパン郡におけるマペテ教会堂の出現がそれまでのインディオ村落共同体の関係性にどのような影響を及ぼしたのか、マペテ教会堂を中心に広がった「形をもたない社会的結合」が「形をもった社会的結合」に変化する際にどのような問題が生じるのかを明らかにする。

なお、旧大陸の分析モデルを新大陸に適用することには異論も起こるかもしれないが、スペイン領アメリカ植民地に張り巡らされた、副王領、司教区、郡、教区、村、信徒会などの行政機構が征服以前の統治構造をベースに設定されていたとはいえ、スペイン帝国への編入以後、既存の統治権力に対して様々な特権が付与され、それらを媒介にして大多数のイン

²² 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」『全体を見る目と歴史家たち』木鐸社、1986 年；「ソシアビリテ論の射程」『結びあうかたち—ソシアビリテ論の射程』山川出版社、1995 年、9-15 ページ。

²³ 仲松優子『アンシアン・レジーム期フランスの権力秩序—蜂起をめぐる地域社会と王権—』有志舎、2017 年、17-19 ページ。

ディオ統治が試みられたという点では、旧大陸に見られたアンシアン・レジームと合致している²⁴。重要なのは、旧大陸各地のアンシアン・レジームと新大陸のそれがどう似ていてどう違うのかを実証的に解明していく地道な作業であろう。

マペテの事例に関して言えば、一定度の特権を付与された社団であるインディオ村落共同体が統治機構の末端として機能する一方で、地域の教会や聖地巡礼慣行が人々の「われわれ」意識やネットワーク形成に果たしていた事例が確認されており、「形をもたない社会的結合」が地域の特権集団や植民地当局との交渉においていかなる政治実践を行っていたのかを問う意義は十分にあると考える。

具体的な分析方法としては、法制上定められた村や郡などの「形をもった社会的結合」と、親類関係やビジネス上の人間関係、宗教ネットワークなどの「形をもたない社会的結合」などを一次資料の詳細な情報から読み解き、これらの関係性がいかに相互的な影響を及ぼしていたのかを浮かび上がらせる。また、社会的結合が必ずしも固定的な性質であったわけではなく、「形をもった社会的結合」と「形をもたない社会的結合」の相互作用によって、ダイナミックにその枠を開閉したり、その枠組みを強めたりする側面を持っていた点を描き

²⁴ ゲーラは、新大陸特有の社会・文化という特殊要因はあったにせよ、スペイン王室の新大陸植民地における統治政策はイベリア半島でのレコンキスタの延長線上にあり、ヌエバ・エスパーニャにおいてもヨーロッパ社会と同様の旧体制が敷かれたとしている。François-Xavier Guerra *México: del Antiguo Régimen a la Revolución*. México: Fondo de Cultura Económica, 1991 (仏語初版 1985 年) ; Marcello Carmagnani *Formación y crisis de un sistema feudal: América Latina del siglo XVI a nuestros días* Trad. de Felix Blanco, México: Siglo Veintiuno Editores, 1976 (伊語初版 1975 年) .

出すことによって、新たなメキシコの植民地社会像の提示を試みる。その際には、イスミキルパン郡やその村々の境界を越えた人々の社会的結合に焦点を当てながら、民衆信仰を巡って起こった複数の訴訟事例を横断的に分析することで「形をもたない社会的結合」を浮き彫りにし、それらがどのように地域社会における個人や集団の選択を規定し、更には植民地政府に対する働きかけへと繋がっていたのかを明らかにしていく。

本論文の構成は以下の通りである。まず、第 1 章でメキシコにおける植民地化の流れを法政面と社会経済面から概観し、植民地期後期にいかなる社会状況が成立していたかを紹介する。第 2 章では、イスミキルパン郡におけるスペイン人の入植と経済発展の結果生まれた、複合的かつ流動的な地域社会の姿を提示する。第 3 章で、マペテでの教会堂再建事業を巡り起こった訴訟の分析から、移動するインディオ、村役人層、聖職者や郡長官らスペイン人役人の利害や思惑を炙り出し、地域社会に張り巡らされた形をもたない社会的結合関係と村の論理がいかに対立し、その後調和するに至ったのかを見ていく。続く第 4 章では、教会堂を完成させ、副王庁から公式の村としての認可を得たマペテと他の村のインディオが教会堂の運営権を巡って争った訴訟から、村の教会を越えた教会堂運営—これも形をもたない社会的結合に基づく—のあり方を明らかにすると同時に、マペテ村住民と村の外の信者それぞれの論理のせめぎ合いを明らかにする。第 5 章では、エル・カルドナル教区の別の地区で活動していた一人の隠者とエル・カルドナル村との間で起こった祭礼費用の負担を巡る訴訟から、民衆信仰の管理者と村役人、ひいては教区司祭、郡長官、中央集権化政策を進める官僚の思惑が交錯し、現地での祭礼のあり方と官僚の政策指針とが相互に影響を及ぼし合っていたことを明らかにする。

本論文で一次史料として用いるのは、メキシコ国立総合文書館(Archivo General de la Nación、以下 AGN)及び人類学歴史学研究所(Centro de Documentación de la Biblioteca Nacional del Museo de Antropología e Historia、以下 CDBNMAH)の歴史資料センターに所蔵される未刊行資料である。後者の資料は地域ごとに数十本のマイクロフィルムが用意されているだけで内容まではカタログ化されていないが、前者の所蔵資料は比較的整理されており、本論文の事例分析で扱う資料は主に国有化財産部門(Ramo de Bienes Nacionales)、土地係争部門(Ramo de Tierras)、民事訴訟部門(Ramo Civil)のものである。マペテの事例は様々な要素を併せ持っているため、聴訴院だけでなく時には大司教座裁判所まで訴状が提出されたが、最終的にはこれらの部門に収蔵されることとなったようである。

第 1 章

メキシコ植民地社会の成立と変容

第 1 節 植民地統治機構と植民地社会

1.1.1 世俗行政

1521 年、エルナン・コルテスの手によりアステカ王国が滅ぼされ、スペイン人はその領土の植民地化すなわち新スペイン（ヌエバ・エスパーニャ）建設に着手する。彼らはまずアステカ王国の首都テノチティトランをメキシコ市と称して拠点とし、広大な領域に住む先住民（当時の総称に従いインディオと呼ぶ）から効率的に富を収奪すべく、既存の統治構造を利用しながら植民地体制の整備を始めた。

新大陸植民地統治に関する最も重要な機関はインディアス枢機会議であった。これは、カスティーリャ枢機会議の中に、新大陸が発見された直後のカリブ海における様々な事柄を担当すべく設けられたインディアス会議を前身とする官僚組織である。1524 年、カルロス 5 世はこれを国王直属の機関として独立させ、新大陸のスペイン領植民地に関する法律を起草、発布するのに加え、国王に代わって世俗・宗教的行政機関の官吏を任命し、定期的に査察官を派遣しては官吏が職務を適切に遂行しているかを遠方から監視した。

植民地における最高の統治機関は聴訴院（アウディエンシア）であり、最初は 1511 年、エスパニョーラ島のサント・ドミンゴに設置された。カルロス 1 世はアステカ王国の征服完了当初、コルテスをヌエバ・エスパーニャの総督兼最高司令官に任じてヌエバ・エスパーニャの開拓に関わる全権を委ねていたが、1527 年には聴訴院をメキシコ市に設置し、コル

テスから統治権を奪った。設置されて間もない時期の聴訴院には二人の聴訴官がいたが、そこにスペイン有力家系のヌニョ・デ・グスマンが着任した。彼らによる統治は収賄と汚職と不正に塗れ、カルロス 1 世により「インディオの保護官」に任ぜられた初代メキシコ司教スマラガに糾弾された。第一次聴訴院はスマラガによる聴訴官全員の破門という形で失敗に終わったが、1530 年に新設された第二次聴訴院（ラミーレス・デ・フエンレアルが長官と新スペイン総督を兼任）は軌道に乗り、その 5 年後に派遣された副王アントニオ・デ・メンドーサが聴訴院の長官を兼任した。15 年近く続いたメンドーサによる統治と、司教スマラガのサポートにより、ヌエバ・エスパーニャの統治体制の基礎は確立した。これ以降、ヌエバ・エスパーニャの副王が聴訴院の長官を兼任するのが慣例となり、副王は複数の聴訴官からなる諮問機関に補佐されつつ統治を行った¹。

地方行政機構確立までの過渡期における地方統治には、エンコミエンダと呼ばれる制度が活用された。エンコミエンダとは、「委託」を意味するスペイン語で、本来はイベリア半島のレコンキスタの過程で作られた制度である。イベリア半島においては、キリスト教徒の騎士団にイスラム教徒から奪った土地が一時的に与えられるという制度であったが、新大陸ではカリブ海域征服の時代に導入され、征服戦争の功労者に先住民の保護と文明化（すな

¹ Peter Gerhard, *Geografía Histórica de la Nueva España 1519-1821*. México: Universidad Nacional Autónoma de México, 1986, pp. 10-14; Charles Gibson, *The Aztecs*, chap. 2; チャールズ・ギブソン著、染田秀藤訳『イスパノアメリカ植民地時代―』平凡社、1981 年、第 3 章、第 5 章; Michael C. Meyer and William L. Sherman, *The Course of Mexican History (Fifth Edition)* Oxford: Oxford University Press, 1995(1979), pp. 141-144.

わちキリスト教化)を委ねるという名目で、インディオに貢租賦役を課する特権を与えると
いうものとなっていった。委託された地域は広義の所領ではあったものの、土地所有権は王
室に帰属していた点、その世襲権が曖昧であった点、裁判権を伴わなかった点で、中世領主
制とは全く異なる。また、インディオは国王の臣民として位置づけられ、奴隷でも農奴でも
なかったのであるが、「委託」を受けたスペイン人（エンコメンデーロ）は、いわば戦利品
であるこの特権を利用し、インディオを虐待して私腹を肥やすのが常であった。制度を実行
する上での規律が用意されてなかったために、カリブ海域ではインディオが過酷な労働を
課され、衰弱死や虐待死によってほぼ絶滅してしまった²。

エンコメンデーロ自身は封建領主としての世襲身分を獲得したものと思っていたが、彼
らの期待に反し、スペイン王室はエンコミエンダ制を征服後の秩序の安定化のための一時
的な手段に過ぎないと考えていた。王室は、ラス・カサスをはじめとするドミニコ会士らに
よるインディオ保護運動への対応を建前に、エンコミエンダ制の規制に乗り出す。1542年、
インディオ保護を謳う「インディアス新法」により、インディオは国王の「自由な」臣民と
再定義され、エンコメンデーロが彼らに強制労働を課することを禁止した³。労働の内容に関
しても細則を設け、エンコミエンダのインディオを鉱山での過酷な労働に従事させること

² Gibson, *The Aztecs*, chap. 2; Meyer and Sherman, *The Course of Mexican History*, pp. 130-132; 大貫良夫ほか『新訂増補 ラテン・アメリカを知る事典』平凡社、1999(1987)年、91 ページ。

³ インディアス新法の導入とエンコミエンダ制廃止までの経緯は染田に詳しい。染田秀藤『ラス・カサス伝 ―新世界征服の審問者』岩波書店、1990年、194-205 ページ。

は禁じられ、代わりに農業や土木作業などに割り当てる方針が採られた。だが、法制度がさまざま実態に反映されることはなく、相変わらずインディオは重税に苦しみ、インディオ人口の激減も止まらなかった。労働力不足によって、エンコミエンダの収入も目減りしていく有様であった。エンコメンデーロらの激しい抵抗に合い、また王室自身も旧大陸での戦費増大に汲々としていたことから、1545年の段階で「新法」の一部（エンコミエンダ世襲の禁止）を撤回せざるを得なかった⁴。

1549年、王室は再度エンコメンデーロが自由裁量によってインディオに無償の労役を課すことを禁じ、また役人による納税額査定制度を導入することでインディオが負っていた納税義務を一本化した。エンコメンデーロは、役人が徴集した税の一部を受領することで満足せねばなくなり、これは労働力徴発制度としてのエンコミエンダの事実上の廃止を意味していた。更に、フェリペ2世治下の1562年、王室がエンコミエンダの世襲禁止に踏み出したとの噂を耳にし、現地のエンコメンデーロたちは狼狽えた（1565年、その噂は現実になる）。その内実は定かでないが、メキシコ市の聴訴官やベラスコ二世の暗殺及び植民地政府の転覆、コルテスの嫡子マルティンへの戴冠を企てた嫌疑で、1566年にコンキスタドールのアロンソ・デ・アビラの同名の甥と、その兄弟ヒル・ゴンサレス・デ・アビラ両名が処刑された⁵。その後も、1590年代を通じてヌエバ・エスパーニャのエンコミエンダの多

⁴ Meyer and Sherman, *The Course of Mexican History*, pp. 148-149、染田『ラス・カサス伝』、242、303-304ページ。

⁵ *Diccionario de historia de España*. Vol. 1, dirigido por Germán Bleiberg, Madrid: Alianza Editorial, 1981, pp. 422, 1009; Meyer and Sherman, *The Course of Mexican*

くが王室に戻されていった。エンコミエンダ制は、ヌエバ・エスパーニャにおいて名目上は 1718 年まで存続したものの、王室がエンコミエンダの相続や行政権まで制限するようになったために、16 世紀中にはこの制度は完全に形骸化してしまい、単なる年金制度のようなものになった⁶。

エンコメンデーロに代わってまず地方統治を担ったのは、コレヒドールと呼ばれる地方行政官であった。聴訴院は、1529 年から 1535 年にかけてヌエバ・エスパーニャ各地にコレヒドールを派遣し、インディオからの租税の徴収と行政を担わせた。1550 年以降は、エンコミエンダも原則としてコレヒドールの管轄下に置かれ、エンコミエンダにおける租税の徴収もコレヒドールに委ねられた。しかしながら、エンコメンデーロがコレヒドールに成り代わったことで、インディオの置かれた状況が大きく改善されたという訳でもなかった。聴訴院の上級官僚の多くが本国から派遣されるスペイン人であったのに対し、コレヒドールなどの下級の官職は現地で売買されるのが通常であった。そのため、実情としては、元エンコメンデーロがコレヒドールに選任されることも珍しくなかったうえ、これらのポストもエンコミエンダと同様に不正の温床となりえたのである。ポストを得るため王室に多額の手数料を支払っていたコレヒドールは、任期中に投資分を取り返し、可能な限りの致富を果たそうとインディオを酷使した。この惨状を目の当たりにした初代副王メンドーサは、より法務に長けたアルカルデ・マヨールに地方行政を移管していったが、本質的な役割は変わ

History, pp. 159-160.

⁶ Gibson, *The Aztecs*, chap. 2; Meyer and Sherman, *The Course of Mexican History*, chaps. 8, 9; 大貫『ラテン・アメリカを知る事典』、91 ページ。

らなかったため不正がなくなったわけではなかった。1786年に中央集権化政策の一環として実施された地方長官（インテンデнте）制の導入以後は、アルカルデ・マヨールにスブデレガードが取って代わった⁷。地方長官制導入に伴う細則の変更はあったものの、スブデレガードの基本的な職務もアルカルデ・マヨールとさほど変わらないため、本稿ではコレヒドール、アルカルデ・マヨール、スブデレガードの全てについて郡長官と総称している。

郡長官の仕事は、管轄領域のインディオからの徴税、インディオへの商品割当制度レパルティミエントによる流通の安定化⁸、訴訟などの司法問題への対応、治安の維持などである。ヌエバ・エスパーニャでは織物と金属を除く物品の価格が統制されており、その仕事を担うのも郡長官であった。特に鉱山地帯においては、牧畜業者は競売によって獣肉・獣脂・皮革の販売許可を得て、予め決められた時期に決められた市場で商品を販売するものとされた。屠畜も許可制であり、例えそれが個人所有の家畜であっても、無許可で殺すことは固く禁じられていた⁹。

特に 16 世紀半ばに徴税手段に関わる制度が厳格化して以降、郡長官は 4～5 年の限られ

⁷ Gibson, *The Aztecs*, chap. 2; Woodrow Borah, “El gobernador novohispano (alcalde mayor/ corregidor): Consecución del puesto y aspectos económicos,” en Woodrow Borah (coord.), *El gobierno provincial en la Nueva España 1570-1787*. México: UNAM-Instituto de Investigaciones Históricas, 1985, pp. 37-50; Meyer and Sherman, *The Course of Mexican History*, chaps. 8, 9.

⁸ レパルティミエント制の詳細については本章第 2 節を参照。

⁹ Robert Cooper West, *The mining community in northern New Spain*. Berkley: University of California Press, 1949, pp. 62-63, 74-75, 84.

た任期の中で私腹を肥やすべく市場に介入した。彼らは赴任先の商人を代官として雇い、レパルティミエントを通じてインディオから安値で買い上げた農作物や織物などを都市で販売したり、インディオが普段利用することのない奢侈品や家畜を強制的に買わせたりするなど、不正も横行した。インディオから買い上げた商品をそのまま、買値よりも高値でインディオに買わせることもあった¹⁰。市場への商品の安定供給、商品価格の統制といった名目のもと、こうした構造的な搾取と被搾取の関係は 18 世紀まで続いた¹¹。

他方で、郡長官には役人として管轄領域で生じた法的な問題に対処するという任務もあった。郡長官は地方行政における副王の代理人であったので、管轄領域のあらゆる事柄に対処することが求められた。地域の名望家が名誉職として郡判事を務めることもあったが、通常は世俗の裁判権も郡長官に委ねられ、郡で起こる法的な問題に対応し、副王や聴訴院が下した命令の内容を実行するものとされていた。管轄領域のインディオ村落共同体から陳情があった際にも対応に当たったが、地域の利害関係に縛られた郡長官の裁定に不満を持った原告がメキシコ市の副王に直訴することも少なくなかった。

¹⁰ 郡長官の任命権は国王にあったが、実際には売官の対象であったうえ十分な俸給が用意されているわけではなかったため、その職権による致富を王室も看過せざるを得なかった。

Borah, “El gobernador novohispano,” pp. 44-50 ; Gibson, *The Aztecs*, pp. 94-97.

¹¹ 例えば 1787 年、タクーバ郡の長官がテカマチャルコ村のインディオに痩せこけたラバを 30 ペソという高値で売りつけたかどで訴えられている。このような事例は、メキシコ植民地においては枚挙に暇がない。William B. Taylor, *Magistrates of the Sacred. Priests and Parishioners in Eighteenth-Century Mexico*. Stanford: Stanford University Press, 1996, p. 397.

1.1.2 教会行政と司法

アメリカ大陸の征服と植民は、先住民の「魂の救済」すなわちキリスト教化という大義名分のもとに進められており、元来不可分な性質のものであった。ローマ教皇との交渉の末、1508年に国王特権（*Patronato Real*：宗教保護権とも訳される）を得ていたスペイン国王は、植民地に派遣される聖職者を任命し、教会の活動や収益を監督し、教皇勅書を拒否する権限を持っていた。つまり、事実上、植民地教会は新大陸で宗教活動を遂行する特権と義務を、ローマ教皇ではなく国王から付与されていたのである¹²。征服完了当初には在俗聖職者が不足していたため、国王は特例として修道士にアメリカ大陸での布教を任せた。その後の教区運営も修道士に委ね、インディオと共に暮らし、彼らを文明化させる使命を課した。

当初、コルテスの遠征隊に伴われて新大陸に初めて足を踏み入れた従軍司祭たちは、しばしば強引な布教活動を繰り広げた。人身御供の場であった神殿やピラミッドを破壊し、アステカの神官を処刑し、あらゆる書物を悪魔の書として焼き払った。征服完了後は、コルテスの要請を受けて派遣された修道士が続々と到来した。先陣を切ったのはフランシスコ会で、1523年から24年かけて15人のフランシスコ会士がヌエバ・エスパーニャでの宣教活動を始めた。1525年にはドミニコ会も到着し、そのうちの一人でインディオの保護に奔走した

¹² Nancy Farriss, *Crown and Clergy in colonial Mexico, 1759-1821: the crisis of ecclesiastical privilege* London: Athlone Press, 1968, pp. 22-28; Rosa Camelo, “El cura y el alcalde mayor,” en Borah, *El gobierno provincial*, pp. 151-153; 国本『メキシコの歴史』98-99 ページ。

バルトロメ・デ・ラス・カサスはチアパス司教となった。アグスティヌス会が進出したのは 1533 年であった。これらの修道会が各地に勢力を広げるのには、長くは掛からなかった。1559 年には、フランシスコ会は 30 の修道院に 380 人の修道士を、ドミニコ会は 40 の修道院に 210 人の修道士を、アグスティヌス会も 40 の修道院に 212 人の修道士を擁するようになっていた。フランシスコ会士のモトリニアによれば、1537 年の時点で既に 900 万人のインディオの改宗が完了していたとされる。イエズス会も、フェリペ 2 世からの要請を受け 1572 年からヌエバ・エスパーニャでの宣教を始めた¹³。

しかしながら、スペイン語もキリスト教の教義も容易には理解しないインディオに集団洗礼を施したところで、インディオがすぐさまカトリックの教義を理解するようになったわけではない。土着の神々の痕跡を消し、教会の前の広場での集団洗礼によって「建前上は」彼らを改宗させたものの、土着の慣習が引き続き行われる状況に宣教師たちが甘んじざるを得ない状況は続いた。そこで彼らは、インディオの言語・習慣を積極的に学び、土着の宗教が持つ特徴を利用しながらカトリックの教えを広めていった。植民地期初期には征服以前の階層的な支配構造が温存されていたため、インディオ貴族の子弟を積極的に伝道士として教育し、彼らを教化集落の指導者とすることで、大多数のキリスト教化に活用した。こうした様々な工夫により、16 世紀半ばまでには既にメキシコ中央部のほとんどのインディオの表向きの改宗は完了し、毎週の教会でのミサや毎年のカトリックの祝祭などが慣行化された。

¹³ Meyer and Sherman, *The Course of Mexican History*, pp. 186-188.

ヌエバ・エスパーニャの教会組織は、ヨーロッパ大陸の教会組織がそうであったように、当初より不和を内包していた。カトリック教会は、都市の聖堂に鎮座する司教を中心として活動する在俗教会¹⁴と、各会の規律に従って修道院の中で文字通り修道に励む托鉢修道会の二本柱から成っていた。本来、宣教活動は托鉢修道会の活動の範疇には無く、彼らはヌエバ・エスパーニャで不足していた在俗聖職者の仕事を代替していただけなのである。托鉢修道会は、ローマ教皇から付与された特権によりほとんどの管轄領域でインディオから十分の一税を徴収する任を負わず、王室から支払われる報酬とインディオが納める貢納・労役を生活の糧としていた。しかし、インディオの改宗活動が終わり、植民地教会組織の整備が完了する頃には、王室は国庫にとり負担でしかない修道会を疎ましく思うようになっていた。また、新大陸で増加し続ける在俗聖職者からも、実入りの良い地域の司祭ポストを独占する修道会は攻撃の対象とされた。かくして、十分の一税やその他の収入で国庫を潤したい王室と職にあぶれた在俗聖職者は利害を同じくすることとなり、16 世紀半ば以降は王権に忠実な在俗教会を優遇する方針が徐々に採られていった¹⁵。

最初に積極的な教会改革に当たったのは、フェリペ 3 世であった。1612 年の王令で彼は、

¹⁴ 1528 年に初代メキシコ司教スマラガが着任して以降、植民地教会組織の実質的な整備が進み、植民地時代の中に計 9 つの司教区が設定された。Gerhard, *Geografía Histórica*, pp. 17-22.

¹⁵ Virve Piho, “La secularización de las parroquias y la economía eclesiástica en la Nueva España,” *Journal de la Société des américanistes*, 64, pp. 81-82, 1977; 1583 年、フェリペ 2 世は修道会が管轄する先住民教区の在俗聖職者への移管を命じたが、修道会の抵抗を受け、その王令を 2 年後に撤回してる。Camelo, “El cura y el alcalde mayor,” pp. 154-155.

十分の一税から上がる税収の確保が喫緊の課題であることを明言した¹⁶。その 6 年後には、十分の一税の徴収における修道会の怠慢を批判し、彼らに代わって在俗聖職者が教区運営をすべきだと主張した。この流れに乗じ、メキシコ大司教は 1620 年、管轄域内の修道院のアシエンダと持参金の管理に介入する権利を手に入れた。更に、次の代のフェリペ 4 世は、教皇大使であった従弟を通じて、修道会にも十分の一税の徴収と国庫への支払いを課す教皇令の発行を求めた。それだけでなく、教区運営に当たる修道士の先住民言語能力の検定を義務付けたり、修道会がインディオ村落共同体の中に不動産を所有することを禁じたりと、様々な形で圧力を掛けた。十分の一税を巡る対立は裁判闘争にまで発展し、在俗教会に味方する王室は、聖職禄を没収できる権利を武器に修道会を脅した¹⁷。

フェリペ 4 世は、在俗化の先兵としてヌエバ・エスパーニャ副王兼プエブラ司教にフアン・デ・パラフォスを任じた。彼は 1640 年の着任後すぐに管轄司教区の在俗化に着手し、フランシスコ会の管轄教区を取り上げ、当時 700 人に及んだとされる聖職禄を持たない在俗聖職者に割り当てていった¹⁸。在俗化により、一人の司祭に対して国庫が負担するコストは十分の一になったという。ただしプエブラ以外の地域では、教区の在俗化は 18 世紀半ばまで実施されなかった。先行者である修道士に比べると、在俗聖職者は先住民語の運用能力

¹⁶ スペイン領内の教会が得る十分の一税のうちの九分の二が国庫収入となった。Chevalier, *La formación de los latifundios*, p. 342.

¹⁷ Piho, “La secularización”, pp. 83-84.

¹⁸ Piho, “La secularización”, pp. 84-85.

に乏しかったため、王室も修道士に対して寛容にならざるを得なかったのである¹⁹。

1749年の王令布告以後は、各司教区は逝去した修道会付司祭の後任に在俗聖職者を任命するものとされた²⁰。当時の聖職者の半分以上を占めていた聖職禄を持たない在俗聖職者は、親類が死後のミサのために抵当に入れた資産から支払われる年金²¹や、遺産として引き継いだアシエンダや不動産などから上がる収入で生計を立てていたが、教区の在俗化が達成されたことにより、これらクリオーリョの社会的・経済的地位は向上した²²。

外部から赴任してきた郡長官が数年で任期を終えて帰るのに対し、教区の主任司祭のポストには原則として任期は無かった²³。インディオの居住空間に密接に関わっていた教区司

¹⁹ Meyer and Sherman, *The Course of Mexican History*, pp. 191-192.

²⁰ メキシコ大司教区における修道会管轄教区は、1756年には全教区の24%、1765年には14%まで減り、1770年代には全ての教区が在俗化された。David A. Brading, *Church and State in Bourbon Mexico. The diocese of Michoacán 1749-1810*. Cambridge: Cambridge University Press, 1994, pp. 77-78; Taylor, *Magistrates*, pp. 83-86.

²¹ これはカペジャニア(capellanía)と呼ばれる制度で、故人が第三者に委託した財産から上がる年利を元手に司祭を雇い、自らの死後にミサを実施させるシステムである。年金の受取人に近親者を設定しえたため、相対的に流通の未発達であった植民地期メキシコでは数少ない安全な資産の管理、運用方法の一つとして用いられた。Chevalier, *La fundación de los latifundios*, pp. 369-370; Gisela Von Wobeser, *Vida eterna y preocupaciones terrenales. Las capellanías de misas en la Nueva España, 1600-1821*. México: UNAM-Instituto de Investigaciones Históricas, 1999.

²² Jonathan Israel, *Razas, clases sociales y vida política en el México colonial 1610-1670*. México: Fondo de Cultura Económica, 1985, pp. 60-61; Taylor, *Magistrates*, pp. 78-80.

²³ Taylor, *Magistrates*, pp. 396-397.

祭は、地域社会の重要なアクターであった。司祭はミサなどの宗教サービスに対する手数料などの定期収入を得るほか、インディオから毎週決まった量の生活物資と労働力が提供された。司祭に対するこのような教区民の奉仕義務は植民地化以後の伝統的な慣行として長く続けられたが、教区民からの過剰な搾取を禁じる法令が度々出され、18 世紀半ばに副王が公定料金表(arancel)を發布して以降は、聖職者がインディオから受ける奉仕への対価として一定の報酬が支払われるものとされた²⁴。

彼らは週末のミサで日常的にインディオと顔を合わせ、新生児の洗礼や婚礼、葬儀を行うことで教区民の生き死ににも関わっていた。子供が生まれた際には、司祭がその両親の人種と年齢、そして生まれた子供の人種と性別を教区簿冊に記録した²⁵。こうした住民の情報は、郡長官が貢納や税の査定を目的として戸籍を確認する際に活用された。教区司祭が教会への労働力を確保するために教区民の数を過少申告するなど、利害を巡って郡長官と対立することも珍しくはなかった²⁶。

²⁴ Camelo, “El cura y el alcalde mayor,” pp. 162-164; Taylor, *Magistrates*, pp. 134-135; Rodolfo Aguirre Salvador, “La diversificación de ingresos parroquiales y el régimen de sustento de los curas. Arzobispado de México, 1700-1745,” *Relaciones. Estudios de Historia y Sociedad*, vol. 142, primavera 2015, p. 211.

²⁵ 教区民の人種の判別は、その業務に長けた教区司祭が行うものとされていたが、リカルド・コネツケは植民地期後期の記録から、教区民の自己認識がある程度影響した可能性を指摘している。John K. Chance and William B. Taylor, “Estate and Class in a Colonial City: Oaxaca in 1792,” in *Comparative Studies in Society and History*, vol. 19(4), Cambridge: Cambridge University Press, 1977, p. 461.

²⁶ Camelo, “El cura y el alcalde mayor,” pp. 156-157.

郡長官が発布する王令や副王令をインディオに口頭で伝えるのも司祭の役目であったし、インディオの権利が侵害された際には地域の限られた知識人として司祭が法的な助言を与えた。郡長官に代わって、村長選挙の結果に承認を与えたり、インディオ村落共同体が保有する共同体金庫の開閉に必要な二つの鍵のうちの一つを預かったりすることも多かった。良好な関係を築けた教区司祭と教区民は、パードレ（スペイン語で「父」の意）、イーホ（スペイン語で「息子」の意）と呼び合い、互いの信頼関係を確認した。司祭の中にはこのように社会的影響力を持つ一方で、その立場を活かして地主・店主・商人として経済的影響力も行使する者がいた²⁷。

司祭はしばしば教会裁判所の判事や異端審問官も兼任していたが²⁸、司教が教区の監視のために教区司祭以外の聖職者に裁判権を委ねることもあった²⁹。通常、教会裁判権は教会法に関わる諸問題を裁くものとされていた。ただ、インディオの生活に関わる宗教的な問題と世俗の問題との間の線引きは曖昧であったため、しばしば植民地の教権と俗権は管轄を巡

²⁷ 当然ながら、司祭の性格には個人差があり、私財を投げ打って教区民の宗教的生活の向上に注力する司祭もいれば、俗人の農園主さながらに私腹を肥やして賭け事や女遊びに興じる司祭もいた。Taylor, *Magistrates*, pp. 180-181, 207-208.

²⁸ 但し、司教から裁判権を与えられていたのではなく、慣習的な役割に過ぎなかったことがほとんどである。Taylor, *Magistrates*, pp. 79, 158-160.

²⁹ Antonio Rubial García (coord.), *La Iglesia en el México Colonial. Seminario de historia política y económica de la iglesia en México*. México: Universidad Nacional Autónoma de México, p. 79; *El cristianismo en Nueva España. Catequesis, fiesta, milagros y represión*. México: Fondo de Cultura Económica, 2020, p. 143.

り対立した。インディオの間で起こった事件は、それぞれのインディオ村落共同体の参事会で採決が下された。そこで解決できない世俗の問題は郡の判事（通常は郡長官が兼任）に、教会法に関わる問題は教区教会裁判所の判事に上訴することができた。郡あるいは教区レベルで解決できない問題は、最高裁であるメキシコ市の聴訴院や大司教座聖堂裁判所で審議された。聴訴院が従属する唯一の機関である本国のインディアス枢機会議にまで訴状が送られることもあった。

ヌエバ・エスパーニャの司法の特徴として、インディオを植民者の脅威から保護する「インディオ保護官」という職務が初代メキシコ司教スマラガにより導入されたことが挙げられる。この職務はスマラガから副王へと移されたのち代々引き継がれ、1591年には公的機関として聴訴院内にインディオ総合裁判所が設置された。設置からしばらくして、その運営費用をインディオに負担させるべく半リアルが人頭税に上乗せされた。聴訴院は郡裁判所の控訴審ではあったが、現地に利害関係を持たない副王の裁決を望んで初審から聴訴院を利用するインディオも多かった。植民地時代を通じて、インディオは「訴訟好き」と評されるほど紛争解決手段として法廷を利用した³⁰。特に18世紀以降は、急激な人口増加やブルボン改革を原因とする社会問題の増加に比例し訴訟件数も上昇した³¹。

³⁰ Woodrow Borah, *El Juzgado General de Indios en la Nueva España*. Trad. de Juan José Utrilla, México: Fondo de Cultura Económica, 1985, pp. 55-56, 64, 90-130; ギジェルモ・F. マルガダン、中川和彦訳『メキシコ法発展論』アジア経済研究所、1993年、92-93ページ。

³¹ 法廷を使った女性や平民層のインディオ、奴隷などによる伝統的な植民地体制への挑戦

1.1.3 インディオ村落共同体の設立

メキシコの植民地時代を通じて、統治機構の末端に位置していたのがインディオ村落共同体である。征服直後、宣教師たちによって布教の効率化のために設定された教化集落は、世俗面でのインディオ統治組織としても活用されることとなる。宣教師は、各々の教化集落に相応しい守護聖人を選んで教会堂の主祭壇に安置し、集落の名前にその聖人の名を冠するのが通例であり、集落が世俗行政上の村として再設定された後もこの慣行が続いた。村の中央広場に面して教会堂と村役場が建ち並び、村の権威を象徴した。

征服から間もない 1520 年代は、平民に対し絶対的な影響力を有していた首長トラトアニ（スペイン人は彼らのことをカシーケと呼んだ³²）の権威を利用して、改宗および徴税と労働力の徴発が行なわれていたが、1535 年に副王が着任してからは、カシーケがメキシコ市に出向いて副王から直々に指導者の杖を授与され、村の統治者すなわちゴベルナドールと

についてはプレモに詳しい。Bianca Premo, *The Enlightenment on Trial. Ordinary Litigants and Colonialism in the Spanish Empire* New York: Oxford University Press, 2017.

³² スペイン人はアンティール諸島に住んでいたタイノ族の首長がカシーケと呼ばれていた慣行を新大陸にも持ち込み、ヌエバ・エスパーニャのインディオ首長をカシーケと呼んだ。原則、カシーケは一つの村落共同体に一人のみとされていたが、植民地化当初より伝統的なトラトアニではない下級貴族がカシーケを自称したり、そもそもカシーケを称するインディオの系譜が不明確であったりするケースが相次ぎ、次第にインディオの間でもスペイン人の間でもこの用語が濫用されるようになっていった。García Martínez, *Los pueblos de la Sierra*, p. 200.

呼ばれるようになった³³。

トラトアニを擁する先住民首長国（ナワ語ではアルテペトルと呼ばれる）などの比較的大規模な集落には参事会（カビルド）が設置され、旧来のピラミッド型の統治構造のスペイン化が図られた。参事会の設置を認められた集落はインディオ村落共同体(*república de indios*)と呼ばれ、スペイン人の監督のもとで自治が行なえるように、共同体金庫が設置され、一定の広さ（原則として 600 バラ³⁴）の共有地が割り当てられた。こうして村参事会による自治が行われるようになった村を、スペイン人は「一本立ちの村（*pueblo por sí*）」と呼んだ。以上のような統治構造の制度化が、エンコミエンダの事実上の廃止の動きとほぼ同時並行で進んだ。

ただし、インディオ村落共同体が征服以前の統治構造をそのまま踏襲していたわけではない点に留意する必要がある。スペイン人は、先スペイン期に由来する主邑（アルテペトル） - 属邑（カルブリ）構造を、スペイン風に主村（カベセラ） - 属村（スヘート）と呼んだが、

³³ Gibson, *The Aztecs*, chap. 7.

³⁴ 600 バラはおおよそ 0.5km に相当するが、それを村のどの地点から計測するのか、600 バラを半径とするのか直径とするのかについて、当初その適用方法にはバラつきがあった。1695 年の王令以後は、村の中心の教会の扉から半径 600 バラを計ることとされた。その計測方法を用いれば、村の領域は約 1 km²に相当する。Gibson, *The Aztecs*, pp. 284-293; Taylor, *Landlord and Peasant*, pp. 67-74; Stephanie Wood, “The Fundo Legal or Lands Por Razón de Pueblo: New Evidence from Central New Spain,” in Arij Ouweneel (ed.), *Indian Community of colonial Mexico: Fifteen Essays on Land Tenure, Corporate Organizations, Ideology and Politics*. Amsterdam: Centro de Estudios y Documentación Latinoamericanos, 1990.

アルテペトル - カルプリー編成原理はスペイン人が考えるほど単純なものではなく、主村 - 属村構造への移行に際しては混乱が生じた。トラトアニを擁するアルテペトルであっても主村に設定されなかったり、アルテペトルではなかった集落が主村の地位を副王に要求したりするなどの混乱が生じ、訴訟が相次いだ。その結果、16 世紀を通じて既存のアルテペトルの数よりも多くのインディオ村落共同体が設定されるに至った³⁵。

村参事会は通常一つの主村につき一つ設置され、毎年の選挙で選ばれる村長（ゴベルナドール）を筆頭に、村長補佐（アルカルデ）、参事会員（レヒドール）、書記（エスクリバーノ）、警吏（アルグアシル）、司祭補佐（フィスカル）、経理（マヨルドーモ）などによって構成されていた。アルカルデ、レヒドールなどの下位役職には通常属村のインディオが任命され、村の規模に応じてその人数は増減した³⁶。

制度上は、村長は毎年の選挙によって交代することが望ましいとされたが、初期の段階では伝統的な権威と経済基盤を有するカシーケを再任することが好まれた³⁷。しかし、カシーケ層が征服以前に有していた宗教的・軍事的権威は既に失墜していたのに加え、王権が彼らの世襲してきた領地や農奴などを所有する特権までも否定するようになった結果、カシ

³⁵ Gibson, *The Aztecs*, chaps. 3, 7. ロックハートは、カルプリーが従来考えられていたよりも高い自立性を有していたと考える。James Lockhart, *Nahuas and Spaniards*, pp. 23-38.

³⁶ 通常の規模のインディオ村落共同体では、ゴベルナドールが一人、アルカルデが二人、レヒドールが四人置かれ、村落共同体の規模に応じてアルカルデとレヒドールの数が増やされた。Gibson, *The Aztecs*, chap. 7; Taylor, *Magistrates*, pp. 12-13.

³⁷ 伝統的首長層の影響力を制限する方針を採っていた副王庁は、16 世紀中ゴベルナドールの再任を度々禁じている。Gibson, *The Aztecs*, pp. 168, 175-6.

一ケ層は社会的威信を維持するための経済基盤を奪われて没落し、職位を新興エリート層に明け渡さざるを得なくなり、参事会役職者の平民化が進んだ。

村長職を務めるということには、メリットとデメリットの両方があった。村長や村長補佐などの上位役職者は貢納と労役の義務が免除され、村により額の大小はあれども給与が支払われていたし、スペイン人役人と結託し、納税者数を過少申告して税の余剰分を横領したり、それを運用して収益を増やしたりする余地もあった。上位の役職を経験したインディオは社会的な威信を得、村人から長老（プリンシパール）と呼ばれるようになり、村内行政において影響力を及ぼした³⁸。しかしながら、村が危機に陥った際には、村長が村の利害を代表して私財を投げ打ってでも問題解決に当たることが期待された。村長を務められるだけの財力のある候補者がいない場合に、別の村の人物が村長に選ばれることもあった。

上級の役職者を除く全てのインディオ村落共同体の成員には、労役と貢納による納税義務が課されていた。より正確には、インディオに加え自由黒人、ムラート（白人と黒人の混血）の 25 歳から 55 歳までの成人男女に課されていた。独身者には既婚者の半分程度の義務が課された³⁹。村役人の裁量にしたがい、エンコメンデーロやアシエンダ所有者、王室や

³⁸ Gibson, *The Aztecs*, pp. 166-176, 198; García Martínez, *Los pueblos de la Sierra*, pp. 188-204; 安村「インディオ騒動の政治経済学」、241 ページ。

³⁹ Chance and Taylor, “Estate and Class”, pp. 460-461; 国本『メキシコの歴史』, 98, 101 ページ。ただし、混血化が進むにつれてこうした人種の区別は曖昧になり、納税義務を免れるムラートが増えた事実には留意する必要がある。ブレイディングによれば、地域によってはブルボン改革以降、税収確保のためにメスティソ（インディオと白人の混血）がムラート

教会への貢納と労役を納める一方で、村の共有地での耕作や主村でのインフラ整備に動員された。村の土地は、個人の宅地と耕作地、公益のために運用（耕作・賃貸）される共有地として利用されたが、基本的には全てが村の共有財産であった。そのため、成員が土地の占有権を世襲できたとしても、それを売買することは認められなかったし、死亡や移住によって土地の占有者がいなくなれば、土地を必要とする別の住民に割り当てられた。インディオの移住は認められてはいたが、その場合は移住した年に限り、移住元と移住先の双方における納税義務を果たすこととされた⁴⁰。

上記のように、インディオ村落共同体における権利と義務は表裏一体であり、村の秩序に護られて生活するのであれば、それと引き換えに様々な義務を負うことが当然とされた。重い税の取り立てから逃れるために村を離れ、アシエンダや鉱山で働くことを選んだインディオも多くいたし、山奥に逃げ込み植民地政府の監視の目を掻い潜って生きる者もいた。メキシコ植民地統治は、王室の側からの様々な法令や、それに対するインディオをはじめとする被統治者による逃亡・陳情・騒乱などの多様な形態をとった抵抗と絶え間ない交渉の結果、植民地統治を揺るがすほどの大規模反乱を経験することなく 3 世紀に渡り継続することができたのである。

と見做されることもあった。David A. Brading and Celia Wu, “Population Growth and Crisis: León, 1720-1860,” *Journal of Latin American Studies* vol. 5(1), Cambridge: Cambridge University Press, 1973, p. 19.

⁴⁰ José Miranda y Silvio Zavala, “Instituciones Indígenas en la Colonia,” *Métodos y resultados de la política indigenista en México*. México. Memorias del Instituto Nacional Indigenista, Memorias VI, 1954, pp. 58-59; Gibson, *The Aztecs*, chap. 10.

村の住民の生活において中心的な役割を果たしていたのは、教会堂であった。村の中心に建てられた教会堂の鐘の音によって、インディオは起床・労働・就寝を管理され、毎週の安息日にはミサに出席することが義務付けられた。司祭補佐には村人を敬虔なキリスト教徒にするための教育係として、ミサへの出席を拒む者を罰したり、不敬な者についての情報を司祭に密告したりするなどの仕事も任されていた。

しかしながら、村の教会堂は、宗教的な権威によって村人の生活を管理するだけでなく、彼ら自身が村に対して抱く帰属意識を確認、強化するシンボルでもあった。教会堂の主祭壇に祀られる村の守護聖人像は係の者によって甲斐甲斐しく世話され、供物を捧げられた。年に一度の守護聖人の祝祭日は村の財の大半が投じられ、盛大に祝われた。17 世紀半ば頃からは、村の教会堂を中心とした信徒会（コフラディア）や兄弟会（エルマンダー）が作られ、教会堂の建設・維持費用から祝祭の費用までが専用の金庫から賄われた⁴¹。

地域社会が成熟してくると、インディオ村落共同体の枠を前提としない宗教活動も現れだす。地区レベルの守護聖人やそれを祀るための小礼拝堂が用意され、そうした小礼拝堂を中心としたコフラディアが作られることもあった。さらに、教会堂の建設や寡婦の生活支援などを目的として、聖人像を村の外で宣伝することで献金が募られたりした。財務担当のマヨルドーモや司祭は、大司教から発行された許可証と、聖人像のレプリカ入りの小祭壇を献金の回収役に携帯させ、遠方で献金を集めさせた。もともとヨーロッパに起源を持つこの慣行は、ヌエバ・エスパーニャ各地でも行われ、1792 年だけでも 180 人のインディオに許可

⁴¹ Gibson, *The Aztecs*, pp. 120, 127-130.

証が発行された⁴²。

1.1.4 集住化政策とインディオ村落共同体の分裂

村内行政の制度化が進む一方で、インディオ村落共同体は実体面での衝撃も被っていた。スペイン人による征服活動以来インディオに対して強いられた過酷な労働、そして旧大陸よりもたらされた新たな病原菌が猛威をふるった結果、インディオ人口は植民地期初期に急減してしまったのである。征服以前メキシコ中央高原に 150 万人いたとされるインディオ人口は、1570 年までには 35 万人、17 世紀半ばには 7 万人にまで激減してしまった。集落住民が全滅あるいは激減したことで、廃村が続出した⁴³。

エスパニョーラ島でタイノ族を絶滅させてしまった経験を持つスペイン王室としては、植民地の富の源泉ともいえるインディオの絶滅を何としても食い止めなければならない。そのため彼らは、集住化政策と民族隔離法制の二つの施策を用意した。まとまった数のインディオを集住させて徴税と労働力の徴発を効率化すると同時に、それらの集落に村落共同体としての法人格を与え、スペイン人による虐待から保護しようという試みである。

集住化（レドゥクシオン、コングレガシオン）の実態は、征服戦争を逃れて散住してし

⁴² インディオの放浪を問題視した植民地当局は、1790 年に村外での喧伝活動に関する規制を強化したが、この慣行は植民地時代末期まで続いた。Raffaele Moro Romero, “¿Una práctica poco visible? La demanda de limosnas “indígena” en la Nueva España del siglo XVIII (Arzobispado de México),” *Estudios de Historia Novohispana* 46, enero-junio 2012, pp. 117-118.

⁴³ Gibson, *The Aztecs*, chap. 6.

まったインディオを、重要性が高く管理しやすい集落へ強制的に移住させるものであり、当然ながらスムーズには実現されなかった。1538年から1591年にかけての初期集住化政策は比較的穏便なもので、聖職者や役人による説得が主な手段であったため、住み慣れた土地から引き離されることを嫌った多くのインディオが移住を拒んだ。この結果を受けてフェリペ2世は、1591年から1603年の集住化においては移住元の集落を焼き払うなどの強硬策を採り、更に一定期間の納税義務の免除や移住元の土地に対する権利保護などの融和策を駆使しながら集住化を進めたが、それでもインディオによる逃亡や自殺などの問題が相次いだ⁴⁴。

民族隔離法制は1563年に敷かれた。スペイン人居住区を「スペイン人共同体(*república de españoles*)」、それ以外の村落を「インディオ共同体(*república de indios*)」と呼んで概念上区別し、模範的な生活をインディオに示すことのできる聖職者を除く非インディオ（白人、黒人、メスティソ）がインディオ村落共同体に居住することは原則として禁じられた。しかしながら、混血化が進んだことによりこの政策は次第に名目化していった⁴⁵。

このようにして、植民地期前半を通じて多くのインディオ村落共同体が構造的な変容を被った。インディオが懸念した通り、人口減少と集住化によって未使用となった土地の多く

⁴⁴ Miranda y Zavala, “Instituciones Indígenas en la Colonia,” pp. 56-61; Gibson, *The Aztecs*, pp. 282-285; Borah, *El gobierno provincial*, pp. 16-17.

⁴⁵ この政策が実質的に名目化していたとはいえ、この法律がインディオたちにとって有利なものとなれば、その権利は主張された。安村直己「植民地期メキシコにおける民族隔離法制と地域社会秩序—ヌマラン村訴訟を中心に」歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』青木書店、2000年、393-424ページ。

は、国王への一定額の手数料の支払いによって土地所有権を安堵するコンポシションと呼ばれる制度により合法的にスペイン人の手に渡ってしまい、移住を強制されたインディオの多くが帰る場所を失った⁴⁶。17 世紀半ばにかけて 7 万人まで減少したメキシコ中央部のインディオ人口は、1742 年には 12 万人、1800 年には 27 万 5 千人にまで増加した⁴⁷。人口が増加に転じたのはめでたい事であったが、それによって新たな問題も生じた。人口減少の時代に集住した人々の子孫が増えたことで、インディオ村落共同体の資源が不足しだしたのである。インディオ村落共同体に認められた共有地は原則 600 バラと定められていたため、村の成員一人当たりが利用できる資源には限りがあった。人口が増加するのに従い土地不足は深刻化し、土地の使用権を巡る争いが村人の間で頻発するようになり、その結果 18 世紀を通じてインディオ村落共同体が分裂していくこととなった⁴⁸。インディオ村落共同体として法的に認められることによって固有の資源が獲得できるという理由のほかに、経済的に成長した属村が地域で主村よりも強い影響力を持つようになったことも、属村の分離を後押しした⁴⁹。

⁴⁶ ヨーロッパでの戦費を調達する必要に迫られた王室は、16 世紀末以降アメリカ大陸植民地で不法に占拠された土地の所有権を一定額の手数料の支払いと引き換えに認め、手数料が支払われない場合にはその土地を差し押さえ競売に掛けた。Chavalier, *La formación de los latifundios*, pp. 380-392.

⁴⁷ Gibson, *The Aztecs*, pp. 140-141.

⁴⁸ Gibson, *The Aztecs*, chap. 10; *Historia General de México*. Obra preparada por el Centro de Estudios Históricos, México: El Colegio de México, 2000, p. 317.

⁴⁹ García Martínez, *Los pueblos de la Sierra*, pp. 289-305; Taylor, *Magistrates*, p. 371.

主村・属村構造は、スペイン人がインディオ村落共同体を設定するに当たり、本国の主村・属村構造を現地の主邑・属邑に移植したものであった。インディオの統治構造をスペイン人が十分に理解できていたとはいえ、元々主邑であった集落が属村扱いされたり、属邑が主村の地位を要求したりするなど、その導入当初から問題は絶えなかった⁵⁰。

不和の火種を内包していたとはいえ、基本的には主村と属村は互酬関係にあった。征服以前の首長層が政治・宗教・軍事の面において権威を有し、平民層の生活を護っていたように、植民地化以後は、村役人が行政を担い、村内のインフラ整備や治安維持に当たった。近隣に住むスペイン人や他村落との間に問題が生じた際には、村役人が実力行使や法的手段を採るなどして対処した⁵¹。天候不順で不作の際には、主村の貯蔵庫から食料が配給され、貢納の不足分は村長が負担するものとされた。不足分を賄えるだけの財力がない村長は借金を負ってでも不足分を肩代わりすることを求められ、その負債を返済できなくなった村長が役人に投獄されて財産を没収されるのも珍しいことではなかった⁵²。これに対し、属村住民はレパルティミエントで割り当てられたスペイン人に対する労役や貢納、主村の教会や役所などの公共建設工事、参事会の雑務などを負担した。参事会の下位役職は多くの場合無給であったうえ、家族を伴って主村に駐在することが求められたため、任期中は属村にあ

⁵⁰ Gibson, *The Aztecs*, pp. 36-57.

⁵¹ 高額の裁判費用（公証人への手数料、旅費、宿泊費などを含む）を賄うため、しばしばデラーマスと呼ばれる臨時の負担金が徴収された。Taylor, *Magistrates*, p. 378; *Historia general*, pp. 345-346.

⁵² Gibson, *The Aztecs*, pp. 217-218.

る自分の耕作地を放置せざるを得なくなるなどのデメリットが大きかった⁵³。主村と属村との間の互助関係のバランスが崩れたとき、両者の間の絆はしがらみに転化し、主村での奉仕は属村にとり苦役となった。

このような理由から、社会的・経済的自立性を獲得した属村の住民が主村への従属から逃れることを望むようになるのは、当然の帰結であった。それに加え、人口増加により耕作地が不足し始めると、自分たちの食糧の確保と納税義務の遂行のため、村の外のアシエンダや鉱山へ出稼ぎに行く村人が出てくる。あるいは、景気が良い時期に畑を耕すよりも現金収入の見込める出稼ぎ先があれば、村の外に出ることを好んだだろう。彼らは村の外の世界を知り、次第に主村以外の依存先を持つようになっていった。かつては主村との絆に頼ることで生き残りを図っていた属村も、十分な担税者数を確保すれば、王室への納税義務を果たせないリスクも目減りする。主村の上位の役人たちがスペイン人と結託して私腹を肥やしているといった噂も、主村への反感を増幅させたはずである⁵⁴。結果として、多くの属村が、ひとつのインディオ村落共同体として自立し、自分たちで村長を選んで参事会を開き、自分たちの共有財産（600 バラの共有地と共同体金庫）を手に入れようとしたのである⁵⁵。

聴訴院も、主村の役人に税が横領されるリスクを減らせることや、インディオの分断を

⁵³ Dehouve, “The ‘Secession’ of villages,” pp. 173-177.

⁵⁴ Gibson, *The Aztecs*, p. 219; Dehouve, “The ‘Secession’ of villages,” pp. 173-174; Perkins, “Macehuals and the Corporate Solution,” pp. 236-237, 293.

⁵⁵ こうした自立の動きを、本稿では「分離運動」と呼んでいる。Gibson, *The Aztecs*, pp. 166-193, 209-213.

統治上好都合であると考え、属村の分離を承認する方針を採った⁵⁶。分離の承認を求める際、属村は政治体として十分な人口を擁していることに加え、しばしば主村との距離が離れていること、属村住民の生活に必要な資源が周辺に確保されていること、固有の教会堂を建設するだけの財源を有することなどを副王にアピールした。固有の教会堂の存在は、村の住民が教会堂を建設・維持するだけの組織力と経済的自立性を有していること、すなわち文明化されたキリスト教徒であることの証明となった。そのため、属村住民が主村の教会堂への奉仕を拒否したり、属村で自前の教会堂を建設したりしようとする動きが見られると、主村の村役人は属村への様々な妨害を試みた⁵⁷。

当然ながら、固有の教会堂を持つということは固有の守護聖人を擁するということと同義であった。植民当初よりスペイン人が社会的な重要性を認めていた伝統的な集落であれば、宣教師の監督下で神に宣誓して守護聖人を選び、これによって得た神の恩寵を村や町の創設の根拠とすることができた⁵⁸が、属村や新設の集落はそうした宗教的な権威に頼ること

⁵⁶ *Instrucciones y memorias de los virreyes novohispanos*. Editado por Ernesto de la Torre Villar y Ramiro Navarro de Anda, México: Editorial Porrúa, 1991, p. 1103; Dehouve, “The ‘Secession’ of villages,” p. 168.

⁵⁷ ガルシア・マルティネスは、プエブラ地方北部では主村が属村の分離に反対することはないとしているが、イスミキルパン郡では次項で示す通り、主村はしばしば属村の分離に反対した。García Martínez, *Los pueblos de la Sierra*, pp. 287-288; Taylor, *Magistrates*, pp. 371-373; 横山和加子『メキシコ先住民社会と教会建築 植民地期タラスコ地域の村落から』慶應義塾出版会、2004年、378-381ページ。

⁵⁸ Alfonso Martínez Rosales, “Los patronos jurados de San Luis Potosí,” en Clara García

はできない。そのため、属村の指導者層は自分たちの守護聖人が起こした奇跡や自分たちの守護聖人のご利益を外界にアピールして、後援者としてお布施を集めたり、外部の血縁者や権力者との繋がりを強化したりした⁵⁹。つまり、主村の人々が自分たちの地位や権利を保障するものとして村の創設譚を記録する「権限証書(títulos primordiales)⁶⁰」を大切に守ったように、属村の人々は教会堂という既成事実を分離の根拠として重要視したのである。

第2節 社会経済面からみるメキシコ植民地

1.2.1 メキシコ植民地における労働力市場

スペイン人の支配を受ける前のメキシコでは、税として平民層が納める労働や貢納は、エリート層との互酬関係に基づいた合理的なシステムとして、また自分たちの公益に資するものとして、慣行化されていた。例えば農地などは、神々の土地、貴族の土地、民の土地に区分され、そこでの労働は社会秩序と自分たちの生活を維持するために必要なものと考え

Ayluardo y Manuel Ramos Medina (eds.) *Manifestaciones religiosas en el mundo colonial americano*. México: Universidad Iberoamericana, 1997, p. 90.

⁵⁹ オソウスキーはエリートでないインディオによる聖人崇敬のプロモートの事例は見つけておらず、本論文で分析するマペテの事例はそのプロセスの一端を知るうえで有益である。

Osowski, "Passion Miracles," pp. 612-613.

⁶⁰ 権限証書とは、インディオ村落共同体が近隣の村々との境界争いやスペイン人による土地の収奪などに法的に対抗する手段として用意した文書である。その利用目的ゆえに虚偽が多いとされるが、近年ではインディオの帰属意識を読み解くための手掛かりとしての研究が盛んである。Lockhart, *Nahuas and Spaniards*, pp. 41-44.

られた。集落の公共の建物や共同体構成員の家屋なども、住民の意志による共同作業によって建造され、祭礼を伴う喜ばしいイベントとして歓迎された。先スペイン期にも奴隷のような身分は存在したとされるが、労働内容を選ぶ権利や蓄財の権利があったことから、ヨーロッパ的な奴隷概念とはかけ離れている。労働力の搾取対象としての奴隷という概念は、スペイン人がヨーロッパからもたらしたものに過ぎない。征服直後は、従来の慣行に従って労働力や貢納をスペイン人に差し出していたインディオも、私腹を肥やすために過酷な労働や賦課を強要してくるエンコメンデーロをはじめとするスペイン人に対して、次第に抵抗したり逃亡したりするようになった⁶¹。

その一方で、インディオ人口の激減とエンコメンデーロの権限縮小に伴い、メキシコ市への生活必需品供給におけるエンコミエンダのアドバンテージは低下し、16世紀半ばには一般のスペイン人植民者による農場経営が台頭した。つまり、インディオ保護のためにエンコミエンダを廃止したとしても、メキシコ植民地の維持にインディオ労働力が不可欠であることには変わりはない。エンコミエンダの実質的な廃止後の植民地時代メキシコにおける、労働力及び商品の供給システムを理解するうえで欠かせない制度概念が、レパルティミエントである。この用語はスペイン語で「割当」を意味し、植民地時代を通じて、有償の労働力徴発制である「インディオのレパルティミエント(repartimiento de indios)」と、商品の強制貸付・販売制すなわち「商品のレパルティミエント(repartimiento de mercancías)」の二つを指して用いられた。これにより、スペイン人は労働力の確保と、商品の価格と流通

⁶¹ Gibson, *The Aztecs*, pp. 220-222.

の統制を可能としたのである⁶²。まずは、前者から見ていこう。

スペイン人による植民地化の主たる目的は、新大陸が有する豊富な地下資源と、彼らの生活を維持するための農業であった。征服直後はエンコミエンダ制によってスペイン人が各々の裁量でインディオを徴発していたが、先述の通り、インディオ人口の急減と王室によるエンコミエンダ規制により、スペイン人は労働力不足に陥った。さらに 1540 年代後半の干ばつが重なり、スペイン人市民からの批判を浴びた副王メンドーサは、1549 年の基本法制定以後数年に渡り法整備を進め、インディオに対する無償労働の強制を禁じるとともに、労働力の安定供給を目指した。1550 年には、インディオへの被害が及ばない範囲で労働力を確保すべく、メキシコ市周辺のインディオ首長に対し小麦生産用農地へ一定数のインディオ労働力を輪番で送るよう命じた。これが、エンコミエンダに代わる労働力徴発制度として導入された「インディオのレパルティメント」のはしりである⁶³。

1550 年以降も、農業に限らず、浸水したメキシコ市の排水作業や建設業・鉱山業などの危険で過酷な作業を担わせるべく、スペイン人の要請に応じてインディオ労働者が掻き集められた。労働力の割当てを担う差配官（レパルティドール）の指示に従い、メキシコ市周辺の各村の役人は、毎週村のおよそ 2% の人員を労働力として供出することとされ、自分たちの村の教会を建設する間や疫病の流行期などのイレギュラーな事態を除いて、恒常的な

⁶² Gibson, *The Aztecs*, pp. 223-224.

⁶³ Gibson, *The Aztecs*, pp. 27, 223-226; メンドーサをはじめとするアウディエンシアのメンバーも、メキシコ市周辺に農園を所有していた。Chevalier, *La formación de los latifundios*, pp. 214-217.

税の一部として負担する義務を負った⁶⁴。一定数のインディオを集めたレパルティドールとその代官は、スペイン人経営者からインディオの数と収穫された穀物の量に応じた手数料を受け取った。

レパルティミエント制は、建前上はインディオの意志に基づく輪番制の有償労働とされており、成人男性であれば年に 45 日程度⁶⁵の労働を行うものとされた。王室は、エンコミエンダにおいても郡においても、インディオに対する労働の強要や賃金の不払いなどの違反行為を抑制すべく様々な策を講じたが、不正が無くなることはなかった。そもそも、働きに出ている間、インディオは自分の村での農作業を中断せざるを得なかったのも、よほど報酬が高くない限り、自発的にわざわざ遠方へ赴いて労働をしがらなかった。インディオの意志に反した強制的な徴発は珍しい事ではなかったし、支払われる報酬が労働内容に見合わないほど少ないことや、報酬が全く支払われないことも珍しくはなかった。インディオ人口の減少によって労働力が不足すると、村役人は本来徴発を免れる女性や障がい者にも労働義務を割り当て、その不履行と引き換えに代わりの人員を雇う名目で罰金の支払いを命じた。時には、労働力の徴発を担っていた村役人ですら、労働力の供出を免れないこともあった。結局のところ、悪評高いエンコミエンダの代替制度としてレパルティミエントが導入されたからといって、スペイン人による不正が根絶できるわけではなかったのである。インディオに高額な商品を貸付ないし販売して借金漬けにしたり、オブラッヘ(*obraje*)と呼ばれ

⁶⁴ Gibson, *The Aztecs*, p. 226.

⁶⁵ 農地に派遣される場合は、収穫時期などに応じて労働期間が倍加された。Gibson, *The Aztecs*, p. 232.

る毛織物工場にインディオを閉じ込めて何年間も働かせたりする者は後を絶たなかったし、レパルティドールに至っては、個人的に懇意にしているスペイン人へ贈答代わりにインディオ労働者を斡旋する者もいた⁶⁶。

スペイン人による制度の濫用が後を絶たなかったのに加え、大規模な洪水・浸水被害に遭っていたメキシコ市の復興に人手が必要となったため、副王庁は 1601 年の法令で農業及び建設業におけるレパルティミエントの利用を禁止し、それ以外の労働には有償の自由契約労働制度（ペオン制）を用いることを定めた。これにより、レパルティドールによる労働力の徴発も撤廃され、インディオは自分の意志で雇用主を選択することが出来るはずであったが、やはりこの法令も順守されることはなかった。それまでレパルティドールが担っていた役割がコミサリオと呼ばれる賃借代理人(juez comisario de alquileres)という役職に引き継がれ、従来の公定手数料の支払いが、個人間の謝礼や賄賂に取って代わられただけであった。それからほどなくして、旧来のレパルティドールによる徴発が再開された。王室が本気でレパルティミエントの廃止に取り組んだのはそれからおよそ四半世紀後のことであった。1632 年の王令により、翌年以降、鉱山での労働を除くあらゆるレパルティミエントが禁じられた⁶⁷。レパルティミエントの廃止後は、スペイン人雇用主と労働者の自由契約労働（ペ

⁶⁶ Stafford Poole, “The Church and the Repartimientos in the Light of the Third Mexican Council, 1585,” in *The Americas* 20(1), Cambridge: Cambridge University Press, 1963, pp. 10-13, 16, 34-5; Gibson, *The Aztecs.*, pp. 224-230, 243.

⁶⁷ 湖上の都市テノチティトランを埋め立てて建設されたメキシコ市は、植民地時代を通じて度々洪水や浸水の被害を受けた。浸水したメキシコ市の排水作業には、建前上は「有志の」

オン) 制が一般化した。ペオンの日雇い労働者はあらゆる産業に関わる労働に従事したが、中でもアシエンダで重宝された。

急激な人口減少と集住化政策によって利用されなくなった土地の多くは、エンコミエンダを得ることのできなかったスペイン人入植者によって占拠されていった。また、エンコミエンダ廃止の危機に直面したエンコメンデーロの中には、王室による所有権の安堵やインディオからの購入を通じて土地を集積し、農園経営者として鞍替えする者たちがいた。副王庁としても、増加し続けるスペイン人が消費する小麦や畜産物の供給の必要性から、こうした土地の不法占拠を容認した。またそれだけでなく王室は、こうして不法に占拠された土地の占有権を、先述の「コンポシション」によって追認していった。拡大するスペイン人社会における食糧需要の高まりに応じて広がった大規模農園の経営形態が、アシエンダなのである⁶⁸。

アシエンダには、所有者であるアセンダードの邸宅を中心に教会や売店などが設置され、労働力であるインディオが居住する生活空間が設けられていた。農村部において、自給自足の完結した小世界を成す経営形態であった。園内に邸宅を備えられてはいたが、アセンダードの多くは都市部に住み、アシエンダ経営に直接関与しない不在地主であった。アセンダードは一定数のインディオを恒常的にアシエンダ領内に居住させ、彼らの労働力を得るのと

インディオが当たった。17 世紀半ばにかけては北部寄りのシマパン、パチューカ、イスミキルパンからも労働力が供出された。Gibson, *The Aztecs*, p. 225, 233-242; *Diccionario*, p. 170; マルガダン『メキシコ法発展論』、110 ページ。

⁶⁸ Chevalier, *La formación de los latifundios*, pp.210-214.

引き換えにインディオの納税義務を肩代わりし、彼らの宗教的な生活と安全を保障し、裁判権まで行使してあたかも封建領主のように振る舞った⁶⁹。繁忙期には、レパルティミエント制やペオン制を通じて近隣のインディオ村落共同体の住民を日雇いで働かせた⁷⁰。アセンダードの中にも、恒常的な労働力を確保するために、日雇い労働者であるペオンを債務で拘束したり賃金を未払いの状態にしたりと制度を悪用する者は珍しくなかったが、これはインディオ村落共同体の自給自足システムが円滑に機能し、アセンダが労働者不足に陥っていたことが要因と考えられる⁷¹。18 世紀のチャルコ地方では、アセンダードとインディオは比較的良好な「共生」関係にあったとトゥティーノは主張したが、その背景には、当時、急激な人口増加によって村の共有地だけでは村人の生活を支えきれなくなったインディオ村落共同体と、メキシコ市向けの商品作物の生産を強化したいアセンダードの利害が一致したという状況があった。特に、旱魃や疫病などの被害が大きかった 18 世紀後半においては、アセンダが農閑期のインディオの雇用の受け皿となったり、村での税負担を嫌う住民がアセンダに移住することを望んだり、現実的な生存戦略が選ばれた⁷²。

⁶⁹ Chevalier, *La formación de los latifundios*, pp. 32-33.

⁷⁰ Gibson, *The Aztecs*, pp. 226-233, 249; マルガダン『メキシコ法発展論』、109 ページ; *Historia General*, pp. 339-341.

⁷¹ Chevalier, *La formación de los latifundios*, pp. 30-33.

⁷² Gibson, *The Aztecs*, pp. 333-334; Tutino, “Hacienda Social Relations,” pp. 498-503; ; また植民地期後期においては、アセンダ内に定住するインディオの割合はさほど高くなかったとされている。1805 年の統計によれば、インディオ身分の 90%は村落共同体の居住者で、アセンダに居住しているのは 1.6%程度であった。Erwin P. Grieshaber, “Hacienda-

インディオ労働者の不足を補うため、黒人奴隷の輸入も強化された。過酷な航海を生き延びた彼らの多くはインディオに比べて身体が頑健であり、鉱山で特に重宝された。鉱山労働者としての彼らの価値は、インディオの4倍であったとされる。また、インディオの言語を解さずインディオとの癒着の可能性が低い黒人は、スペイン人の召使いや、インディオ労働者の監視役など割の良い仕事を与えられることも多かった。奴隷の母親から生まれた子であっても、父親が自由身分であればその子供も自由身分となった上、奴隷が自身の自由身分を買い戻すこともできたため、自由黒人やムラートの数は自然に増加していった。16世紀半ばには、黒人の数が既にスペイン人の数(2万人)を越えていた。更に1673年に至ると、メキシコ中央部の黒人やムラートの合計がメスティソの人口を上回っていたとされる⁷³。

1.2.2 メキシコ植民地における商品市場と地域社会

新大陸からの富の収奪は、インディオの奴隷化をはじめとして、人頭税の課税やレパルティミエント制による商品や金銭の取引を通じてシステムティックに行われた。ここでは、後者の「商品のレパルティミエント」を中心に、地域社会でいかなる利害関係が成立していたのかを確認しておく。都市部への生活必需品の安定供給と産品の価格統制という名目で、郡長官は税や貢納の徴収以外にも、インディオから生産物を買取り、またそれらの産品やスペインからの輸入商品をインディオへ販売する権限を持っていた。これらはインディオの

Indian Community Relations and Indian Acculturation: An Historiographical Essay,” *Latin American Research Review* 14(3), 1979, p. 113.

⁷³ Israel, *Razas, clases sociales*, pp. 35-36, 71-75.

義務として強制的に課されていたため、買値も売値も郡長官の言い値で不当な取引を強いられることもあった。レパルティミエントで取引される産品は多岐に渡り、小麦やトウモロコシなどの穀類から塩、蠟、獣脂、羊毛、綿花などの一次産品、革製品や織物などの輸出向け商品まで含まれた。インディオにとり入手が困難な鉄製の鋤や短刀、役畜、鉱山地帯では水銀なども取引された⁷⁴。

第一章でも述べたように、郡政導入当初は、人材不足からエンコメンデーロを郡長官に任命せざるを得ない状況が続き、その後も現地の有力なアセンダードや商人が郡長官となることが珍しくはなかった⁷⁵。官職を得るために支払った多額の費用を取り戻すために現地の市場を独占することは、彼らにとって容易いことだっただろう。徴税システムが整備されてレパルティミエント制をはじめとする税からの横領が難しくなった 17 世紀以降は、彼らの大半が代官に政務を丸投げして任期のほとんどをメキシコ市で過ごし、商業活動と人脈作りに注力したとされる⁷⁶。

⁷⁴ Gibson, *The Aztecs*, pp. 92-96; Woodrow Borah, “El gobernador como administrador civil,” en Borah, *El gobierno provincial*, pp. 65-67; Rodolfo Pastor, “El repartimiento de mercancías y los alcaldes mayores,” en Borah, *El gobierno provincial*, pp. 220-221.

⁷⁵ Ricardo Ortega y Pérez Gallardo *Historia genealógica de las familias más antiguas de México*. Alicante: Biblioteca Virtual Miguel de Cervantes, 2020（初版 1908 年）, pp. xxvi-xxviii; Asunción Lavrín, “The Role of the Nunneries in the Economy of New Spain in the Eighteenth Century,” *The Hispanic American Historical Review* 46(4), 1966, p. 372.

⁷⁶ 郡の規模にもよるが、郡長官のポスト獲得のために支払われる手数料は 5 百ペソから 4 千ペソ程度であり、その任期を通じて支払われる給与と大差なかった。Borah, “El gobernador novohispano,” pp. 37-46; Taylor, *Magistrates*, p. 402.

王室は郡長官の商業活動を禁じていたが、実際には、彼らが職権を通じてインディオから買い取った商品を市場に流して収益を上げることを黙認していた。「商品のレパルティミエント」は、建前では、鉄製農具などの入手困難な商品や農地をインディオに融通するのと引き換えに、彼らの労働によって生み出された産品を債権として徴収するというシステムであったが、先述の通り不正の温床となった。当然ながら、インディオの側もサボタージュや訴訟、反乱などの形で抵抗したが、そうした軋轢を経つつも 17 世紀末頃までには恒常的な制度として確立し、限られたインディオ労働力の徴発、都市への生活物資の安定供給、物価の安定、インディオが生み出した富の収奪などの多様な機能を果たした⁷⁷。17 世紀初頭と 17 世紀半ばの経済危機を経て、レパルティミエントに代わる販売税制度（アルカバーラ制）が 1754 年以降導入されると、ヌエバ・エスパーニャ南部を除く地域でのレパルティミエントによる取引は下火になった⁷⁸。

上記のような職権を有していた郡長官の周りには、多様な社会的結合が展開した。そのパターンは地域と時代によって様々であり、郡長官自身が市場をコントロールするために現地の教区司祭やアセンダードと対立することもあるれば、遠方から赴任して現地の事情に疎い郡長官が教区司祭やアセンダードの協力を仰がねばならない場合もあった。聖職者やア

⁷⁷ Gibson, *The Aztecs*, pp. 92-96; パストールによれば、レパルティミエントを通じて、郡長官の懐には毎年 1 万 5 千ペソから 10 万ペソが転がり込んだ。Pastor, “El repartimiento de mercancías,” p. 206; 1770 年代に郡長官を務めていたある聖職者は、5 年の任期中に 2 万ペソから 5 万ペソもの財を蓄えたとされる。Taylor, *Magistrates*, p. 402.

⁷⁸ Pastor, “El repartimiento de mercancías,” pp. 219-220.

センダード以外にも、現地の商人・手工業者・運送業者や徴税人などが郡の運営上重要な役割を果たしており、時には郡の代官として働いた。代官の多くは現地に住むスペイン人かメスティソであり、任期付きの郡長官よりも長い実務経験があり、先住民語を話せる者もいた。裕福でないスペイン人やメスティソは、有力者とのコネクションの有無がそのまま収入の多寡に関わったため、スペイン人のみならずインディオとも積極的に代父母制を活用した。行政と現地の利権の癒着を嫌った王室は、代官職を無給にしたり、保証金を国庫に支払わせたりしたが、17 世紀を通じて度々代官の不正登用を禁じる王令・副王令が発せられていることから、こうした施策の効果は薄かったと考えられる。初期のコレヒドールの任官事情と同様に、郡に利害を持たない外部のスペイン人を人材として確保するのが困難であったため、不相应な人材の登用も黙認された。これに対し郡長官は、表向きは赴任先での蓄財や婚姻などが禁じられていた上、任期終了後には査察が入るため、代官と比べれば現地の利権との癒着の度合いは低かったとされる⁷⁹。

法制上、郡長官には植民地経済の管理者として、レパルティミエントに加え、徴税・定期市場・度量衡などの監督や、土地の占有権および所有権移転の承認なども担っていた。こうした職権を行使するため、その職には世俗裁判権が付随することが多かった。世俗裁判官が

⁷⁹ 17 世紀前半、王室が郡長官と現地民の癒着を防ぐため、副王からの正式な承認を得ていない代官を選任した場合には 500 ペソの罰金を科すとしている。Woodrow Borah, “Los auxiliaries del gobernador provincial,” en Borah, *El gobierno provincial*, pp.51-55; Pastor, “El repartimiento de mercancías,” pp. 215-216; 例外的に、オアハカ地方のアセンダードが代官を勤めたのち郡長官に昇進した事例も確認されている。Taylor, *Magistrates*, pp. 396-397, 400-401 739-740.

他にいる場合は、郡長官が手数料を支払うことで司法業務が遂行された⁸⁰。例えば、村役人が規定数の労働者を供出できなかったり、強制的に割り当てられた商品の購入を拒んだりした場合には、彼らを逮捕・投獄して罰したのである。こうしたインディオに対する虐待が、聖職者からの批判を招いた例は枚挙に暇がない。

王室は、植民地における権力の暴走とインディオの虐待を防ぐために、世俗権力と教会権力の相互監視機能を利用していた。更に、18 世紀に王室が教会権力を制限する傾向を強めるまでは、世俗裁判権と教会裁判権の管轄領域が曖昧なままであったため、判決を巡って郡長官と教区司祭が対立することもしばしばであった。純粋に人道的な意図に基づいた批判がなされることもあったであろうが、郡長官と聖職者の利害は本質的には対立することが多く、インディオの側もそれを積極的に利用していたのである⁸¹。

植民地教会は、信者からの寄進・遺贈や債権の担保として多くの不動産を集積し、それらの宅地や農地を運営するための人員を常に必要としていた。また、聖職者の生活の面倒もインディオに担わせていたため、彼らを労働力として利用するという点においては、聖職者も郡長官と似たようなものであった。例えば、16 世紀のメキシコ中央部において、聖職者が宿場経営に関わる雑務や、炭焼き、荷役、散髪、料理、衣類の仕立てなど、専ら私的な目的

⁸⁰ 郡長官の多くは軍人か元軍人で法律に関する知識を持たなかったため、法学者を雇っていた。郡の世俗裁判官や代官は売官の対象であり、また無給の名誉職であったとされる。

Borah, “Los auxiliares del gobernador provincial,” en Borah, *El gobierno provincial*, pp. 55-59.

⁸¹ Camelo, “El cura y el alcalde mayor,” pp. 160-161; Pastor, “El repartimiento de mercancías,” p. 215; Taylor, *Magistrates*, pp. 405-406.

でレパルティミエントのインディオを利用していた事例が報告されている。支払われる報酬が労力に見合わないと判断したインディオの中には、村へ帰る権利を雇用主から現金で買い戻したり—これは罰金の支払いによる実質的な労役免除といえる—、雇用主に担保として預けていた食料や衣服を捨てて逃亡したりする者もいたという⁸²。

植民地期初期の間は、俗権と教権はインディオの扱いや利権をめぐり対立する傾向があったが、植民地社会が成熟するにしたがい、有力なクリオーリョ家系が教会権力との関係性を強めていく。ヌエバ・エスパーニャの修道院や教会の多くが、大鉱山主、大商人、大アセンダードからの寄付を受け、また流通する現金が少なかった当時において金融機関の役割を果たしていたことを鑑みれば、これは不思議なことではない⁸³。

但し、18 世紀以降、教権が及ぶ範囲の縮小が進められると、現地で従来の慣行を護ろうとする聖職者と郡長官との間の軋轢が増加した。1714 年に郡長官の管轄領域が拡大され、公共の場での酩酊、キャンブル、姦通、祭事でのどんちゃん騒ぎなど、それまで教会の管轄であった問題を郡長官が取り締まり、更には村落共同体の選挙や共同体金庫の管理にも郡長官が介入する方針が示された⁸⁴。その結果、聖職者とインディオは村の財をコフラディアへと移管させ、役人の目から隠そうとした。だが、コフラディア金庫も次第に聖域とは見做されなくなり、18 世紀後半を通じてインディオ村落共同体、教会、王室の間でコフラディ

⁸² Poole, “The Church and the Repartimientos,” pp. 9-13; Gibson, *The Aztecs*, p. 233.

⁸³ Chevalier, *La formación de los latifundios*, pp. 364, 420-421; Lavrín, “The Role of Nunneries,” pp. 372-373.

⁸⁴ Taylor, *Magistrates*, pp. 397, 400-401.

ア財産の管理を巡る対立が絶えなかった。1758年には王令により設立の認可を得ていないコフラディアの廃止が命じられ、1780年にはコフラディア財産への販売税課税が検討されるなど、コフラディア財産は縮小の危機に常に曝されていた⁸⁵。

1.2.3 鉱業の発展と地域社会の成熟

アメリカ大陸における経済活動のなかで農業以上に重要な位置を占めたのが、鉱業である。1546年以降、メキシコ北部にサカテカス、グアナフアト、サンルイスポトシ、パチュエカをはじめとする銀鉱山が発見されて以降、人の流入が増加し、各地に集落が置かれた。法制上、アメリカ大陸の資源はスペイン王室の財産とされたため、鉱脈を発見・採掘する権利は国王から臣民に譲渡、売却もしくは賃貸される形で下賜された。この特権に与ることができるのは原則として白人の民間人とされ、採掘された鉱物にはキント・レアルと呼ばれる五分の一税が課せられた。新たな鉱床が発見されると、そこにはスペイン人が居住するための都市(real de minas)が建設され、採掘場が開発され、それらを取り巻くように農地が開拓された。北部地域の開拓当初は、狩猟採集民チチメカの攻撃に晒されたが、副王ルイス・デ・ベラスコ二世がチチメカに対して和解案を提示したり、更にナワ系のインディオを植民させたりして1590年代頃までにはこの地域を平定し、労働力としてナワ族、オトミ族、トラスカラ族、プレペチャ族などを強制的に移住させた。採掘された銀や、鉱山の生活物資など

⁸⁵ John K. Chance and William B. Taylor “Cofradías and cargos: an historical perspective on the Mesoamerican civil-religious hierarchy,” in *American Ethnologist* 12(1), 1985, p. 10; Pastor, “El repartimiento de mercancías,” p. 215.

を輸送するために王道(*camino real*)が敷かれ、その道路沿いには宿場町が設けられた。インディオの労働力を動員できる地域では、植民地内外で取引される商品作物の生産を目的とした大規模農業が大きな利潤を生んだ。牧畜もまた、植民者が旧大陸から持ち込んだ様々な役畜（牛、馬、ラバ、豚、山羊、羊）によって急激に拡大した。なかでも牛や馬などの大型家畜は、単に食糧や運搬手段となるだけではなく、鉱山での採掘作業に不可欠な革袋の材料やロウソクの原料として利用された⁸⁶。

⁸⁶ *Diccionario*, pp. 161-162, 173; 国本『メキシコの歴史』、90-91、103-106 ページ。

植民地期メキシコ中央部の主要な街道



Bernardo García Martínez, “La conformación del espacio novohispano” *Arqueología Mexicana*. (Dosier: Rutas y caminos en el México prehispánico) 14(81), 2006, p. 62 を基
に筆者が作成

開発当初は、レパルティミエントによって近隣に住むインディオの労働力が徴集され、それが不足しだすと黒人が利用されるようになっていった。鉱山には、そこに定住する労働者と、農閑期などに近隣の村落から自由契約労働者として出稼ぎに来る者、レパルティミエントなどによって強制的に連れてこられる者とが混在していた。鉱石の採掘から精錬まで様々な技術が要される現場においては、輪番で送られてくる労働者よりも恒常的に従事できる熟練労働者（ナボリオ）が重んじられた。ナボリオは比較的高給で、移動の自由などの

特権が認められた。何よりも、鉱山で産出される貴金属は、そこでの労働が過酷で危険なものであったにもかかわらず人々を惹きつけた。村を棄てて鉱山街に住むインディオには貢納の義務もなかったうえ、一日のノルマ以上の鉱物が採れた場合、余剰分をその労働者の取り分(partido)とする規定があったため、遠く離れた土地から出稼ぎに来ていた者が家族ぐるみで鉱山に移住することも珍しくなかった⁸⁷。例えば、メキシコ銀の三分の一を産出したとされるサカテカス銀山の 1600 年における労働者の内訳は、黒人奴隷が 1022 人、日雇い(peon)のインディオが 4606 人、レパルティミエントのインディオが 1619 人であったとされ、好んで自由契約労働者として鉱山に定住するインディオが多くいたことが窺える⁸⁸。

17 世紀半ばに至ると、銀山で働く労働者は日雇いの自由労働者が多数を占め、レパルティミエントで徴発されたインディオや債務労働者の利用は減っていた。17 世紀中は停滞期にあったヌエバ・エスパーニャにおける銀の採掘事業は 17 世紀末以降回復をはじめ、1695 年から 1809 年にかけて銀の産出量は年平均 1.7%の成長を続け、およそ五倍に達した。17 世紀中は王室がヌエバ・エスパーニャよりもペルーに優先的に水銀を供給していた状況が逆転したことや、労働人口の回復、新技術による廃坑の再開発などが景気回復の主な要因であった。また、ブルボン改革により鉱業の促進が目指されて以降は火薬と水銀の価格も下が

⁸⁷ Gilda Cubillo Moreno, *Los dominios de plata: El precio del auge, el peso del poder. Los reales de minas de Pachuca a Zimapan, 1552-1620*. México: Instituto Nacional de Antropología e Historia, 1991, pp. 96, 231; María Eugenia Romero Sotero, *Minería y guerra: la economía de Nueva España, 1810-1821*. México. El Colegio de México, 1997, pp. 40-44.

⁸⁸ *Historia General*, p. 320.

っていったため、18 世紀中の銀の産出量は 1760 年代を除けば右肩上がりであった。特に、ブラジルでのゴールドラッシュを原因とする金のだぶつきによって 1720 年代半ばまで銀価格が上昇したことにより、18 世紀初めの 30 年間における銀の購買力は跳ね上がった⁸⁹。

鉱業の拡大とともに、鉱山で働く人々の生活物資を供給するアシエンダや、交通を容易にするための公共事業、人的交流が複雑化した。アシエンダは、鉱山業が停滞している間は鉱山主の投資先のひとつとなり、鉱山主であるスペイン人有力家系が農園や牧場のアセンダードを兼ねるケースがしばしばみられた⁹⁰。また、植民地時代を通じて金融機関の機能を果たした教会にも、担保として莫大な土地が集積していった。教会の中でも在俗聖職者は、インディオ教区の聖職禄が得られるまでは非インディオに対して宗教サービスを提供していたため、特にクリオーリョ層とのつながりが強かった。そのため、メキシコでは聖職者の多くが司祭のほかにアセンダードを兼業していた⁹¹。

鉱物の採掘に必要な物資や鉱山労働者の生活物資の輸送手段も、輸送役畜として重用されていたラバの繁殖手段を持つアセンダードが握っている場合が多かった。個人的に雇っ

⁸⁹ John H. Coatsworth “The Mexican Mining Industry in the Eighteenth Century,” in Nils Jacobsen and Hans-Jürgen Puhle (eds.) *The Economies of Mexico and Peru During the Late Colonial Period, 1760-1810* Berlin, Colloquium-Verlag, 1986, pp. 31-34; ブライアン・ハムネット著、土井亨訳『ケンブリッジ版世界各国史 メキシコの歴史』創土社、2008 年、pp. 97-98; El Colegio de México *Historia General de México. Versión 2000* México: El Colegio de México, 2000, pp. 406-409; 国本『メキシコの歴史』 p. 106.

⁹⁰ Serrera Contreras, *Guadalajara ganadera*, p. 142.

⁹¹ Chevalier, *La Fundación de los latifundios*, pp. 371-372.

たインディオやメスティソなどの運送業者に、輸送手段であると同時に商品でもあるラバ（当時は馬の三倍の価値があった）と積み荷を預ける手前、アセンダードと運送業者との間には信頼関係が構築されていなければ、この共同関係は成り立たなかった⁹²。そのため多くの場合、社会的地位と経済力を持つアセンダードと地域社会に根を張る運送業者はパトロン・クライアント関係にあった。

運送業には、大アセンダードから数頭のラバを所有するインディオやメスティソまで幅広い階層の人々が関わっていた。インディオ村落共同体の住民の多くは、季節や景気の浮き沈みに応じて複数の仕事を兼業するのが通常であり、農閑期に手工業や鉱業、運送業などに従事することで納税義務を果たしていた。また、運送業に携わる人々は商人の役割も担っていた。現金へのアクセスを持つ彼らは、安く仕入れた商品を別の場所で高く売り、必要経費を引いた値幅分を儲けることができた。だがそれには、地域ごとの需要と供給を把握するための専門的な経験と知識や、出先で荷物を預かってくれる人物や交渉の立会人などとのコネクションが必要とされた。ラバの扱いから荷物の運送時期や経路に関する知識、取引に必要な最低限のスペイン語力など、血縁やカトリックの代父母制などを通じて経営のノウハウや社会資本が共有された⁹³。

以上のような経済的発展と社会の成熟に伴い、故郷の村や集落を棄て、より稼ぎの良いス

⁹² Serrera Contreras, *Guadalajara ganadera*, p. 142; Clara Elena Suárez Argüello, *Camino real y carrera larga*. México: Centro de Investigaciones y Estudios Superiores en Antropología Social, 1999, pp.201-202, 219.

⁹³ Suárez Argüello, *Camino real y carrera larga*, pp. 75, 82, 160, 194-196, 206, 231-232.

ペイン人街やアシエンダ、鉱山などへの移住を望むインディオが増加していった。上昇志向の強い平民層のインディオの中から、経済的に成功して村の住民からカシーケとして受け入れられるようになる者も現れた。王室から徐々に特権を奪われる一方、経済力をつけた平民層からの突き上げに危機感を持った伝統的なカシーケ層のなかには、村の共有地をスペイン人に売り渡してその代金を横領し、村を棄ててスペイン化を図る者もいた。このように、個人の利害が優先されるようになったインディオ村落共同体の内部では軋轢が増加していった。

上記のような社会変動は、スペイン人の入植の度合いが高いメキシコ中央部・北部においてより顕著であった。植民地統治システムの拡充による中間搾取者としての立場の喪失、文化的な影響力を背景とした様々な特権の喪失、17世紀半ばにかけて急減したインディオ人口の回復に伴う土地不足などによって、多くのカシーケ層が没落していった。その一方で、平民層にとっても、村落共同体はもはや共有地の所有権や、スペイン人などの外的脅威からの法的保護を約束してくれる存在ではなく、納税や労役などの様々な義務によって自分たちを土地に縛り付けるしがらみと化していった。

その一因には、民族隔離法制の形骸化も寄与していたと考えられる。導入当初は、インディオ社会とスペイン人社会とを分ける本制度の概念と実態がそれなりに一致していたとされるが、時代を下るにつれ、スペイン人、インディオ、黒人の間での混血化が進み、既に16世紀末の段階で30以上に及ぶ人種区分を表す呼称が生まれていた。本国から呼び寄せたスペイン人女性を妻として迎えることのできる裕福な男性がインディオや黒人の妾を持つこともあれば、貧しいスペイン人男性が、結納金を用意する必要のないインディオを妻に

することもあった。鉱山労働者として黒人奴隷が多く導入された地域では、黒人男性とインディオ女性との混血化が進んだ⁹⁴。

結局のところ、実態において王室の意図は貫徹されず、インディオ村落共同体における非インディオ世帯の存在は珍しいものではなくなっていったのである。スペイン人、メスティソ、インディオ、ムラートなどの人種区分もどんどん曖昧なものとなり、こうした呼称は、人種的な差異を示すものというよりは文化的な差異や社会的な身分を指すものに過ぎなくなっていった⁹⁵。母親がインディオであっても父親がスペイン人であれば、その子供の身分はスペイン人として育てられた。カスティソ（スペイン人とメスティソの子供）の父親とスペイン人の母親の間に生まれた子供も、スペイン人とみなされた⁹⁶。更には、当初先住民を指して用いられた「インディオ」という呼称や、一般的な先住民村落を指すインディオ村落共同体(*pueblo de indios*) という呼称も同様に、必ずしも実態を表すものではなく、あくまで社会的・制度的な指標として機能した。

民族的混交度合いの高かったメキシコ北部だと、インディオとムラート間の混血が進み、複雑化し過ぎてしまった社会的身分を、「スペイン人とカスティソと一握りのメスティソ」と「インディオとムラートと多くのメスティソ」といった具合に、大まかに分類せざるを得

⁹⁴ 国本『メキシコの歴史』、111-115 ページ。

⁹⁵ Ouweneel, “Altepeme and Pueblos de Indios,” pp. 1-8. なお、制度上はインディオの地位はメスティソや黒人よりも上位に置かれていたが、実際にはインディオは最下層の扱いを受けた。国本『メキシコの歴史』、111 ページ。

⁹⁶ *Historia General*, p. 318.

ない状況が出来上がっていた。実際、18 世紀末のバヒオ地方の鉱山地帯では、多くの人々が既に自分の民族的出自を正確に答えられなかったという⁹⁷。1810 年の統計によれば、ヌエバ・エスパーニャの 600 万を超える人口のうち、350 万がインディオ、100 万以上のクリオーリョ、1 万 5 千が本国人、残る約 2 割が混血であった⁹⁸。

⁹⁷ Brading and Wu, “Population Growth and Crisis,” p. 9.

⁹⁸ Meyer and Sherman, *The Course of Mexican History*, p. 271

第2章

イスミキルパンの歴史

第1節 イスミキルパンにおける入植と社会変動

2.1.1 郡と教区の整備

イスミキルパンは、メキシコ市から北へ 100km ほどに位置し、スペイン人の入植以前にはアステカ王国の支配の下にチチメカ系のオトミ族が暮らしていた。南半分のイスミキルパン村周辺が標高 1500m 前後の半砂漠気候の台地であるのに対し、北半分は標高 2500m 前後の山岳地帯であり、北部を中心に狩猟採集民のチチメカの活動領域が広がっていた。イスミキルパンやチルクアウトラという地名がナワ語であることや、征服直後のイスミキルパン村の教区簿冊にナワ系の名前を持つ住民が多く記録されているのに対し、トラシントラ村のものにはオトミ系の名前が多く表れていることから、スペイン人による征服以前にはイスミキルパンを行政上の中心としてナワ族が周辺のオトミ族を統治していたと考えられる¹。

正確な時期は定かではないが、イスミキルパンはスペイン人によって平定された後、コレテスの差配によってペドロ・ロドリゲス・デ・エスコバルのエンコミエンダとなった。1525 年以後はまた別のスペイン人の手に移ったが、メキシコ市に第二次アウディエンシアが設置された 1535 年、このエンコミエンダはイスミキルパンとトラシントラの二つに分割され

¹ Fernando López Aguilar, *Simbolos del tiempo*. Pachuca: Consejo Estatal para la Cultura y las Artes de Hidalgo, 2005, pp. 179, 194.

る。16 世紀半ばまではイスミキルパン周辺の地方行政管区が確定しておらず、隣接するシマパン郡の長官やイスミキルパンの銀鉱山の管理を担う役人が臨時で管轄したが、1540 年代半ばにイスミキルパンで鉱床が発見されると、鉱山を管轄するアルカルデ・マヨールが派遣された。1566 年、植民地政府転覆を企てた嫌疑でエンコメンデーロのヒル・ゴンサレス・デ・アビラが処刑されたことでトラシントラが王室に接収されると、そちらにはコレヒドールが着任した。時期は不明であるが、ほどなくしてこれらの二つの役職は統合され、郡庁 (Casa Real) が置かれるイスミキルパン村のアルカルデ・マヨールが、トラシントラも包含する領域を管轄するようになった。郡の管轄領域が確定するまでの間は、北西に隣接するシマパン郡のアルカルデ・マヨールがイスミキルパンに関わる職務を代行することもあったが、最終的には東西 30km、南北 40km のエリアと、南方のチルクアウトラの飛び地を含むイスミキルパン郡の領域が設定された。

イスミキルパン村は、征服直後から宣教科として機能していた。イスミキルパン地方では、1550 年代以降アグスティヌス会士がインディオの改宗に当たり、イスミキルパン村を拠点に周辺の先住民だけでなく、北隣のシマパン郡や東隣のメスティトラン郡にまで活動範囲を広げた。教会行政の整備が進み聖職者の数が増えるとイスミキルパン教区も分割の対象となり、1660 年代にチルクアウトラ教区とエル・カルドナル教区が新設された²。1777 年の時点で当該教区に所属していた修道士の数は、イスミキルパン教区に 5 人、チルクアウトラ教区に 2 人、エル・カルドナル教区に 2 人であった。

² Gerhard, *Geografía Histórica*, pp. 159-160, 190.

ヌエバ・エスパーニャにおけるイスキルパン郡（1786 年、黒塗り箇所）



Gerhard, op. cit., p. 16 を基に筆者が作成

18 世紀 (1720~1780 年代) イスミキルパン



INEGI, Cartas Topográficas [1/50,000], Ixmiquilpan F14C79, Tasquillo F14C69; AGN,

Unidad de Descripción Documental, MX09017AGNCL01SB01FO178MAPILUS1201 を

基に筆者が作成

2.1.2 鉱業の発展とイスミキルパンにおける社会変動

イスミキルパン周辺では 16 世紀半ばにかけて、スペイン人鉱山主の主導によりメキシコ市とイスミキルパン、イスミキルパンとパチューカ、シマパン、レアル・デルモンテなどの近隣の大銀山を結ぶ街道の整備が進められた。イスミキルパンにも銀と鉛の鉱床が見つかり、郡の南半分を占める台地には入植者や鉱山労働者の生活を支えるアシエンダが作られ、人やモノが往来した³。1580 年頃には、黒人やムラート、一定数のスペイン人が定住しており、インディオ・非インディオ問わず、獣肉やワインを消費する文化が根付いていた⁴。イスミキルパンの銀はほどなくして枯渇するが、近隣の銀山に生活必需品および銀の採掘に必要な火薬や鉛を供給したり、銀を搬出したりする運送業者も増加した。特に、エル・カルドナルでは銀の精錬に用いられる鉛が採れ、これがシマパン、パチューカ、レアル・デルモンテなどの鉱山へと送られた⁵。その運搬に利用される馬やラバを供給するのもアシエンダであった⁶。こうして、イスミキルパン郡は鉱業ネットワークの要衝となった。

それだけでなく、イスミキルパン郡のインディオ村落共同体は、近隣鉱山やアシエンダの労働力供給地としても重要な役割を担っていた。しかし、メキシコ植民地全体の傾向と同じ

³ 鉱山開発に伴う社会的混交と、メキシコ北部各地とメキシコ市とを結ぶネットワークについては、以下に詳しい。West, *The mining community*, chaps. 1, 3.

⁴ Archivo General de la Nación (以下 AGN と省略), General de Parte, vol. 24, exp. 656; Indios, vol. 2, exp. 424. 1590 年には、スペイン人がインディオ・黒人・ムラートに過度な飲酒を促していたことが問題となっている。AGN, Indios, vol. 4, exp. 481.

⁵ AGN, General de Parte, vol. 24, exp. 355, 361.

⁶ Suárez Arguello, *Camino real y carrera larga*, pp. 56-59.

くイスキルパンにおいてもインディオ人口が減少の一途を辿り、労働力不足が顕著になっていく。16世紀半ばに6,500人ほどあったインディオ人口は、17世紀半ばにかけておよそ4千人にまで減ってしまった⁷。この人口減少の背景には、王室がインディオに貸していた人頭税やレパルティミエントによる労役負担が重くのしかかっていたことがあった。

イスキルパン村やトラシントラ村のインディオは、レパルティミエントによるシマパン銀山の労役を課されていたが、1590年頃には副王にその免除を求める陳情が繰り返されている⁸。減り続ける働き手を周辺のアシエンダや鉱山に取られることはインディオ村落共同体にとり過度な負担となっていたようで、1591年にはイスキルパン村は納税義務を果たせなくなっている⁹。増え続ける負担を嫌い、村から逃げ出すインディオもいた¹⁰。17世紀に入ると、レパルティミエントによる商品の強制販売や、東方のパチューカ銀山の鉱山主によるインディオの虐待も問題となっていた¹¹

また、王室が懸念していた通り、イスキルパンにおいてもスペイン人が民族隔離法制に

⁷ José Miranda, “La población indígena de Ixmiquilpan y su distrito en la época colonial” in *Estudios de Historia Novohispana* 1, México: UNAM-Instituto de Investigaciones Históricas, 1966, p. 3.

⁸ イスキルパン村とトラシントラ村のインディオが、シマパン銀山の役人に対して抵抗している。AGN, Indios, vol. 4, exp. 890; vol. 24, exp. 509.

⁹ AGN, Indios, vol. 5, exp. 932, 1037.

¹⁰ 1595年、副王がイスキルパン村から逃亡したインディオを連れ戻すよう命じている。AGN, Indios, vol. 6, exp. 1019.

¹¹ AGN, Indios, vol. 7, exp. 385; vol. 12, exp. 154.

違反してインディオ村落共同体に居住しており、そのことが様々な問題を引き起こしていた。1592年には、スペイン人が村内で家畜を飼うことを禁じる副王令が出ているが、それからおよそ20年経っても、家畜がインディオの農地や水源を荒らしていたことが問題となっている¹²。1631年には、スペイン人が無理矢理インディオを家から連れ出し、労働を強いていたことが問題となった¹³。イスミキルパン村のインディオを苦しめていたのは現地のスペイン人だけではなく、1630年代、メキシコ市のスペイン人も、浸水被害を受けた市街地の復興作業にイスミキルパン村のインディオを動員している¹⁴。

1640年代に4千人ほどであったインディオ人口は、その後1680年代にかけて倍増した¹⁵。この頃からイスミキルパン村の内部でインディオ支配層に対する不満が顕在化し、より積極的な抵抗がなされた。例えば1670年、イスミキルパン村の属村ラ・サバナのインディオは、イスミキルパン村への納税義務を忌避しシマパン銀山へ移住する許可を副王に求めている¹⁶。シマパンには南方からの移民が多かったとされるが¹⁷、実際にイスミキルパン郡からの移住者も少なくはなかっただろう。また1677年には、レパルティミエントでスペイン人の要望を受けてインディオの差配を行ったイスミキルパンの村長に対して不満を持つ

¹² AGN, Indios, vol. 6, exp. 532; vol. 7, exp. 314.

¹³ AGN, Indios, vol. 10, exp. 107.

¹⁴ Gibson, *The Aztecs*, p. 242.

¹⁵ Miranda, “La población indígena de Ixmiquilpan,” p. 3.

¹⁶ Aguilar, *Simbolos del tiempo*, p. 246.

¹⁷ Gerhard, *The Aztecs*, p. 72.

たインディオが反乱を起こしている¹⁸。

イスミキルパン郡における 17 世紀半ば以降の人口増加はメキシコその他地域と比べても著しい。ヌエバ・エスパーニャ全体で植民地時代末期にかけてのインディオ人口の増加比率はおよそ二倍であったのに対し、イスミキルパン郡では五倍近いのである。その要因は、やはり郡の経済的な重要度の高さに求められよう。複数のアシエンダを擁するイスミキルパン村やラ・サバナ村周辺での労働者はもちろん、継続的に鉛が産出していたエル・カルドナル村を中心に日雇い労働、皮革業、織物業、運送業などへの需要が絶えず、外部からの移住者も多かったと考えられる¹⁹。18 世紀末には 30 前後の織物工場がイスミキルパンに置かれ、この時期、特に農業や鉱業の不振の煽りを受けた労働者の受け皿となった²⁰。

インディオだけでなく、非インディオの人口も増加した。特に、イスミキルパン村、エル・カルドナル村、チルクアウトラ村へのスペイン人の入植の度合いは高かった。1791 年の人

¹⁸ この反乱は、アグスティヌス会の教区司祭の説得によって鎮められたという。Antonio Rubial García, *Una monarquía criolla. (La provincia agustina en el siglo XVII)* México: Consejo Nacional para la Cultura y las Artes, 1990, p. 71.

¹⁹ 18 世紀末のエル・カルドナルには 22 の鉛採掘場と 19 の精錬所があった。Verenice Cipatli Ramírez Calva, “El comercio en las jurisdicciones de Ixmiquilpan, Actopan y Tetepango-Hueypuchtla, siglos XVIII-XIX” en Verenice Cipatli Ramírez Calva (ed.) *Indígenas y comercio en la Nueva España del siglo XVIII*. México: Universidad Autónoma del Estado de Hidalgo, 2012, pp. 101-141; Suárez Argüello, *Camino real y carrera larga*, p. 217.

²⁰ Manuel Miño Grijalva, *Obrajes y Tejedores de Nueva España, 1700-1810*. México: El Colegio de México, 1988, pp. 173-5, 285.

口統計では、それぞれの村に 738 人、705 人、213 人のスペイン人が記録されている²¹。更に、これらのスペイン人の間では棲み分けがなされていたようである。1743 年の地誌報告書によれば、イスキルパン村の 71 人のスペイン人世帯主のうち半数以上がドンないしドニーニャの敬称を冠していた。これに対し、エル・カルドナル村に住む 32 人のスペイン人世帯主に敬称を持つ者は一人もいないのである²²。アセンダードや役人などの有力家系がイスキルパン村に根を張っていたのに対し、エル・カルドナル村には小規模鉱山の所有者や、硝石業者、運送業者、商人、またインディオ同様手工業を営むスペイン人が多かったと考えられる²³。

さらに、エル・カルドナル村に混血層世帯が 76 軒存在したことも鑑みると、イスキルパン郡のスペイン人の間には階級差が生まれる一方で、インディオや黒人との混血化が進んでいたと考えられる。イスキルパン郡は、スペイン人の数の多さだけでなく、民族的混交の度合いが比較的高い点でも特徴づけられる。18 世紀末の統計では、郡の全人口 1 万 8 千人のうち、白人がおよそ 1,500 人、混血層が 2,600 人おり、インディオの人口はこれらを

²¹ Miranda, “La población indígena de Ixmiquilpan,” pp. 1-13. 1777 年の教区簿冊に記録されているスペイン人の数はイスキルパン村、エル・カルドナル村、チルクアウトラ村にそれぞれ 601 人、427 人、353 人であった。Ernest Sánchez Santiró, *Padrón del Arzobispado de México, 1777*. México: Archivo General de la Nación, 2003, p. 93.

²² *Relaciones Geográficas del Arzobispado de México, 1743*. Francisco de Solano (ed.), 2 vols., 1988. Madrid: Consejo Superior de Investigaciones Científicas, pp. 67-127.

²³ AGN, Civil, vol. 1384, exp. 11; General de Parte, vol. 24, exp. 361; Aguilar, *Simbolos del tiempo*, pp. 247, 266.

除くおよそ 1 万 4 千人ということになる。ヌエバ・エスパーニャ一般における非インディオとインディオの人口比率が 1 : 4 であるのに対し、イスミキルパン郡の比率は 1 : 3 であった²⁴。

第 2 節 イスミキルパンの地域社会

2.2.1 アシエンダの拡大とインディオ村落共同体の分裂

ヌエバ・エスパーニャ全体の傾向と同じく、イスミキルパン郡でも 17 世紀半ばからインディオ人口が増加した。1660 年代にイスミキルパン教区からエル・カルドナル教区とチルクアウトラ教区が新設されたのは、教区民の増加への対応と考えられる。それからイスミキルパン郡のアセンダードとインディオの間で土地係争が起こり始めるまで、そう長くは掛からなかった。

1670 年代、とあるカシーケ層のインディオが、イスミキルパン村北方の街道沿いにキリスト像を祀るための祈祷所を建てた。ほどなくして、この祈祷所を中心に、移住してきたインディオたちが集落を形成していった²⁵。だが 1694 年、この集落一帯の土地はコンポシシオンによってデラフエンテ家というスペイン人家系の所有地となってしまう。この土地を追われたオリサバの住民が同じくスペイン人家系であるアコスタ家のアシエンダ近くに住

²⁴ Miranda, “La población indígena de Ixmiquilpan,” pp. 1-13; *Relaciones*, pp. 67-127.

²⁵ オリサバは、1670 年代にあるカシーケがキリスト像を祀るために街道沿いに建てた祈祷所を中心に住民が住み着いていって形成された集落とされる。Aguilar, *Simbolos del tiempo*, p. 248.

み着いたため、今度はアコスタ家とオリサバとの間で境界争いが生じた。この問題は 18 世紀に入っても解決しなかった。1716 年、オリサバ住民は 600 ペソでデラフエンテから土地を買い取り、そこに教会堂を建設する計画を立てた²⁶が、アコスタ家は 1730 年代に至ってもオリサバへの干渉を続けていた。土地の所有権を奪い返すため、インディオは金に糸目をつけなかった。トラシントラ村も、土地係争によって 2 千ペソもの負債を抱えていた²⁷。

アコスタ家とオリサバ住民の土地係争において、イスミキルパン村の役人ではなくオリサバの住民が自立的に問題に対処していた事実は象徴的である。オリサバ住民は、独立したインディオ村落共同体ではないのに半世紀近くに渡る訴訟を闘い、手に入れた土地に教会堂を建てようとした。オリサバの住民にとり、主村であるイスミキルパン村の役人は土地係争問題に対処する上で頼ることができない相手だったのである。デラフエンテ家に土地を奪われたり、アコスタ家に属村住民を追い出されたりしているのに、村役人はそうした状況に甘んじていたか、場合によってはスペイン人と結託していた可能性も考えられる。

17 世紀末、郡のインディオ村落共同体は分裂の危機に直面していた。1690 年頃、イスミキルパン村には 1322 人、トラシントラ村には 535 人のインディオ納税者がいた。納税者数は成人のインディオ男性を中心とする世帯主の数に過ぎないため、これらの数のおよそ 4 倍の住民がいたと推計できる。1700 年には、エル・カルドナル村が副王庁に分離許可を求め、その承認を得ていたが、イスミキルパン村からの妨害があったためか最終的に分離を達成

²⁶ 費用の大半は個人のインディオが所有する土地を担保にした融資で賄われた。Aguilar, *Simbolos del tiempo*, pp. 262-272.

²⁷ Aguilar, *Simbolos del tiempo*, pp. 266-295.

したのは 1724 年のことであつた²⁸。ラ・サバナは、1718 年にイスミキルパン村から分離した。結果として、エル・カルドナルはノパレラ、フロリダ、ポスエロス、サバニージャなどを、ラ・サバナはオリサバを属村として従えてイスミキルパンから分離した²⁹。1724 年には、エル・カルドナル村の属村となったノパレラまでもが主村からの分離許可を得ているが、おそらくエル・カルドナル村からの妨害を受け、その判決は現地で執行されなかった³⁰。これ以後、第二次分離ブームが起こる 18 世紀末までは、郡の主要なインディオ村落共同体はイスミキルパン村、トラシントラ村、チルクアウトラ村、ラ・サバナ村、エル・カルドナル村から構成されることとなった。

²⁸ AGN, Indios, vol. 43, exp. 213; vol. 45, exp. 7, 64, 86; vol. 48, exp. 28, 62, 89, 200. なお、イスミキルパン村とトラシントラ村は行政上別個のインディオ村落共同体を構成しているが、地理的に近接している上、エル・カルドナル地区の徴税をトラシントラ村が担っていたので、実質的にはトラシントラ村がイスミキルパン村の補助的な位置づけであつたと考えられる。エル・カルドナルが村として分離する際にはイスミキルパン村と対立している。Aguilar, *Simbolos del tiempo*, p. 279.

²⁹ Aguilar, *Simbolos del tiempo*, pp. 275-282.

³⁰ 副王の認可は得たものの、ノパレラの分離は頓挫した。AGN, Indios, vol. 48, exp. 222-223; vol. 49, exp. 99; vol. 51, exp. 38; vol. 70, exp. 150.

第二次分離ブーム以前のイスミキルパン郡（二重丸は主村を表す）



INEGI, Cartas Topográficas [1/50,000], Ixmiquilpan F14C79, Tasquillo F14C69; AGN, Unidad de Descripción Documental, MX09017AGNCL01SB01FO178MAPILUS1201 を基に筆者が作成

その後、エル・カルドナル村の属村マペテでの教会堂再建事業が一波乱も二波乱も起こすこととなるが、その間も、スペイン人とインディオの土地所有権を巡る問題や³¹、徴税人による税の二重徴収などの問題が続くなど、郡の情勢は不安定であった。とりわけ、1780 年以降の郡の経済状況の悪化は深刻で、1786 年にヌエバ・エスパーニャ各地で被害を引き起こしていた干ばつによる農作物の不作や家畜の大量死、疫病の流行を、イスミキルパン郡も

³¹ 1746 年、スペイン人への土地所有権の安堵に反対するエル・カルドナル村サバニージャ地区のインディオの騒擾が起きている。Aguilar, *Simbolos del tiempo*, p. 305; AGN, Criminal, vol. 57, exp. 1.

免れなかった。1786年から88年にかけて、イスミキルパン村を除く全ての村は、王室に対し納税の免除を求めている³²。フランスとの戦争で1793年以降の流通網がストップしたことによる鉱業・運送業の停滞は、郡の経済状況に更なる追い打ちをかけただろう³³。

18世紀末から19世紀初頭にかけて、再びインディオ村落共同体の分裂が加速した。1794年にマペテがエル・カルドナル村から分離したのを皮切りに、1799年にノパレラがエル・カルドナル村から、1802年にはオリサバガラ・サバナ村からの分離を認められる。その数年後にはパルマ・ゴルダモラ・サバナ村からの分離を達成する³⁴。

多くの場合、属村が分離する際には近隣集落を自分の属村として引き連れて分離したため、主村は一つの属村だけでなく複数の集落を、そこに住む納税者や村役人候補者などとともに失うことを意味していた。マペテが分離した際には、ヒギ、カルドナリート地区の住民がマペテ村に、ノパレラの分離の際にはクボ、サウス地区の住民がノパレラ村に帰属することを選んだ。疫病の流行で140名近い死亡者を出したエル・カルドナル村には、マペテやノパレラの分離運動に対抗する力は残っていなかった³⁵。

続く第2章で扱うのは、一度目の分離運動ラッシュが生じた後の1737年に始まる、マペ

³² 1783年、エル・カルドナル村の村長が税金未納によって投獄されている Aguilar, *Simbolos del tiempo*, pp. 330-331.

³³ Suárez Argüello, *Camino real y carrera larga*, p. 95.

³⁴ マペテの分離許可を記す判決文は見つかっていないが、マペテ教区の設置をめぐる訴訟文書に、1794年10月に分離許可の判決を得たと記されている。AGN, *Tierras*, vol. 3652, exp. 2. f. 1r; Aguilar, *Simbolos del tiempo*, pp. 359-364.

³⁵ AGN, *Indios*, vol. 73, exp. 1r-16r.

テ教会堂再建事業の管理権をめぐる訴訟である。主村となったエル・カルドナルはノパレラの分離運動を経験し、村の領域内で進んでいたマペテ教会堂の再建を快く思っていなかった。こうした内紛に乗じ、イスミキルパンのアセンダードでもある在俗聖職者のアコスタが再建事業に介入したことで、10 年以上に及ぶ裁判闘争が始まる。

第3章

18 世紀メキシコにおける地域社会と社会的結合（1728 年～1748 年）

—イスミキルパン郡エル・カルドナル村マペテ教会堂の再建を巡る訴訟を通じて—

はじめに

メキシコの先住民（当時の総称に従い、インディオと呼ぶ）社会は、およそ 300 年間に及ぶ植民地支配の下でいかなる変容を遂げたのか。本章では、インディオ村落共同体の分裂が進む 18 世紀初頭のメキシコ中央部で起こった訴訟を基に、移動するインディオ・インディオ村落共同体・スペイン人の社会的結合のあり方を、地域社会の文脈において明らかにすることを目的とする。

従来、メキシコのインディオ社会に関する研究は、基本的に「村」を単位として進められてきた。この傾向は、20 世紀後半の民族学者によって観察された閉鎖的で平等主義的な先住民村落が、植民地時代を通じてインディオ村落共同体の変容の産物であるという指摘のインパクトが今日まで影響してきたためである。この「閉鎖的農村共同体¹」モデルに対しては当時様々な反論が試みられたが、その後もインディオ社会の変容が論じられる際には、村同士の対立や村内部の対立に焦点が当てられ、複数の村や他地域とのつながりが正面から論じられることはなかった。

村を単位とした議論が続けられてきたのには、理由がある。アステカ王国の滅亡以後、既

¹ Wolf, “Closed Corporate Peasant Communities,” pp. 1-18; 吉田栄人（編著）『メキシコを知るための 60 章』明石書店、2005 年、178-183 ページ。

存の先住民統治組織（アルテペトル）は村として細分化の一途を辿った。この現象に関して従来の研究は、アルテペトルの細分化が「断絶」と「連続」どちらを意味するのか²、そして、17 世紀半ば以後の社会変動と 18 世紀後半に進められたブルボン朝改革が細分化の加速にどのように影響したかを論じている³。こうして細分化していったインディオ村落共同体はそれぞれが孤立し、個々の利益を優先して互いに敵対する傾向を強めたと考えられてきた⁴。それ故に、従来の研究は、インディオ村落共同体の細分化のプロセスや要因、村落共同体を構成する主村と属村の関係性に限定され、村の内部と外部のつながりに焦点を当てて分析を加えたものは管見の限りない⁵。

このような研究状況に一石を投じたのが、ウィリアム・B・テイラーである。彼は、メキシコ中央部イスミキルパン郡の山岳地帯で、奇跡の磔刑像の聖地として栄えたマペテの教会堂を中心に、村や郡の境界を超える地域のオトミ系インディオの間で宗教的連帯が生ま

² Gibson, *The Aztecs*, pp.32-57, 404; Lockhart, *Nahuas After the Conquest*, chap. 2.

³ Dehouve, “The ‘Secession’ of villages,” pp. 162-183; Perkins, “Macehuals and the Corporate Solution,” pp. 277-306.

⁴ パストールは 19 世紀前後のオアハカ地方における、人口増加と土地需要の高まりによるインディオ村落共同体間の土地係争件数の増加を指摘した。Rodolfo Pastor, *Campesinos y Reformas: La Mixteca 1770-1856*. México: El Colegio de México, 1987, pp.188-192.

⁵ ベルナルド・ガルシア・マルティネスは、例外的に、17 世紀のプエブラ北部地方の変容過程を通時的に分析する際、インディオ村落共同体細分化後の動きにも目を配っている。

マルチェロ・カルマニャーニは、複数のインディオ村落共同体が協調した事例を取り上げてはいる。しかし、両者ともに事例分析までは行っていない。García Martínez, *Los pueblos de la Sierra*, cap.5; Carmagnani, *El regreso de los dioses*, pp. 81-83.

れたと論じ、その成立要因をオトミのエスニシティに求めている⁶。ただ、この聖地の信者がオトミ系インディオに限られていた訳ではないこと、山岳信仰や十字架信仰がオトミ系インディオのみに好まれた訳でもないことを鑑みると、オトミのエスニシティだけでこの宗教的連帯を説明するのは困難と考えられる。

マペテの事例は、メキシコの聖地研究の観点から見ても特殊な性質を備えている。通常、メキシコの聖地は聖職者か村人の主導によって始まり、聖地が置かれる村を中心に運営されてきた⁷。しかし本事例では、征服後にスペイン人によって置かれた鉱山労働者集落に外部のインディオの主導で教会堂が再建され、それが村や郡の境界を超える範囲から信仰を集めた。村固有の教会堂を中心に祝われる祭りなどを通じて村人が共同性を確認・補強するような、従来のインディオ社会像とは異なる様相を呈している。

こうした研究状況を鑑み、本章ではマペテの教会堂再建事業の管理権を巡る訴訟を地域社会の観点から分析する。村や郡の境界を超える範囲の個人・集団の間に協調関係が成立するまでのプロセスを、イスミキルパン郡の地域社会が当時直面していた政治情勢に焦点を当てつつ明らかにすることで、村を単位とした分析からは見えてこない社会的結合が見えてこよう。分析対象とするのは、テイラーが上記研究で取り上げた 18 世紀前半のマペテ教会堂再建事業の管理権を巡り争われた訴訟（以下、教会堂再建訴訟）である。

1737 年、現地に住む在俗聖職者によるマペテ教会堂再建事業への介入に対する反発から、事業を主導していたアグスティン・デラクルス・モラレス（以下、モラレス）は訴訟を開始

⁶ Taylor, “Two Shrines,” pp. 944-974.

⁷ Ozowski, *Indigenous Miracles*, chap. 3.

する。この訴訟は 10 年以上続き、彼はその間、在俗聖職者とその子分、現地のインディオ村役人から妨害を受け度々投獄された。だが、1748 年、郡や村を越えた支持者と現地の複数のインディオ村落共同体の役人の支持を得て、モラレスは再建事業の管理者に復帰する。

本稿では当該訴訟を、征服から 200 年以上を経たイスミキルパン郡の地域社会の文脈に位置づけて読み解く方法を採用。安村直己は、郡や村落共同体といった「上からの」枠組みとは別に、地方における「下からの」自生的な秩序形成の結果生まれた歴史的概念としての空間を地域社会と呼んでいる⁸。イスミキルパン郡は、18 世紀には鉱山業ネットワークの要衝として成熟した地域社会を形成しており、インディオ・セクターとスペイン人・セクターの間に「形のない社会的結合」⁹が生まれていた。インディオ村落共同体が凝集力を弱めて細分化する中、村役人でないにもかかわらず村の外で活動し、スペイン人とのつながりを利用して致富や社会的上昇を遂げるインディオが現れていたのである。こうした既存の秩序の攪乱者の出現に対する村役人層の対応の変化が、分析に際しての鍵となる。

訴訟文書を利用するに当たっては、郡の地域社会を取り巻いていた情勢に加え、文書が訴訟関係者のその時々々の目的に応じて作成・利用されたことを念頭に置かなければならない。訴訟関係者が文書を再編纂する際に使う、様々な訴訟戦術―誰を代理人に選び、自らをどう

⁸ 安村、「帝国における「中心」と「周縁」」、137 頁。

⁹ フランス史家の二宮は、郡・教区・村などの「形のあるソシアビリテ」のほかに、寄合・夜の集い・ミサ・宴・祭り・酒場・遊び・巡礼などの「形をもたないソシアビリテ」が、日常生活世界における絆の結び目として発揮する社会的凝集力の重要性を指摘している。二宮、「ソシアビリテ論の射程」。

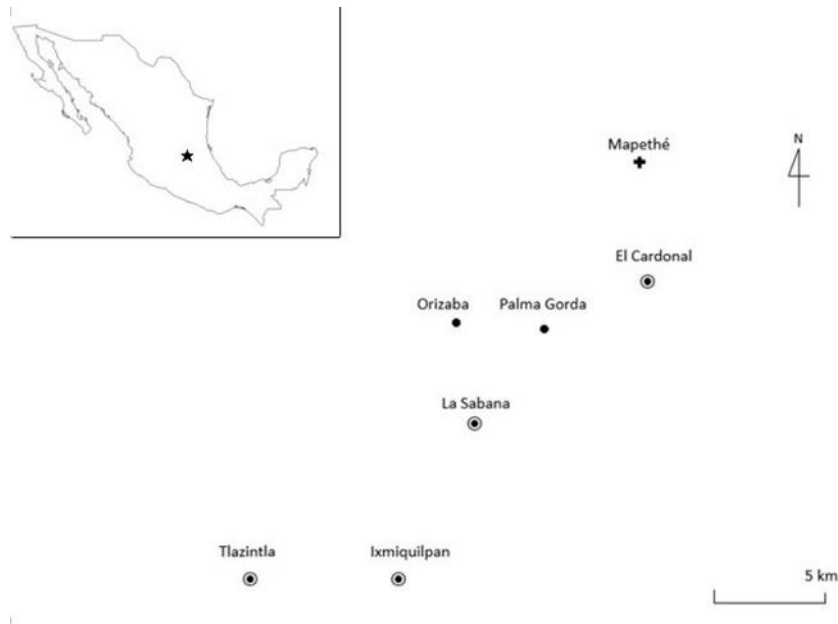
名乗り、どのように情報を取捨選択し、文書の構成を変え、どの裁判所に訴え出たのか一を検討することによって、郡の地域社会を取り巻いていた利害関係を炙り出し、村や郡の境界を越えて協調関係が成立するまでのプロセスを動態的に描き出すことが可能となろう。

本稿の構成は以下の通り。第 1 節ではまず、18 世紀前半のイスミキルパン郡周辺に村や郡の境界を越えた社会的結合を擁する地域社会が成立するまでの流れを概観する。第 2 節では、訴訟の展開を三つの局面に分けて詳述する。第 3 節で、訴訟の当事者（スペイン人聖職者、平民層インディオ、村役人層インディオ）が訴訟の各局面に応じ使い分けていた訴訟戦術ひいては植民地社会における生存戦略について、史料の詳細な分析を基に検証し、それらが訴訟の顛末を左右したことを明らかにする。「おわりに」では議論をまとめた上で、本研究のメキシコ植民地時代史研究における意義を述べる。

第1節 歴史的背景

3.1.1 マペテ教会堂再建訴訟当時の情勢と訴訟の概要

18 世紀前半のイスミキルパン郡（二重丸は主村を示す）



1700 年頃、イスミキルパン村で分村の兆候が表れ始める。イスミキルパン村の属村であったエル・カルドナルが、固有の参事会を設置する許可を副王に願い出、それが認められたのである。だが、イスミキルパン村の役人に村人が投獄される等の妨害を受け、エル・カルドナルは四半世紀近くに渡り同様の請願を繰り返している。1724 年、ようやくエル・カルドナルは 4 つの属村を抱える主村として分離を果たした¹⁰。この時生じた火種は、10 年以上が経過した 1737 年に至っても燻り続け、エル・カルドナル村役人の、イスミキルパン村の役人に対する侮蔑の言葉となって噴出している¹¹。

¹⁰ AGN, Indios, vol. 43, exp. 213; vol. 45, exp. 7, 64, 86; vol. 48, exp. 28, 62, 89, 200.

¹¹ AGN, Tierras, vol. 2155, exp. 5, fs. 20v-21.

他方で、イスミキルパン村からの分離を達成したエル・カルドナルも油断してはいられない。1724 年、属村の一つであるノパレラが、主村エル・カルドナルからの分離と固有の教会の建設許可を副王庁に度々願い出、2 年後にその認可を得たのである。当時の副王庁が属村の分離の可否を決定する際には、属村が固有の教会を有するか否かが判断材料の一つとなっていた。固有の教会があるということは、教会を建設できるだけの経済基盤や自立性を属村住民が有していることを意味したからである。しかしながら、エル・カルドナル村にとって幸いなことに、18 世紀末までノパレラの教会が完成を見ることはなかった¹²。

訴訟の展開を追う前に、聖地マペテの由来をテイラーの研究に依拠しつつ概観しておこう。1545 年、あるスペイン人鉱山主が、エル・カルドナルの鉱山労働者居住区マペテに礼拝堂を建て、そこにキリストの磔刑像を置いた。その後、この聖像は人々の関心を集めることなく朽ちてしまうが、嵐の中この像が自らを修復したという噂が広まる。この評判を聞きつけたメキシコ大司教は、1621 年にこの像をメキシコ市に移すよう命じた。このキリスト像は、17 世紀末から 19 世紀半ばにかけてメキシコ市民の信仰を集め、教会に莫大な収益をもたらした。その一方で、メキシコ市でその奇跡譚を喧伝する冊子が出版され始めた 1699 年まで、奇跡が起こったイスミキルパン郡にこのキリスト像の崇敬者がいたことを示す記録は確認されていない¹³。

本章で取り上げる一連の訴訟は、この奇跡譚の舞台となったエル・カルドナル村マペテに教会堂を再建する計画を主導した、モラレスとその協力者たち（以下、モラレス派）が起こ

¹² AGN, Indios, vol. 48, exp. 222; vol. 49, exp. 99; vol. 51, exp. 38; vol. 70, exp. 150.

¹³ Taylor, “Two Shrines,” pp. 947-955.

したものである。第 2 節では、この一連の訴訟を三つの時期に分けて紹介する。第一期では、モラレスが 1737 年の訴訟開始以降、マペテの教会堂再建事業を妨害する現地の村役人や、フランシスコ・デ・アコスタ（以下、アコスタ）という現地の在俗聖職者を相手に訴訟を闘い、彼らからの一時的な承諾を得て、1740 年から三年間マヨルドーモを務めるまでを追う。第二期では、アコスタがモラレスをマヨルドーモの役職から罷免した後、モラレスが 1743 年から 1745 年にかけての訴訟を獄中で闘い、再びマヨルドーモ職に就くまでを追う。第三期では、アコスタの死後、現地の複数の村の支持を得たモラレスの最終的な勝訴までを追う。

本訴訟は、宗教関連の訴訟であるため本来であれば教会裁判所によって裁かれるべきと考えられるが、実際には聖俗両方の裁判所で同時進行した。本稿では便宜上、主要な訴訟記録を文書①、②、③に分類する。文書①¹⁴として扱うのは、1737 年に副王が裁判長を務める聴訴院において開始された訴訟の記録である。1737 年にはモラレス、1744 年にはモラレスと事業の管理権を争ったディエゴ・ホセ、1748 年にはエル・カルドナル村の村役人層による再編纂を経ているため、事実の確定には慎重な史料批判が要される。文書②¹⁵は、イスキルパン村の村役人がイスキルパン郡裁判所の訴訟記録の一部に請願書を添付する形で、1748 年に大司教座聖堂裁判所に提出したものである。この文書には 1748 年以前の記録が写しの形でしか残っておらず、それらの情報の取捨選択から彼らの意図が読み取れる。

¹⁴ AGN, Tierras, vol. 2155, exp. 5.

¹⁵ AGN, Civil, vol. 1384, exp. 11.

文書③¹⁶は、ディエゴ・ホセの後継者であるペドロ・ベジョが、聴訴院で行われた訴訟の記録の一部に請願書を添付し、1748年に郡裁判所へ提出したものである。この時、郡長官、現地の在俗聖職者、ベジョが結託し、郡と教区レベルの裁判権を行使することによってモラレス派の排除を画策していたことが分かる。以上のような、各請願者が用いる訴訟戦術の特徴とその変化を第3節で検討することで、彼らの思惑の変化を明らかにできよう。

第2節 マペテ教会堂再建事業を巡る訴訟の展開

3.2.1 モラレスによる教会堂再建事業の開始とその波紋

モラレス派は、トラシントラ村出身の絵師¹⁷モラレスを筆頭として、トラシントラ村、ラ・サバナ村（これら二村はイスミキルパン教区に属する）、エル・カルドナル村のインディオ平民で構成されていた[文書①、f. 2]。本来主村であるエル・カルドナル村が実施の可否を決めるべきマペテの教会堂再建事業を村の外部のインディオが独断で進めていたことが、エル・カルドナル村の役人にとり不愉快な事実であったことは想像に難くない。

だが、モラレス派は、1728年に教会堂再建資金として献金を集めるための認可を聴訴院で得ていた[文書①、fs. 3-5v; 文書②、f. 7]。この認可を根拠として、モラレス派は1737年から1748年にかけての一連の訴訟を闘うこととなる。訴訟の開始は、モラレス派が以下の

¹⁶ AGN, Tierras, vol. 2904, exp. 2.

¹⁷ 先住民絵師については横山を参照。横山和加子「ヌエバ・エスパーニャの先住民職人——一六～一七世紀の絵師集団をめぐって——」『社会文化史学』417号、筑波大学、2005年、1-20ページ。

ような情勢に対処した結果であろう。1737年3月2日、イスミキルパンの大アセンダード家系¹⁸の出で、教区教会裁判所判事兼現地司教代理の肩書を持つ在俗の聖職者アコスタが、イスミキルパン、エル・カルドナル両教区教会の司祭補佐を任命する権限を副王に求め、手に入れた¹⁹。彼は、モラレスをマヨルドーモ職から外し、エル・カルドナル村のインディオを後任に就かせた。このことから、アコスタは司祭補佐を通じてエル・カルドナル教区内にあるマペテの教会堂再建事業に介入しようとしたものと考えられる。ここでは、通常教区司祭が持つ教区教会裁判権と司祭補佐の任命権を、教区司祭でないアコスタが持っていたという特殊な状況に留意する必要があるだろう。

1737年5月21日、モラレス派が原告として聴訴院に訴え出る。原告は、イスミキルパン教区の司祭とアコスタ、そして現地の村長に対し原告への妨害を告発し、モラレスのマヨルドーモ復職と被告全員に対する妨害行為の禁止を求めた。副王はこの翌日、モラレスを復職させ、現地の村長達の原告に対する妨害行為を禁じるよう郡長官に命じた〔文書①、fs. 1-9〕。1737年6月25日、郡判事マルコス・デ・バルガス（以下、バルガス）が郡長官を代理してこの判決を受理し、訴訟関係者への判決の通知と各村長の召喚を命じた。関係者の反応は様々である。トラシントラ村、ラ・サバナ村、イスミキルパン村の村長は、原告に対する妨害を否認し今後の事業への協力を約束したが、エル・カルドナルの村役人は妨害の有無については言及せず、判決を拝受するとだけ答えている〔文書①、fs. 9v-14〕。

¹⁸ アコスタは父からアシエンダ、鉱物の精錬所などを相続している。Aguilar, *Simbolos del tiempo*, pp. 247, 266.

¹⁹ AGN, General de Parte, vol. 27, fol. 56.

1737年7月4日には、モラレス派、エル・カルドナル村とトラシントラ村の村役人、エル・カルドナルの鉱山主ら数名のスペイン人住民の同席のもと、モラレスの復職手続きが行なわれた。手続きの完了直後、モラレスは前任者が再建資金を自宅に保管している問題について郡判事に問い質した。彼は、前任者の任期中に資金が横領された可能性があり、そのまま引継ぎが行なわれることへの不当性を訴えたものと思われる。これを受けてバルガスが下した裁定は、モラレスにとり不利なものであった。彼は、前任者による横領の可能性については問題とせず、管理人による再建資金の流用を防ぐという名目で、その管理に関わる全ての権限をアコスタに委ねたのである[文書①、fs. 15-16]。

モラレス派は、再び聴訴院に訴えざるを得ない。今度の訴訟では、前回通告対象とならなかったアコスタ、各村落共同体のカシーケ、プリンシパール、村長、とりわけエル・カルドナル村の村長に対して妨害行為を禁ずるよう、聴訴院に訴えた。1737年8月17日、聴訴院がモラレスの請願を認める判決を下したにもかかわらず、アコスタの差し金であろうか、モラレスはエル・カルドナル村の役人によって逮捕・投獄されてしまった。これを受けてモラレス派は同年9月23日に郡裁判所に対し、モラレスの釈放、エル・カルドナル村の役人に対する警告、そしてアコスタの教会裁判権の停止を求めた。数日後、郡判事バルガスは証拠不十分を理由にアコスタを処罰しない判断を下す一方で、エル・カルドナル村の役人に対しては、モラレスから没収した馬を返還し、今後彼への嫌がらせを止めるよう命じた[文書①、fs. 16-26v]。だが、モラレスが釈放されることはなかった。彼は訴訟の場を大司教座聖堂裁判所に移すものの再びアコスタの反撃に遭い、1738年1月27日のモラレス敗訴を最

後に訴訟は中断する²⁰。

その後のモラレスの復活は唐突であった。1739年10月15日、モラレス派はイスミキルパン郡裁判所への請願の末、モラレスのマヨルドーモ復職許可を得、翌月にはエル・カルドナル村、イスミキルパン村、トラシントラ村の役人の立会いのもと手続きが行われた[文書①、fs. 27-32]。アコスタの承認も得て、モラレスは1740年から1743年初頭まで管理人を務めた。

ここまでの訴訟関係者の立場を確認しておこう。エル・カルドナル村の役人が他村の村役人に比べてより強硬な姿勢をモラレスに見せているのは、将来のマペテの拡大と分離につながりかねない教会堂の完成を警戒してのことであろう。アコスタに取り入ってモラレスを排除し、マヨルドーモの座を奪って教会堂の完成を先送りにしようとする魂胆すら窺える。結局アコスタは、エル・カルドナル村のインディオを罷免しているからである。他方で、1737年7月と9月のバルガスによるアコスタ寄りの裁定は、判事が売官の対象であったことから、郡の名望家であるアコスタとの個人的な関係が影響していたと考えられる。バルガスがアコスタに便宜を図る一方でエル・カルドナル村の役人を処分したのは、訴訟が彼の影響力の及ばない聴訴院に持ち込まれることを懸念しての判断ではないか。いずれにせよ、1739年には、モラレス、アコスタ、現地の村役人との間に妥協が成立し、積極的なものではないにせよ、郡の村落共同体間に一時的な調和が生まれたといえる[文書②、f. 7v]。

²⁰ テイラーは、1748年に聴訴院が匙を投げ大司教座裁判所にその後の審理を任せたとしているが、実際には1737年10月の段階から、モラレスは聖俗両法廷での闘争を開始していた。Taylor, “Two Shrines,” p. 956; AGN, Indiferente virreinal, caja 3405, exp. 20.

3.2.2 モラレス派の分裂とモラレスの投獄

だが、水面下では駆け引きが続いていたらしい。1742年3月3日、モラレス派が「エル・カルドナル村のプリンシパール」を自称し、郡裁判所に1739年判決文の証書の発行を申請した[文書①、fs. 35-35v]。これは、以下のような謀反の動きを察知しての反応だと思われる。1743年1月、モラレスのかつての協力者、ディエゴ・ホセフとその仲間が、「カルドナル鉱山は聖地マペテの創設者」を称してモラレスを再建資金横領の容疑で聴訴院に告発し、彼の罷免を副王に求めた。これを受けて聴訴院は、モラレスが再び問題を起こした場合には彼を罷免することとした[文書①、fs. 36-37v]。それにしても、モラレスが自分を投獄していたエル・カルドナル村のプリンシパールを名乗るとは、なんという変わり様であろうか。この変化については第3節で考察することにして、訴訟のその後の展開を見ていこう。

1743年7月3日から6日にかけて、モラレス、マペテ、ラ・サバナ村及びイスミキルパン郡に隣接するシマパン郡のインディオが連名で、郡裁判所に対しディエゴ・ホセによる妨害行為を告発した。7月20日、時の郡長官ペドロ・ハウリエタ（以下、ハウリエタ）はこの訴えを認め、ディエゴ・ホセに対する警告を命じる。その直後、アコスタはモラレスを再建資金横領のかどでマペテに投獄させ、代わりにディエゴ・ホセを管理人に任命した[文書①、f. 42; 文書②、fs. 1-8v]。アコスタとモラレスとの間に成立していた妥協は潰え、アコスタはディエゴ・ホセを新たな手下に選んだのである。

1743年11月、モラレスは単独で、イスミキルパン村、トラシントラ村、ラ・サバナ村の村長の署名付きの請願書を郡裁判所に提出し、自身の釈放を求めた。この訴えに対する郡裁

判所の判決は残されていないが、その後の経緯から推察するにモラレスの釈放は叶わなかったようである【文書②、fs. 9-9v】。いずれにせよ、この段階で初めて現地の村役人層がモラレス派を支持する立場を採ったことは大きな変化といえる。

1744 年 3 月 23 日、モラレスは聴訴院に上訴して自らの釈放を求める。4 月 18 日、副王はモラレスの釈放をハウリエタに命じたが、アコスタの妨害によりここでも彼の保釈は叶わなかった【文書①、fs. 42-58】。その職が売官の対象であるとはいえ、王室の任命を受けてスペイン本国からやってきた余所者の郡長官と、地域の名望家であるアコスタの力関係が、判決の執行を不可能にしたのであろう。

状況を打開するため、モラレスはイスミキルパン村及びトラシントラ村の村長と住民の支援を得て、1744 年 9 月に再び聴訴院に請願書を提出した。彼らは、ハウリエタを忌避し、判決の執行手続きを代行する聴訴院付の公証人を現地に派遣するよう副王に要請した。9 月 14 日、聴訴院でこの訴えが認められ、彼の復職を任務として送り出された公証人は、9 月 24 日、メキシコ市に滞在していたハウリエタに判決を通告する。翌月 3 日には、公証人がイスミキルパン村でアコスタに先の判決を伝えたが、彼はモラレスによる資金横領の嫌疑を理由にその釈放を拒否し、公証人に対してこの案件から手を引くよう要請したのであった【文書①、fs. 59-69】。

だが、アコスタは次第に劣勢となる。10 月 3 日から 5 日にかけて公証人が取った郡の総代官と書記官の証言から、モラレスの逮捕が正規の手続き²¹を経ずになされていたことが判

²¹ 教会裁判所は執行ないし強制の手段を持っていなかったため、その判事は世俗権力を代

明したのである。これがアコスタの譲歩を引き出したのだろうか、10月7日、現地のモラレス派とみられるスペイン人の保証人が保釈金を支払い、モラレスは自由の身となった。その翌日にはマペテで、エル・カルドナル村の村長とイスミキルパン村の村長補佐の立会いの下、モラレスの復職手続きが執行された。これに立ち会わなかったイスミキルパン村の村長は、書面でモラレスを支持する立場を表明している。手続きの最中、ディエゴ・ホセによる妨害があったものの、モラレスはマヨルドーモに復職した[文書①、fs. 69-76]。

だが、その後も聴訴院の判決は二転三転する。ディエゴ・ホセとその協力者の控訴を受け、聴訴院は1744年11月7日に再建資金の管理をアコスタに一任するよう命じるとともに、ハウリエタとアコスタに対し、モラレスの資金横領容疑について報告書の提出を求めた[文書①、表紙裏、fs. 82-84；文書③、fs. 11-18]。ハウリエタは11月18日に報告書を作成し、自身の再建事業への関与を否定しつつ、今後の資金管理をアコスタに一任すべきだと述べている。他方、アコスタは11月24日付けの報告書で、モラレスが提出した出納記録は有効性を持たないと主張し、「マペテのカシーケ、プリンシパール」であるディエゴ・ホセがマヨルドーモを務めるべきとした。これらの報告を受けた聴訴院は、1745年1月30日、モラレスが横領したとされる資金を弁済し終えるまでの間、ディエゴ・ホセを臨時のマヨルドーモに置くよう命じた[文書①、84-88]。

1745年7月にモラレスは再び控訴するが、その際、ハウリエタを忌避し、代わりにミス

表する郡長官に執行を要請するのが通例であった。これをリアル・アウクシリオ(real auxilio)という。Farriss, *Crown and Clergy*, pp. 67, 266. おそらくアコスタは、郡長官を通さずに直接エル・カルドナル村の役人にモラレスを逮捕させたのだろう。

キアワラ郡の長官を手続きの執行者にするようお願い出ている。同年 8 月、聴訴院は勝訴判決を下したが、彼の復職手続きが実施されたことを示す記録は残っていない[文書①、fs. 90-91]。聴訴院の法的な後ろ盾とエル・カルドナルを除く村落共同体の村役人による支持をもってしても、未だモラレスはアコスタの軛から逃れられなかったといえよう。

3.2.3 モラレス支持の広域的な広がり

訴訟は再び中断し、これが再開されるのはアコスタ没後のことであった。モラレス派が、ディエゴ・ホセの子供たちの代父であり、1746 年から 1748 年にかけてマヨルドーモを務めていたペドロ・ベジヨ（以下、ベジヨ）というミスキアワラ郡出身で運送業者[文書③、f. 46]のインディオを、再建資金横領の嫌疑で告発したのだ。以後本訴訟は、聴訴院、大司教座聖堂裁判所、イスミキルパン郡裁判所の三法廷で同時進行してゆく[文書②、fs. 19-20]。

地誌報告書の情報から推定するに、アコスタは死亡した 1748 年の時点で 70 歳近い高齢である。彼の死後、教会裁判所判事兼現地司教代理の座と司祭補佐の任命権は、彼の甥であるラファエル・デ・アホレサ（当時 40 代前半。以下、アホレサ）がそのまま引き継いだ²²。とはいえ、郡長官を始めとする現地の有力者の動向を左右してきたアコスタの死により郡の情勢に影響が生じるのは必至であり、このタイミングでモラレス派が攻勢に転じたのは偶然ではなかろう。

1748 年 5 月 21 日、モラレス派とみられるイスミキルパン村の複数のインディオが、イ

²² *Relaciones Geográficas*, p. 73.

ンディオ関連訴訟担当訴追官を通じて聴訴院にマペテ訴訟関連文書の貸出請求を行った。

そして、おそらくこの時に借り出された文書を再編纂し、エル・カルドナル村の村役人とマペテ住民が、8月に先の訴追官を通じモラレスのマヨルドーモ復職を求める請願書を聴訴院に提出した。これを受け、聴訴院は9月20日にモラレスの復職を認めると同時に、再建資金をアホレサとモラレスが共同で管理するよう命じた[文書①、fs. 92-99v; 文書②、f. 44v]。

モラレス支持に回ったエル・カルドナル村の攻勢を受け、1748年9月23日、ディエゴ・ホセの4人の息子を含む15人のベジョの協力者とマペテの住民（以下、ベジョ派）は、連名で郡裁判所にモラレスの罷免とベジョの復職を求めた。翌日、郡長官ホセ・マヌエル・デラ・デエサ・エレラはベジョの復職と、関連文書のベジョへの返還を決定した。文書の返還命令はアホレサの要請を受けての事であり、ベジョ、アホレサ、郡長官の連携は明白である[文書③、fs. 19-20v]。

1743年7月以降モラレスを支持する立場を表明していたイスミキルパン村とトラシントラ村の役人も、此度の訴訟に加わる。1748年9月、両村落共同体の役人と住民が原告となり、大司教座聖堂裁判所に請願書を提出した。原告は、アコスタの死後、ベジョが献金回収役に任命したディエゴ・ホセの息子たちと2人のスペイン人が、モラレスが作製し教会堂に安置していたキリスト像を持ち出して献金を集め、それを高利貸しや他の運用に回し私腹を肥やしていると告発した。そして郡長官を忌避し、大司教座聖堂裁判所付の公証人の手でモラレスを復職させ、予めベジョ派を拘留した上で献金及びキリスト像を始めとする備品の返還手続きが行われるよう、大司教に求めた[文書②、fs. 14-18v]。

大司教は1748年10月2日、原告の訴えを認めてモラレスの復職を命じる。大司教座聖

堂裁判所付の公証人パブロ・ハビエル・デ・リマ（以下、リマ）が任命を受け、現地の訴訟関係者に判決を伝えた。通告を受けたベジヨは、今回の告発内容に関して概ね以下のような供述をした。①自分が 2 年間の任期を通じて作成した出納記録は、故アコスタに渡してしまったため提出できない。②献金回収役の 5 人は現在遠方に出払っており不在である。③任期中に衣服やラバを購入したが、それは職務上当然のことである。④教会堂に安置されていた聖像は既に返却しており、今後は教会堂の建設作業員、モラレス、イスミキルパン村、トラシントラ村、サバナ村パルマ・ゴルダ地区のインディオに対する妨害は行わない[文書②、fs. 18v-24v]。以上の供述を受け、リマは教会堂の備品の査定、ベジヨ派からの事情聴取及び再建現場の検分を行った。

1748 年 10 月 26 日、イスミキルパン村、ラ・サバナ村、エル・カルドナル村の村長の立会いのもとでモラレスの復職手続きが行われた。イスミキルパン村、トラシントラ村、ラ・サバナ村の村長は、今後のモラレスの任期における再建資金を保証するための保証金を負担した。このとき、モラレス派が出納記録の不備を理由にベジヨの追放を求めたため、リマはベジヨに対し織物工場での 4 年間の懲役を命じた[文書②、fs. 24-36v]。10 月 31 日、この懲役刑を不服とするベジヨ派の請願を受けた郡長官は、ベジヨの釈放と復職をエル・カルドナル村に駐在する代官に命じるとともに、リマを召喚しベジヨの懲役義務を撤回するように伝え、更にその判決の不当性を訴える書状を聴訴院に送付した[文書③、fs. 21-24]。この間、ベジヨの協力者である 2 人のスペイン人は保釈金を用立て、ベジヨの保釈手続きを進めている[文書②、f. 52v]。

郡長官の書状を受けた聴訴院は、1748 年 12 月 20 日、大司教座裁判所に審議を委ね、

全ての関連文書を大司教座聖堂裁判所宛に送付する決定を下す。さらに郡長官に対しては、今後越権行為のないよう警告し、彼がリマに対して行った措置を無効とするよう命じた[文書③、fs. 27-27v]。

かくして、マペテの教会堂再建事業を巡る争いは大司教座聖堂裁判所の法廷に差し戻され、再びモラレスが勝訴する。1748年12月23日、大司教は、イスミキルパンの郡長官、書記官、代官に対し、今後判決に背く行為があった場合には破門に処すとの警告の上、モラレスの釈放と復職を認め、献金はモラレスとエル・カルドナル教区の司祭が共同で管理すべきとした[文書②、fs. 62-67]。1749年1月7日、同裁判所の公証人の手によってモラレスの復職手続きが執行された。手続き当日は、イスミキルパン村とトラシントラ村の役人は村長選挙の開催を理由に欠席し、エル・カルドナル村の役人のみが手続きに立ち会った。翌日、手続き完了の旨がアホレサに通知され、アホレサは献金箱の鍵を提出した。この時アホレサは、大司教座聖堂裁判所まで報告に出向く意向を伝えた [文書②、fs. 72-78, 98-99]。翌月、彼は裁判所に1748年8月から10月にかけての出納記録を提出している²³。

こうして、マペテ教会堂再建訴訟はエル・カルドナル村とイスミキルパン村の主導によるモラレス支持という形で終結を見た。モラレス支持者の広がり、郡の複数の村やシマパン郡、メキシコ市の人々から現地の村役人層にまで及ぶものとなった。1737年段階では、モラレス派を妨害するか無視するかのいずれかであった村役人層が、1739年にはモラレスのマヨルドーモ復職に同意し、1743年11月には3か村の村長がモラレスの釈放と復職を支

²³ AGN, Civil, vol. 2292, exp. 4, fs. 1-35.

持し、1748年にはエル・カルドナル村までもが訴訟に加わった。

分裂以来対立していたイスミキルパン村とエル・カルドナル村が、別々の法廷でとはいえ、揃って原告となりモラレスを支持したことをどう理解すべきだろうか。イスミキルパン村は四半世紀に渡りエル・カルドナルの分離を妨害し続けた。前者が1743年にモラレスの釈放を求めたとき、後者には反モラレス派に回り元主村の介入に抵抗するという選択肢もあったはずだ。なぜ、長年いがみ合っていた両村落が同じタイミングで、しかも同じ立場で訴訟に参加する状況が生じたのだろうか。

次節では、一連の裁判と手続きの過程から明らかになった訴訟関係者の対立の構図と戦術、またそれらの転換とその理由を明らかにすることで、上記の疑問に答えよう。

第3節 地域社会から見るモラレス支持態勢成立のダイナミズム

3.3.1 地域社会の中のスペイン人名望家

ここでは、当該訴訟がイスミキルパン郡の複数のインディオ村落共同体によるモラレス派支持という形で終結した要因を、イスミキルパン郡の地域社会に君臨し、1737年以降マペテの事業に介入し続けたアコスタとアホレサの統治手法の違いから考察する。

まず、アコスタがイスミキルパン郡の大アセンダード家系の出であり、地域の名望家であった点は見逃せない。1743年の地誌報告書によれば、1万2千の人口を擁する郡にアコスタ姓を冠する世帯が11戸あり、スペイン人ーメスティソ家系のアコスタ家が地域社会において強固な社会的基盤を築いていたことが分かる。また、アコスタは遅くとも20代の頃には、郡で故人へのミサを挙げながら聖職者年金を受給し、司祭としてのキャリアを開始して

いた²⁴。聖職者である彼が郡役場（カサ・レアル）の建物内に、彼の継母、甥のアホレサ、黒人奴隷と同居していたことからその名望家としての地位の高さが窺える²⁵。歴代の郡長官がアコスタに対し強硬な姿勢を貫けず、度々彼に有利な判決を下したのは、郡の地域社会に土着した²⁶アコスタが郡役場に住み、スペインから赴任してくる郡長官に対し日常的な接触を持ちえたためであろう。同様に、郡判事の職も売官の対象であるとともに、郡長官の不在時に臨時で担われる名誉職であったため、1737年に手続きを代行した郡判事バルガスも在地のスペイン人としてアコスタと個人的な利害を共有しえたと考えられる²⁷。

アコスタの盤石な政治力は、アコスタ家とその縁者が郡の教会関連ポストを事実上相続していた点からも窺える。教会裁判所判事、司教現地代理の肩書きと司祭補佐の任命権を、アコスタの死後アホレサが継いだことは既に見た。それとは別に、アホレサのもう一人の叔父であるホセ・デ・トーレスはイスミキルパン教区教会裁判所の公証人を務め²⁸、その息子と思われるアグスティンも父の跡を継いでいる【文書②、fs. 135-137】。アコスタ家とトー

²⁴ AGN, Indios, vol. 34, exp. 218.

²⁵ *Relaciones Geográficas*, p. 73.

²⁶ クリオーリョの土着化という概念については横山が提唱している。横山和歌子「フアン・インファンテとその一族—16世紀ヌエバ・エスパーニャの入植者とクリオーリョ社会の形成」、『西洋史学』166号、日本西洋史学会、1992年。

²⁷ ボラーは、テポスコルラ郡の判事が在地のスペイン人市民であった事例を扱っているが、イスミキルパン郡でも同様であった可能性が高い。Borah, “Los auxiliares del gobernador provincial,” p. 57.

²⁸ AGN, Civil, vol. 2292, exp. 4, fs. 7v, 33.

レス家は、郡の教会関連ポストをその姻戚で独占することによって、郡の地域社会において強力な政治的・経済的影響力を行使していたのである。

アコスタの甥のアホレサの場合はどうか。アコスタと全く同じ肩書きと職権を持ちながら、1743年の地誌報告書にはアホレサ姓を冠する世帯が一つも記録されていないので、彼は親戚のアコスタ家を頼りにメキシコ市から郡へ下り、その後を継いだものと考えられる。1748年1月と1749年1月の大司教判決通告の際、彼は度々イスミキルパン村を留守にし、メキシコ市の自宅や、彼がアコスタから相続したであろう郡内のアシエンダに出かけていた[文書②、fs. 44-45, 69]。エル・カルドナル村の役人が最終的に彼から離反してしまったのは、教会堂再建事業においてベジョや配下のスペイン人に依存せざるを得ず、彼らを野放しにしてしまったアホレサの統治戦略上の甘さによるところが大きい。アコスタが郡長官や聴訴院付の公証人の度重なる要請にも関わらず帳簿の提出を回避し続けたのに対し、献金箱の鍵をエル・カルドナル教区の司祭に渡さざるを得なくなり、大司教座聖堂裁判所に向き帳簿を提出したのは²⁹、彼が訴訟で守勢に回らざるを得なくなったからである。アホレサがモラレス派やインディオ村役人に事実上の敗北を喫したのは、彼がアコスタのように郡に土着することを選ばず、現地の情勢に疎かったためであろう。

このようなイスミキルパン郡における在俗聖職者の社会的影響力の大きさは、ブルボン改革の本格的な実施を控えた1730年代当時のヌエバ・エスパーニャの文脈において理解すべきであろう。インディオの改宗が名目上完了した16世紀半ば以降、より俗権に忠実な在

²⁹ 文書②、fs. 38-39v.

俗教会を優遇する方針を採っていた王室は、機会を見ては修道会の管轄下にあった教区を在俗聖職者の手に委ねていった。この動きを、教区の「在俗化(secularización)³⁰」と呼ぶ。副王が、通常教区司祭が有していた教区教会裁判権と司祭補佐の任命権をアコスタに委ねたのは、1751年のイスミキルパン教区在俗化に先んじて、教区を管轄するアグスティヌス修道会の影響力を減ずる意図があったからではないか。教区司祭のように教区民との恒常的接触の機会を持たない彼らが、公式にマペテ教会堂再建事業に介入できた事実は、こうした帝国レベルでの政策転換の流れの中において理解する必要がある。

他方で、彼らが利用したのは教会裁判権や司祭補佐の任命権という公的職権に根差した人間関係だけではない。モラレス、ディエゴ・ホセ、ベジョなどの代替可能な平民のインディオを子分にしたり、世俗の裁判権を握る郡判事や郡長官に圧力を掛けたりと、彼らは私的な繋がりも利用してマペテの教会堂再建事業を管理しようとした。

地国のアセンダードである彼らには、スペイン人鉱山主や運送業に従事する個人のインディオと取引する機会や、農作物の価格設定を司る郡長官との私的な繋がりがあった。ベジョの保釈を画策したスペイン人はエル・カルドナルの鉱山主やイスミキルパンの硝石業者であった³¹が、このつながりも、アコスタが鉱山業に深く関わっていたことによる³²。こう

³⁰ Gibson, *The Aztecs*, p. 110.

³¹ エル・カルドナル鉱山では銀の精錬に用いられる鉛が採れた。硝石は火薬の原料となり、これも近隣鉱山へ販売されていた。 *Relaciones Geográficas*, pp. 83, 110; 文書②、fs. 73-73v.

³² 1717年、アコスタはパチューカやレアル・デルモンテで鉛を取引する際に掛けられる販売税の不当性を訴えている。AGN, General de Parte, vol. 24, exp. 361.

したパトロン・クライアント関係によって、アコスタは自分の子分を利用した。例えば、アコスタはディエゴ・ホセを 1744 年 10 月のモラレス復職手続きに立ち合わせ、その妨害を企図した。その日、ディエゴ・ホセは、教会堂の扉の鍵の返却を拒んで手続きの進行を阻止しようとしたが、公証人の追及に恐れをなし、アコスタから届いた手続きの妨害を指示する手紙を提出して保身を図っている[文書①、fs. 72-76]。アコスタは血族的な紐帯に加え、在地のスペイン人との個人的な繋がり、現地の情勢に疎い郡長官に対する政治的優位、村役人層や平民層インディオとの垂直かつ公的、私的な交友関係など、多様な社会的結合関係を通じて地域社会に影響を及ぼしていたのだ。

以上の分析から、地域社会の名望家であったアコスタの死と、その後のアホレサによる影響力の弱まりが、複数のインディオ村落共同体による教会堂再建訴訟への積極的関与の契機となったと考えるのが妥当であろう。だが、彼らがなぜ村役人層ではなく移動するインディオを子分にしたのか、なぜ複数の村落共同体が最終的にモラレスを支持したのかは、未だ不明である。次は、この疑問に答えるために平民層インディオの動向について考察しよう。

3.3.2 平民層インディオの上昇志向とその訴訟戦術

ここでは、平民層インディオーモラレス、ディエゴ・ホセ、ベジョーの、教会堂再建事業や訴訟における戦術を分析することで、先の問いにアプローチする。

モラレスの事業展開上の戦略の特徴としては、その交友関係の地理的、社会的な広範さが挙げられる。元々、マペテ教会堂再建事業は複数の村落共同体出身者のインディオとスペイン人による合同事業として始まった[文書①、f. 4]。史料上確認できるスペイン人協力者と

しては、1744 年の復職手続きに際してモラレスの保釈金を用立てた 3 人の保証人と 3 人の証人、1737 年にはモラレスに批判的であった³³が 1744 年段階ではモラレスを擁護している郡庁の書記官フェリペ・デル・リオなどが挙げられる[文書①、fs. 68-68v]³⁴。

モラレス支持者層の多様性は、彼が絵師を生業としていたことに関わっていよう。彼は、本来平民のインディオによる所有が禁じられている馬を所有していた³⁵。日頃より郡内外の町や村々を回って聖像や聖画を修復していたため、そのついでに運送業も行えただろう。モラレスがメキシコ市で人気を博した奇跡のキリスト像崇敬をマペテに再興するというアイデアを思いつき、教会堂再建事業を軌道に乗せ、幾度もの訴訟をメキシコ市で戦うことができたのは、彼が進取の気性に富んでいたことに加え、上記のような移動性とそれに付随する社会的結合関係を有していたことが大きい。本訴訟では、複数の村落共同体の村役人のみならず、郡の七つの属村、シマパン郡及びメキシコ市のインディオがモラレスを支持したが、これも彼の広い交友関係を下敷きに勝ち取られたといえる[文書②、fs. 42-59, 94-102v]。

³³ AGN, Indiferente virreinal, vol. 3405, exp. 20.

³⁴ 書記官の職が売官の対象であると同時に一種の名誉職であったことが、役人でありつつも一人の在地のスペイン人として、郡長官から独立した選択を可能にした要因であろう。

Borah, “Los auxiliaries del gobernador provincial,” p. 60.

³⁵ 小原によれば、グアテマラ聴訴院の聴訴官がチアパス地方を視察した際、手数料の支払いと引き換えにスペイン人と同様の格好をし、帯刀する許可証を発行していたとされる。ヌエバ・エスパーニャでもこのようなことが行われ、インディオが馬に乗る権利を買う機会があったとしても不思議ではない。Tadashi Obara-Saeki y Juan Pedro Viqueira Alban, *El arte de contar tributarios: Provincia de Chiapas, 1560-1821*. México: El Colegio de México, 2017, p. 92.

ディエゴ・ホセとベジョも、モラレスと似た社会的性格を有していたが、ディエゴ・ホセとベジョの支持者はモラレスほど多様性に富んでいない。ベジョの保釈を試みていた 2 人のスペイン人は硝石業者と鉱山主であったが、アコスタ経由で利害を共有するに至った可能性のほうが高いだろう。ディエゴ・ホセの職業は史料からは不明であるものの、ベジョがイスミキルパン郡に隣接するミスキアワラ郡出身の運送業者であったことや、献金回収役として現代のケレタロ州にあたるバジャドリ司教区まで行っていた面々がディエゴ・ホセの息子たちであったことは、彼らもモラレスに劣らぬ移動性を有したことを示している。

また、ディエゴ・ホセの息子たちはベジョの甥でもあった。彼らは、親戚関係をベースに教会堂再建事業を展開していたのだ。そうして得られたマペテ教会堂の収益の一部は、平民の出である彼らをしてラ・サバナ村に複数の畑を所有せしめている[文書②、fs. 78-86v]。モラレスも、平民であるにもかかわらず馬を所有し、現地の有力者を相手取り訴訟を闘い続けるための費用を捻出していた。モラレスの息子がモラレスの釈放を陳情したという事実や、モラレスの子供たちが教会堂再建事業に関わっていたという証言[文書②、fs. 7-8v]などを勘案すると、彼の親族も職掌上の経済的恩恵に与っていたに違いない。

モラレスがディエゴ・ホセやベジョと決定的に異なっているのは、現地の村落共同体の村役人層からの支持を獲得するのに成功した点である。彼が請願書を作成するに際して帰属と肩書きを変えたことについては、既に触れた。訴訟開始当初、「トラシントラ村のインディオ[文書①、f. 9v, (1737.06.25)]」を名乗っていたモラレスは、1742 年 3 月 3 日以降、「エル・カルドナル村のインディオ、プリンシパール [文書①、f. 33, (1742.03.03), f. 42, (1744.03.23), f. 59, (1744.09.14), f. 83, (1744.11.21), f. 90, (1745.07.24)]」を自称している。これ

には、マペテの主村エル・カルドナルのプリンシパールを名乗り管理人としての正当性を法廷でアピールするための訴訟戦術としての側面があったと考えられるが、ここから読み取れるのはそれだけではない。当初モラレス派を妨害していたエル・カルドナル村がこの偽証を問題にしなかったことは、両者の対立関係が好転したことを示唆する。

訴訟開始当初、モラレス派はエル・カルドナル村の役人によって逮捕・投獄されるなどの妨害を受けていたが、それは、マペテに教会堂を再建することがマペテの分離につながりかねないという警戒の念を村役人層に抱かせたからに違いない。だが、エル・カルドナル村の役人が、教区司祭でもない在俗聖職者と外部のインディオが主導するマペテの教会堂再建事業を中止に追い込むことは困難である。再建事業が軌道に乗ってしまった以上、彼らには、アコスタにせよ外部のインディオにせよ、事業の主導者に取り入ることで教会堂の完成を先送りにするか、その恩恵に与って自分たちの利益を最大化するかのいずれかの道しか残されていない。1737年、モラレスをマヨルドーモ職から罷免した直後にエル・カルドナル村の役人をマヨルドーモに任命した一度を除いて、アコスタは個人のインディオをマヨルドーモに選んでいる。教会堂を完成させたくないエル・カルドナル村の役人がマヨルドーモに適任でなかったことに、アコスタは気付いたのだろう。

他方で、モラレス派には、いくら聴訴院で勝訴したところでアコスタや現地の村役人層の協力なしには事業の継続が困難であることが、訴訟を闘うなかで身に染みたはずである。モラレスが投獄されたために復職が叶わなかった経験は、モラレス派にエル・カルドナル村の協力を得る必要性を認識させただろう。アコスタの指示でモラレスを逮捕・投獄していたのは、他でもないエル・カルドナル村の役人なのだから。1740年から1743年にかけての、

そして 1748 年以降のモラレスの復職は、モラレス派とエル・カルドナル村双方の利害が一致した結果と考えるべきである。

反対に、ディエゴ・ホセとベジヨはマペテ周辺に居住する住民を味方につけていた。ベジヨはミスキアワラ郡のインディオでありながら、マヨルドーモ就任後マペテに移住している[文書②、fs. 19-20]。1748 年段階におけるマペテ住民によるベジヨ支持は、このマペテ密着型の戦略が成功したことを物語っていよう。さらに、アコスタがディエゴ・ホセを「マペテのカシーケ、プリンシパール」と称したことも、訴訟の展開を左右しただろう。この頃、マペテにはまとまった数の住民はおらず、エル・カルドナル村の属村ですらなかった。であるにもかかわらず、マペテに「カシーケ、プリンシパール」が居るとするこのアコスタの発言は、マペテの将来的な拡大と分離を警戒するエル・カルドナル村とモラレス派の結託をより強固にしたはずだ。

以上の分析から、マペテ住民と結託することを選んだベジヨ派、また頻繁にイスミキルパンを不在にし、ベジヨの横領を看過し続けたアホレサに対し、現地の村役人層、中でもエル・カルドナル村の役人が反感を抱いたであろうことは想像に難くない。モラレスがマヨルドーモを務めていた頃のほうがマシだったと考え、村役人層はアコスタの死に乗じてモラレスを復職させようと動いたのである。こうして、複数のインディオ村落共同体が当該訴訟に原告として直接介入し、個人のインディオやスペイン人に止まらないモラレス支持態勢が成立することとなった。

とはいえ、イスミキルパン村とエル・カルドナル村が連名でモラレスの復職を請願するのではなく、別々に異なる法廷に訴え出たことに訴訟戦術以上の意味合いがあるのかという

疑問は残る。モラレス派とエル・カルドナル村の接近は、それまで彼を支援してきたイスミキルパン村を始めとする村々の不興を買わなかったのだろうか。分裂以来対立していたエル・カルドナル、イスミキルパン両村落が最終的にモラレス支持で歩調を合わせた真相に迫るべく、村役人層の対応の推移を検証しよう。

3.3.3 訴訟記録の再利用に見る村役人層の思惑

1737年の訴訟開始当初、モラレス派はエル・カルドナル村だけでなく、その他の村落共同体の役人に対しても「非協力的」であるとして批判の矛先を向けていた。これは、平民でありながら村役人層の許可なく教会堂再建事業を進めるモラレス派が、郡の全ての村役人層にとり地域社会の階層秩序を脅かす危険分子として警戒されたためであり、この点においては村役人層の利害は一致している。他方で、エル・カルドナル村の役人だけが名指しで非難されていた事実は、当時の郡の村役人層のモラレスに対する態度に温度差があったことを示している。エル・カルドナル以外の村役人にとってこの訴訟は対岸の火事であり、特にイスミキルパン村としては、わざわざモラレスを妨害してエル・カルドナル村を利することを得られるメリットはない。

こうした情勢を勘案すると、モラレス派の戦術転換があったとはいえ、分裂以来反目し合ってきた両村落の和解は困難であったと考えざるを得ない。ならば、トラシントラ村出身者の平民であったモラレスが1742年3月以降「エル・カルドナル村の住民、プリンシパール」を自称したにもかかわらず、1743年11月以降もイスミキルパン村を始めとする3か村の支持を維持しえたことや、1748年の同時期における両村落のモラレス支持をどう解釈すべ

きか。以下では、訴訟の展開から確認できる状況証拠と、両村落が編纂した訴訟記録の分析からこの問いに答えよう。

文書①は、1748 年 5 月 21 日にモラレス派とみられるイスミキルパン村の平民層インディオが、ハコボ・ラミレス・モンテハーノという訴追官を通じて聴訴院から借り受けた訴訟関連文書が再編纂されたものである。エル・カルドナル村が同一の訴追官を通じ、この文書に請願書を添付したものを聴訴院に提出していることから、ここではモラレス派とエル・カルドナル村の連携が確認できる。イスミキルパン村の役人ではなく平民のインディオにより文書の貸出申請がなされているため、イスミキルパン村の総意でエル・カルドナル村の訴訟への介入が実現した訳ではないことに留意したい。

文書①の構成としては、1737 年の訴訟開始当初から 1743 年 2 月[文書①、fs. 1-35v]、1744 年 3 月から 1745 年 7 月のディエゴ・ホセの勝訴判決[文書①、fs. 42-90v]に至るまでの記録が時系列に編まれており、過去の訴訟の展開を解説付きで要約した 10 頁に及ぶ新たな請願書が末尾に加えられている。

原告であるエル・カルドナル村は、請願書の中で、その都度参照頁を示して自分たちに都合の良い情報を強調し、時には嘘を紛れ込ませながら訴訟の展開を要約している。彼らは、「モラレス派に対する妨害の原因は我々にはない…＜省略＞…故アコスタに対して我々が意見することなどできなかった」[文書①、f. 93v] という弁解とともにモラレスのマヨルドーモ復職を求めているが、その際、過去に彼らが度々モラレスから名指しで非難を受けていた事実には一切言及しない。エル・カルドナル村にとり重要なのは、1737 年、1739 年の手続きで彼らがモラレス復職を命じる聴訴院判決に「服した」という事実である。彼らが表紙

に記載する年号を 1744 年から 1737 年に書き直したのも、彼らがその年から事業に関与していたかのように判事に印象付けるためであろう。

とはいえ、エル・カルドナル村の立場は不利である。イスミキルパン村その他の 3 か村とは異なり、1748 年以前にエル・カルドナル村がモラレス支持を表明したという記録は一切残されていないからだ。エル・カルドナル村は、新たに添付した請願書の中で更なる情報の改竄を行うことで、この不利な状況を打開しようとする。訴訟の展開を要約しつつ 1737 年 5 月の手続きに言及する際、彼らは、当時再建事業の管理権を安堵された者たちの一覧に、その執行手続きに「立ち会った」に過ぎないエル・カルドナル村の村長の名前を書き足したのだ[文書①、f. 93]。

以上のようなエル・カルドナル村の訴訟戦術からは、彼らが 1737 年段階からマペテ教会堂の再建事業に賛同し、協力してきたという印象をアピールし、彼らがモラレス派と同等の権限を有するという認識を判事に持たせようとする意図が読み取れる。

こうした情報の改竄を鑑みるに、彼らが訴訟で立場を同じくしているイスミキルパン村とマペテ教会堂再建事業に関わる利益を共有しようとする意図は皆無に等しい。同じタイミングでのモラレス派支持がイスミキルパン、エル・カルドナル両村落の和解を意味した訳ではないことは、以下の諸事実からも明らかだ。すなわち、エル・カルドナル村は請願書の中で、1744 年 9 月の手続きに際しイスミキルパン村の村長がモラレスの復職に異議を唱えたと指摘している[文書①、f. 95]。だが実際には、イスミキルパン村の村長は公証人に書状を提出しはしたが、それはモラレスの復職を支持するものであった[文書①、fs. 73-73v]。エル・カルドナル村によるこうした情報の取捨選択や改竄が、イスミキルパン村の足を引っ張

る目的でなされていたことは間違いなかろう。

それに対して、1743 年 11 月の段階でモラレス支持を表明していたイスミキルパン村の請願書には、エル・カルドナル村ほどの必死さは読み取れない。文書②の内訳は、②-a (1743 年を通じてモラレス派及びイスミキルパン村、トラシントラ村の村長がディエゴ・ホセの妨害行為を告発し、モラレスの釈放と復職を郡裁判所に要求した請願書群の写し[文書②、fs. 1-6, 9-11v])、②-b (日付と作成者名の記されていない、聴訴院宛の請願書ないし報告書と見られるものの写し[文書②、fs. 6-8v])、②-c (1744 年 9 月 10 日、モラレスの息子が父の釈放を求めて大司教座裁判所に提出した請願書[文書②、fs. 12-13]) であり、これに 1748 年以降の訴訟記録が続く。

このうち②-a と②-b は原本の写しであることの証明が付されていないが、筆跡が同じであるため、同一人物の手によって文書②の編纂時に取られた写しであると推察される。彼らがこれらの写しを作成したのは、以下のような理由からであろう。

まず、②-a はイスミキルパン村とトラシントラ村にとり、自分たちのモラレス支持者としての正統性の根拠となる記録である。これを請願書の先頭に配置し得る彼らには、エル・カルドナル村に不利な証言をする必要も、また、エル・カルドナル村のように 10 頁に及ぶ言い訳がましい請願書を用意する必要もない。②-b は、その内容から、1744 年 9 月のアコスタへの聴訴院判決通知後に作成された文書の写しであることが推察できる。その作成者は不明であるが、②-b では、モラレスの正統性を主張しつつ、アコスタによる妨害の詳細―教会裁判権を盾に聴訴院判決に従わなかったことや、モラレスの他郡への追放と引き換えにその負債を帳消しにすると提案したこと―が詳述されている。アコスタの後継者で

あるアホレサ、そしてその子分であるベジョにとり不利な内容であることは言うまでもない。②-c は、モラレスの息子がイスミキルパン村のカシーケ、プリンシパールを自称している点で重要である。元々モラレスはトラシントラ出身の平民であり、その息子は、そのままモラレスの出自と身分を継ぐはずであるから、彼がカシーケたることはありえない。それにもかかわらずこの請願書が添付されているのは、編纂者であるイスミキルパン村の役人にとってこの偽証が問題でなかったからであろう。むしろ、モラレスの息子、ひいてはモラレスがイスミキルパン村の村役人層であるということにしまえば、モラレスが主導する教会堂再建事業はイスミキルパン村の主導によって進められたというに等しく、イスミキルパン側がこれに関与する正当な権利を主張できることになる。

このようにそれぞれの訴訟戦術を分析してみると、エル・カルドナル村とイスミキルパン村には明確な利己心が働いており、双方に、相手を出し抜きつつ訴訟を有利に進めようとする思惑があったことが読み取れる。

しかしながら、これが単なる対立関係ではないことは、彼らがモラレス派とベジョ派に分かれて訴訟を闘うのではなく、共にモラレス派を支持した事実から明らかであろう。分村を背景とする両村落の対立関係を残しつつも、アホレサ、ベジョに継承されたアコスタ体制を突き崩すという目的が共有されることで、緩やかな協調関係が成立したのだ。

勝訴した翌年の 1749 年にモラレスは生涯を終えるが、彼の後にマヨルドーモ職を継いだのは、1749 年 1 月のモラレス保釈時の保証金の支払に際し、イスミキルパン村長代理として手続きの証人となった村役人層のインディオであった[文書②、f. 76]。早い段階でモラレス派に回ったイスミキルパン村の村役人層は、早くも、郡の内外から多額の献金を集めるマ

ペテ教会堂のマヨルドーモの座が用意されたのである。

おわりに

マペテの教会堂再建事業は、エル・カルドナル村の外部の平民層インディオを中心として、スペイン人も取り込む広範な運動として始まった。現地の村役人層としては、当初、こうした既存の階層秩序を無視した動きを警戒せざるを得なかった。だが、事業が軌道に乗りアコスタが積極的に介入するようになると、事業そのものを妨害することは困難になる。しかも、アコスタはモラレスを排除した後も、村役人層ではなく平民層のインディオを子分にすることを選んだ。こうした情勢を受けて、エル・カルドナル村以外の村落共同体は早い段階でモラレス派に恩を売り、後々自分たちが事業に関わる権利を得ようとした。これに後れを取ったエル・カルドナル村は、請願書にいくつかの嘘を紛れ込ませてイスミキルパン村を出し抜こうとした。1748年に成立した、一見すると唐突で不可解な複数の村によるモラレス支持は、訴訟の経過に応じた個人と集団の思惑の変化を動態的に捉えることで説明できる。

18世紀前半におけるマペテ教会堂は村のものでも属村のものでもなかった点で、従来の分析視覚では説明できない様相を呈していた。特定の村に帰属していなかったことが、複数の村の平民層インディオや教区司祭でもない聖職者の教会堂再建事業への介入を可能としたとも言えよう。しかしながら、現地の村役人層の協力を得られないことには、モラレス派が安定した事業の管理を続けることは困難であった。マペテを中心とした民衆信仰とそれに付随する教会堂再建事業によって生まれた、村落共同体の境界を越えて移動するインディオやスペイン人を取り結ぶ形をもたない社会的結合は、形をもった社会的結合である

村々の後ろ盾を得ることで事業からアコスタを排除するという目的を達成したと言える。

他方で、地域社会の重要なアクターである聖職者や郡長官が訴訟への介入や対応のあり方からは、彼らが多様な社会的結合を利用しながらローカルな政治への影響力を行使していたことが見えてくる。郡の名望家であったアコスタは、親族関係や、アシエンダ経営を通じた現地のスペイン人や移動するインディオ、さらには物品の市場価格を統制する権限を持つ郡長官との間の形をもたない社会的結合を、訴訟の場においても駆使していた。

以上のように、村落共同体の内部、すなわち主村と属村の対立と分裂のみに焦点を当てるだけでは見えてこないメキシコの植民地社会像が、社会的結合と地域社会の視覚を導入することによって、より実証的かつ動態的に描き出せたと考える。細分化現象だけでなく村々が協調する事例についても再検討することで、メキシコ植民地社会の変容過程をより多面的に見ていくことができると考える。

次の第4章では、イスミキルパン郡で第二次分離運動ラッシュが起こる18世紀末に起こった、マペテ村とラ・サバナ村パルマ・ゴルダ地区住民との間で争われた、マペテ教会堂の運営を巡る訴訟である。分析に際して村の外部との関係性と村の内部の党派対立に焦点を当てることで、二宮宏之が言うところの「形をもたない社会的結合」のあり方を明らかにする。マペテ教会堂再建事業や聖地巡礼慣行を中心に広がった形をもたない社会的結合が、インディオ村落共同体の分裂の要因となる党派対立にいかに関わり付いたのか、また、なぜ分裂後に村の教会堂へとなってしまったマペテ教会堂にマペテ村外部の信者を引き寄せ続けたのかを、複数の史料を基に浮き彫りにしていく。

第4章

植民地期メキシコにおけるインディオ村落共同体の分離と教会堂の運営（1794~1797年）

—18世紀末イスミキルパン郡マペテの聖像復帰訴訟を中心に—

はじめに

序論で述べたように、植民地期メキシコを通じてのインディオ村落共同体の細分化は、それを植民地統治機構の導入によって生じたものと見做すギブソンの断絶性説と先スペイン期からの先住民政治組織が内包していた性質によるものと見做すロックハートの連続性説によって議論の対象となってきた。これは、インディオ村落共同体を植民地統治の産物とみなすべきか、先スペイン期からの連続性という観点から理解すべきかという、先住民社会に対する征服のインパクトの強弱を測るための指標のひとつとして細分化が認識されてきたためでもある¹。しかしながら、近年では、序論でも紹介した第二世代の研究者による実証的かつ通時的な分析が積み重ねられてきた結果、王室の政策決定や現地の社会状況の変化に応じた、インディオの合理的判断の産物として見直されてきている²。

第二世代が重視してこなかった、村の境界の外部の動向が村落共同体の分裂にどう関与していたのかという問題、村落共同体の分裂がその後の地域社会に及ぼした影響を分析するに際しては、どちらかというところギブソンやロックハートと世代に近いガルシア・マルティ

¹ Gibson, *The Aztecs*, pp. 32-57, 404; Lockhart, *Nahuas After the Conquest*, chap. 2.

² Dehouve, “The ‘secession’ of villages,” pp. 162-183; Perkins, “Macehuals and the Corporate Solution,” pp. 277-306.

ネスの分析手法を参考にしている。彼は、郡やインディオ村落共同体などの制度的な枠に囚われることなく、地域社会の文脈に細分化現象を位置づけ、分離後の地域社会の動向にも言及している³。

他方で、第一世代、第二世代に共通しているのは、主村と属村の対立に目を奪われ、主村内、属村内それぞれに存在する党派争いを見落としている点である。本章では上記二つの問に答えるにあたり、補完的に安村のアプローチ⁴を援用し、属村内部で分離後に顕在化する党派争いにも留意していく。

本章では、ガルシア・マルティネスと安村の方法の延長線上に、植民地期末期のイスミキルパン郡で発生した属村マペテの主村エル・カルドナル村からの分離と、分離後に起こった訴訟を扱う。マペテの分離が村落共同体外部のインディオをどう巻き込んでいたのか、分離が地域社会にいかなる波紋をもたらしたのかを、マペテ内部に生じた党派争いも考慮しつつ明らかにすることを目指す。なお、史料上の制約もあり、分離後のエル・カルドナル村の動静は扱えない。

1794 年、エル・カルドナル村の属村であったマペテは分離を達成し、単独のインディオ村落共同体となることを副王に認められた。その二年後、マペテ村は、かつてラ・サバナ村パルマ・ゴルダ地区⁵の住民から寄贈されマペテ教会堂の主祭壇に祀られていた磔刑のキリ

³ García Martínez, *Los pueblos de la Sierra*, cap.5.

⁴ 安村、「帝国における「中心」と「周縁」」、137 ページ。

⁵ テイラーはパルマ・ゴルダを「オリサバ村の属村」と書いているが、当時オリサバは正式な村落共同体ではない。しかし、訴訟記録によっては「オリサバ村の属村パルマ・ゴルダ」

スト像を撤去したかどで、当該地区のインディオらによってメキシコ大司教座聖像裁判所に提訴される。

他村落のインディオが寄贈した聖像が教会堂の主祭壇に置かれていたという状況は、マペテが広範な地域から巡礼者を集める聖地であった事実に起因する。

ウィリアム・B・テイラーによれば、マペテは、16世紀半ばに鉱山開発を進めたスペイン人が労働者を住まわせるために創設した集落であった。鉱山主は集落内に教会堂を建て、そこに磔刑のキリスト像を設置した。17世紀初めまでに鉱山は衰退し、教会堂も崩壊寸前となった。ところが、既に朽ち果てていたキリスト像が奇跡的に元の姿を取り戻したという噂が広まり、1623年、メキシコ大司教によってメキシコ市に運ばれ、そこでキリスト・レノバード(Cristo Renovado)⁶として人々の信仰を集めるに及んだ。18世紀に入ると、イスミキルパン郡のインディオの間で奇跡が起きた現地に教会堂を再建する動きが高まり、1740年代以降、マペテは聖地として郡外からも巡礼者を集めるまでに成長した。パルマ・ゴルダ地区のインディオがメキシコ市に運び去られたキリスト像のレプリカを寄贈したのは、この再建運動の一環なのである。結果的にマペテはエル・カルドナル村の属村として繁栄し、主村エル・カルドナルからの分離を1794年に達成した。そして、マペテ村の村役人層は1796

と表れる場合もあるので、彼が誤読した訳ではない。Taylor, "Two Shrines," p. 960.

⁶ このキリスト像のオリジナルは19世紀半ばの大地震で失われているが、その姿を映した絵は現存しており、テイラーの論文や2007年にメキシコ市のサン・イルデフォンソ学院で開催された特別展覧会のカタログで確認できる。Taylor, "Two Shrines,"; Joseph J. Rishel and Susan Stratton-Pruitt (comps.), *Revelaciones. Los Artes en América Latina, 1492-1820* 2007, México: Fondo de Cultura Económica, Antiguo Colegio de San Ildefonso, p. 385.

年末、前出のキリスト像の撤去を強行するに至った⁷。

テイラーは聖地としてのマペテの形成と展開を扱うに際し、オトミの民族性によって説明しようとする。それに対し本稿では、宗教意識や宗教社会学的な側面ではなく、分離そのものの政治・経済的側面に焦点を当てることにする。1794年の分離は、先スペイン期の伝統を持たず、18世紀に入ってから広域的な信仰の中心として繁栄したマペテ⁸の住民による政治的運動の産物であるという特殊性を重視するからである。

分離以前、マペテとパルマ・ゴルダ地区のインディオはいかなる形で教会堂の運営に携わっていたのか。分離運動は彼らにどう受け止められていたのか。そして、分離はマペテ村内部およびマペテ村とパルマ・ゴルダ地区の関係をどう変えたのか。1797年から争われた訴訟（以下では聖像復帰訴訟と呼ぶ）を、同時期にイスミキルパン郡で起きていた別の訴訟と合わせながら分析することで、上記の問いへの答えを探っていく。

史料について

本研究はメキシコの国立総合文書館(Archivo General de la Nación、以下 AGN)及び人類学歴史学研究所(Centro de Documentación de la Biblioteca Nacional del Museo de Antropología e Historia、以下 CDBNMAH)の歴史資料センター所蔵の一次資料を利用して

⁷ Taylor, “Two Shrines,” pp. 947-961.

⁸ インディオ村落共同体の教会堂が村の外から信者を集める事例はメキシコにおいて多く見られるが、これらは通常、村人の主導によって進められた。Osowski, *Indigenous Miracles*, chap.3.

いる。主な史料となるのは、現在 AGN の国有化財産部門に所蔵されている、1797 年に大司教座聖堂裁判所で開始された聖像復帰訴訟の文書である。これを文書①⁹と呼ぶ。また、文書①には欠陥があるので、別の訴訟文書を合わせて読む必要がある。属村から主村へと移行するマペテのエル・カルドナル教区からの分離をめぐる訴訟を扱ったものを文書②¹⁰、1796 年末のマペテ村村長選挙結果を巡り司祭とマペテのインディオが争った訴訟を扱ったものを文書③¹¹、マペテ教会堂の聖歌奉仕役に貸与されている宅地と家屋をめぐる訴訟を扱ったものを文書④¹²と呼ぶ。

第 1 節 歴史的背景

4.1.1 マペテ教会堂を中心とした信仰の広がり

「はじめに」で述べたように、1621 年に奇跡を起こしたキリスト像は、1623 年にマペテからメキシコ市へと移された。その後、この聖像は疫病が流行する度にメキシコ市の住民から加護を求められ、17 世紀末にはこの聖像の奇跡譚を喧伝する冊子が発行された。1720 年代に入ると、メキシコ市におけるこのキリスト像への信仰の高まりを知った一人のインディオが、像のレプリカを用意して献金を集め、マペテに教会堂を再建する活動を主導し始める。以後、マペテはキリスト像が奇跡を起こした聖地として、郡外のシマパン銀山や現ケレ

⁹ AGN, Bienes Naionales, vol. 1047, exp. 13.

¹⁰ AGN, Tierras, vol. 3652, exp. 2.

¹¹ AGN, Indios, vol. 70, exp. 103.

¹² CDBNMAH, Sec. de Microfilm, Serie de Hidalgo, Rollo 12, “Agravios de indios (Mapete 1794)”.

タロ州などの遠方からも巡礼者を集めるようになる¹³。

現存するマペテ教会堂は、複数の村落共同体のインディオとスペイン人が協力して再建したものである。1728 年、トラシントラ村、ラ・サバナ村（これら二村はイスミキルパン教区に属する）、エル・カルドナル村のインディオ数名が、教会堂再建のために献金を募る許可を副王から得た。これを主導したトラシントラ村のアグスティン・デラクルス・モラレスは、献金の管理人（以下ではこの役職をマヨルドーモと呼ぶ）となり、さらに毎年マペテで行われる祝祭の責任者となった¹⁴。だが、エル・カルドナル村の村役人やイスミキルパン村に住む在俗聖職者の妨害を受け、1737 年から 1748 年にかけてマヨルドーモ職をめぐる訴訟に巻き込まれた。この訴訟は最終的に、当初は中立の立場を取ったイスミキルパン村や敵対していたエル・カルドナル村の支持をも得たデラクルス・モラレスの勝訴で終わる¹⁵。

1751 年、エル・カルドナル教区は在俗化¹⁶され、新たに着任した教区司祭アントニオ・フエンテスは、教区を中心であるエル・カルドナル村ではなくマペテに駐在することを選ぶ。

¹³ Taylor, “Two Shrines,” pp. 947-959.

¹⁴ マペテ教会堂の再建期には献金の管理人がマヨルドーモと呼ばれ、かつ祝祭の責任者を兼任していた。

¹⁵ Taylor, “Two Shrines,” pp. 955-957. デラクルス・モラレスは 1743 年に投獄されていたが、彼の釈放を求めた者のなかにラ・サバナ村パルマ・ゴルダ地区のインディオがいた事実は注目に値する。AGN, Civil, vol. 1384, exp. 11, fs. 3r-4v.

¹⁶ 植民地期メキシコでは当初、修道会が教区を管轄下に置いていたが、王室が中央集権化政策を進めるなかで、そうした教区を在俗教会に移管する政策を採っていく。これを在俗化 (secularización) と呼ぶ。Gibson, *The Aztecs*, pp. 98-99.

フエンテスは、デラクルス・モラレスの子孫を始めとするマペテの住民や、巡礼に訪れ、教会堂の建設にも協力してくれる近隣村落のインディオの同意と協力を得ながら献金を管理し、1780年代には教会堂の完成にこぎつけた¹⁷。聖地としての人気の高さは、郡外にあるシマパン銀山のインディオが毎年マペテの祝祭に参加し、マペテの教会堂で聖体拝領を受けていたことから窺える¹⁸。

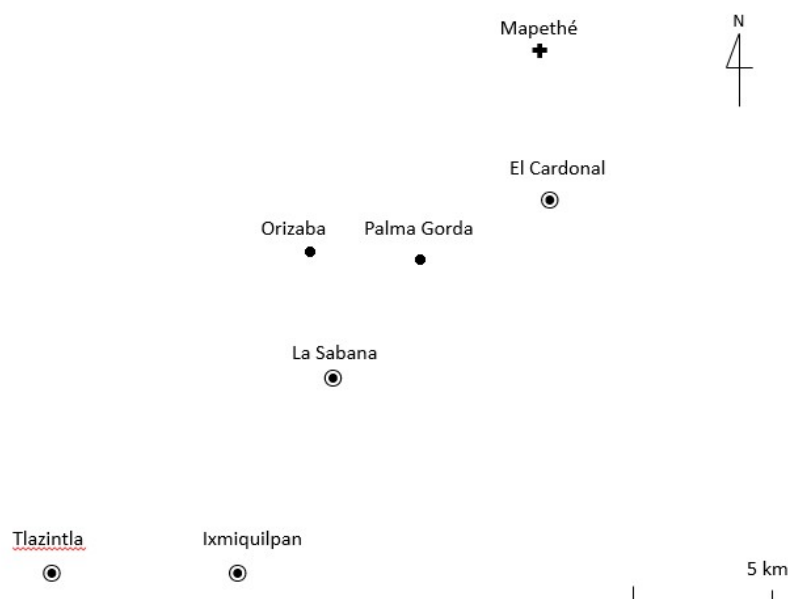
教会堂再建運動を主導したモラレスや複数のマヨルドーモが、マペテはおろかエル・カルドナル村の住民ですらないことは看過できない。例えば、1746年から48年にかけてマヨルドーモを務めた人物は、イスミキルパン郡の南に位置するミスキアワラ郡のインディオでありながら、在任中はマペテに居住し、しかもラ・サバナ村のインディオ数名を献金回収役に任命している¹⁹。つまり、聖地としてのマペテは、郡の境界をも越えたインディオの社会的結合関係によって作り上げられ、維持されていたのである。広域的な社会的結合関係に依拠したマペテ教会堂の管理方法は18世紀には慣行として定着していたのだが、1794年のマペテの分離がこの慣行を揺るがすこととなる。以下ではその経緯を追うことにしよう。

¹⁷ José Vergara Vergara, “Bachiller ilustrado: el mecenas,” en *Mapethé. Santuario de prodigios* 2004, Pachuca: Universidad Autónoma del Estado de Hidalgo, pp. 110-113.

¹⁸ Taylor, “Two Shrines,” p. 959.

¹⁹ AGN, Civil, vol. 1384, exp. 11, fs. 19r-20v, 46r, 78r-79v.

18 世紀末のイスキルパン郡（二重丸は主村を表す）



INEGI, *Cartas Topográficas* [1/50,000], Ixmiquilpan F14C79, Tasquillo F14C69; AGN, Unidad de Descripción Documental, MX09017AGNCL01SB01FO178MAPILUS1201 を基に筆者が作成

第 2 節 聖像復帰訴訟の展開

4.2.1 属村マペテの分離への道

前出のフエンテスというマペテ教会堂の功労者が 1790 年前後に死去したことにより、教会堂運営をめぐる諸問題が顕在化する。彼の死後、属村マペテの住民は二つの訴訟を起こした。その発端は、エル・カルドナル教区に着任したイグナシオ・デ・バルセナ司祭が、マペテではなくエル・カルドナル村に居住地を移したことにある²⁰。主村との距離が離れている

²⁰ 教区司祭の居住地選択は、しばしば教区民の間に対立を引き起こした。García Martínez, *Los pueblos de la Sierra*, pp. 217-219, 285-286; Taylor, *Magistrates*, pp. 372-373.

ことや主村での労役に不満を持ったマペテ住民は、1792年からマペテに別の司祭を任命するようメキシコ大司教に申請する一方で、主村からの分離許可を求めていく。ここまでの動きは、第二世代の研究者が明らかにした分離のパターンと合致しているといえよう。ところがこの先は、展開が複雑化する。1793年9月、副王庁から分離の要件を満たしているか否かを調査する命令が下され、12月に現地で実施された人口調査によってマペテに100以上の世帯があることが確認された²¹。こうして1794年10月、マペテはエル・カルドナル村の別の属村とともに分離判決を得たのである。なお、1795年には分離運動を主導したフアン・デラクルス・モラレスが村長を務めていることが確認できるので²²、この判決は執行されたと思われる。それに対し、新たな司祭の任命を求める運動は1797年10月まで続いたが、失敗に終わっている²³。

話を世俗行政面に限ると、第二世代が軽視してきた事態が生じていた。従来から教会堂の運営に従事してきたラ・サバナ村の一部のインディオが、教会堂への愛着からマペテへの移住の意思を表明したのである。その際、複数のスペイン人やメスティソが、マペテの教会堂の再建者は「ロス・レメディオス（ラ・サバナ）村の長老、アグスティン・デラクルス・モラレス」だと証言したが、これに関しマペテの住民は異議を唱えなかった²⁴。ラ・サバナ村

²¹ 文書②、fs. 1r-21v.

²² 就任から二か月ほどで初代村長を後退させるとは考えにくいので、彼が初代村長だとみなすのが妥当だろう。文書④、f. 1r.

²³ 文書②、fs. 77r.-77v.

²⁴ 文書②、fs. 9r-14v.

とマペテの住民間の絆の強さは、分離運動の主導者レオナルド・モラレスとフアン・デラクルス・モラレスの姓からも理解できる²⁵。おそらく彼らは再建者のアグスティンの子孫であり、既に述べたようにラ・サバナ村のインディオはアグスティンの協力者だったのだから。

1794 年のマペテの分離が状況を変えていく。マペテ教会堂は広域的な信仰の対象であると同時に、村の教会堂となった。その結果、マペテ村の住民とラ・サバナ村パルマ・ゴルダ地区の住民の間に軋轢が生じ、それは 1797 年の提訴という形で噴出することとなる。結論から言えば、この訴訟において主たる争点となったのは、教会堂の運営を担う権利が原告・被告のどちらにあるのかという問題であった。

4.2.2 聖像の撤去とパルマ・ゴルダ地区住民による提訴

聖像復帰訴訟の経緯を見ていこう。1796 年末、新たに選ばれた村長のホセ・アントニオ・サンティアゴは、かつてパルマ・ゴルダ地区住民から寄贈され、長い間マペテ教会堂の主祭壇に祀られていた聖像を、みすぼらしいという理由で撤去し、代わりにマペテ村の用意した聖像を置いた。これと同時に、新任のマヨルドーモが選出され、この人物に教会堂の聖具一式が委託された²⁶。パルマ・ゴルダ地区の住民は、聖像の取替えについて何も知らされていなかったため、メキシコ市の大司教座聖堂裁判所に不服を申し立てる。1797 年 12 月 11 日に原告の聖像を主祭壇に戻すことを命じる大司教判決が下りたが²⁷、この判決は現地で執行

²⁵ 文書①、f. 1r.

²⁶ 文書①、f. 38v.

²⁷ 文書①、f. 23v.

されなかった。なお、文書として残っているのは 1797 年 12 月の判決のみで、この判決がなぜ執行されなかったのかは確認できない。

1799 年 4 月 26 日、原告であるパルマ・ゴルダ地区住民の請願を受け、聖像の復帰を命じる判決が再び下される。原告は、1797 年 12 月の大司教判決を受理したイスミキルパン教区の助祭マヌエル・デ・ララインサが判決を執行せず、訴訟の関連文書を裁判所に返却しないため、原告の訴訟費用は嵩む一方なので、被告や現地の郡長官と結託している恐れがあるこの助祭を忌避すると主張していた。そこで裁判所は、ララインサにこの件に関する報告書の提出も命じたのである²⁸。

この判決によりララインサが報告書を提出したという記録はない。事態が進展しないなか、原告は 1799 年 8 月中に二度に渡り、上記関連文書の返却を助祭に命じるよう、大司教に請願する。同年 8 月 20 日と 8 月 27 日に原告の訴えを認める大司教判決が下されると、助祭は 1799 年 9 月 6 日付で以下の内容の報告書を作成した。(1) 聖像の取替えとマヨルドーモ子応対の手続きは、マペテ住民の請願を受けて 1796 年に下された大司教の判決に従って実施された。(2) 1796 年の大司教判決を含む本訴訟関連文書は既に返却済みのため、裁判所官房に保管されているはずである。この報告を受けた裁判所は、1799 年 9 月 10 日、同報告書を原告へ送付するよう指示した²⁹。

4.2.3 被告の反論

²⁸ 文書①、fs. 17r-18r.

²⁹ 文書①、fs. 23r.26v.

1799 年 9 月、被告である「マペテ村住民一同(el común de los naturales del pueblo de Mapeté)」がようやく動いた。彼らは、控訴の訴訟関連文書の貸出を申請するにあたり、以下のような主張を行った。(1)マヨルドーモなどの教会堂役職をマペテ村の住民に優先的に担わせるよう、また教会堂の主祭壇には完璧な聖像を祀り、古い聖像は今までの慣行通り村の外で献金を集める際に使うよう命じたのは、大司教なのである。(2)原告はマペテ教会堂の再建者の子孫を詐称し、古い聖像をマペテ教会堂の主祭壇に戻そうと目論んでいるが、これは大司教の決定に対する冒涇である。これを受け、9 月 26 日、被告への訴訟関連文書の貸出が許可された³⁰。

1799 年 9 月 29 日、原告は再び裁判所に対し、所在の分からない 1796 年の大司教判決の搜索を依頼する³¹。他方で、被告も原告に対し正式に控訴する。1799 年 10 月 5 日、被告は次の供述とともに、原告への訴えを退けるよう求めた。(1)原告は裁判所に訴状を提出する資格を欠いているため、その訴状は有効性を持たない³²。(2)マペテ村の聖像を教会堂の主祭壇に安置すること、献金の安全を守ること、マヨルドーモをマペテ村住民から選出することを、エル・カルドナル教区の司祭に命じてほしい。(3)マヨルドーモ選出の際に、エル・カルドナル教区の公証人を同席させないでほしい。この訴状は検事に送付されたものの、これに

³⁰ 文書①、fs. 27r-28r.

³¹ 文書①、fs. 29r-29v.

³² 原告の代表は、ラ・サバナ村の村長補佐マヌエル・カリスト・デラクルスである。被告の主張にもかかわらず、彼の訴状は裁判所に正式に受理されている。

対する答申や判決文は残っていない³³。

1799年10月23日、原告はメキシコ市で法定代理人を選び、この人物に訴訟に関わる全権限を委譲した。被告から訴状の不備を指摘されたがゆえの対応と考えられる。そして、同年10月26日と1800年3月の二度に渡り、1796年の大司教判決文の搜索を裁判所に依頼したが、これが発見されることはなかった³⁴。

4.2.4 裁判の終結

1801年7月7日、原告の請願を受け、大司教はエル・カルドナル教区とイスミキルパン教区の両司祭にこの件に関する報告書の提出を命じた。留意すべきは、原告がここで持ち出した新事実である。(1)マペテ教会堂の古い聖像と銀財の祭壇は原告の出費で作ったもので、昔から原告のものである。(2)聖地マペテ信仰は被告だけのものでなく、周辺住民全員のものである。(3)原告に提訴を勧めたのは、エル・カルドナル教区のパルセナ司祭である、と言いつ出したのだ³⁵。

1801年7月9日にパルセナが作成した報告書の内容は、以下のようなものであった。撤去された聖像は、パルマ・ゴルダ地区出身のマヨルドーモの主導によって、遠方からも訪れる信者から集めた献金で製作されたものであり、聖像が撤去されて新しいものと取替えられた際、その場にいた全てのインディオが不満を訴えたため、自分が彼らを鎮めるために大

³³ 文書①、fs. 30r-33r.

³⁴ 文書①、fs. 2r-3c, 34r-38v.

³⁵ 文書①、fs. 3r-4r.

司教に提訴することを勧めたとのこと。これを受け、1801年8月6日、イスミキルパン教区の司祭ホアキン・ホセ・ネグレテも原告の主張を認める報告書を提出している³⁶。

原告は、両司祭の報告内容に依拠しつつ、被告の主張に正統性がないことを指摘する訴状を新たに作成する。それは1801年10月3日に大司教座聖堂裁判所に受理され、11月6日、裁判所の検事は、聖像の撤去を命じたとされる1796年の大司教判決が誰の請求によって引き出されたものなのかを被告から聴取すべきとの答申を下す。そして1801年12月2日、被告への聴取並びに1796年判決文の搜索が命じられた。12月10日には官房での搜索の末、当該判決文は発見されなかったとの報告がなされた³⁷。

そうしたなか、1801年12月17日、原告は手続きの執行者としてバルセナを任命するよう大司教に請願し、12月27日、この訴えを認める判決が下される。1802年1月13日、ようやく現地で被告からの事情聴取が行われた。被告であるマペテ村の村長フアン・サンティアゴ（聖像を撤去した村長と同姓である）は、聖像の取替えを命じる大司教判決はララインサの要請を受けて下されたものであったと主張して責任の回避を試みる一方で、大司教の今回の決定には従うと述べた³⁸。

これを受けて検事は、1796年の聖像の撤去の首謀者が被告であったとし、1802年5月29日、大司教は検事の判断に従い、原告の要求通りに古い聖像をマペテ教会堂の主祭壇に戻すべきかどうかを現地で調査するように命じた。6月30日、現地でバルセナが被告に判

³⁶ 文書①、fs. 4v, 5r-5v.

³⁷ 文書①、fs. 7r-8v.

³⁸ 文書①、fs. 9r-11r.

決を伝えると、マペテの村長は再び本訴訟における責任を回避しようとする一方で、大司教の意向に従う意思を示した³⁹。バルセナは一連の手続きを実施した後、7月6日付の報告書を裁判所に送付した。その中で彼は、古い聖像は劣化していて見るに堪えないものの、聖像の取替えについてはイスミキルパン郡全域のインディオが憤慨しているとし、この問題を巡り祝祭で論争が繰り返されるのを防ぐためには古い聖像を主祭壇に戻すべきであると、大司教に進言した⁴⁰。

1802年9月6日、検事は過去の判例を引き合いに出し、インディオには伝統に固執する性質があるため、聖像を元に戻すのが賢明であるとの見解を大司教に伝え、9月18日、大司教はイスミキルパン教区の司祭ネグレテに聖像復帰手続きの執行を命じたが、司祭は自身の病気を理由に手続きが未執行のまま関連文書を裁判所に返却した⁴¹。そのため、1803年2月3日に原告は、ネグレテではなくバルセナを手続きの執行者とするよう大司教に求めた。これを受け、同年2月9日、大司教がエル・カルドナル教区の助祭に判決の執行を命じたところで、この文書は終わっている⁴²。

第3節 聖像復帰訴訟からみる地域社会

4.3.1 慣行と新たな論理のせめぎあい

³⁹ 文書①、fs. 11v-14v.

⁴⁰ 文書①、fs. 15r-15v.

⁴¹ 文書①、fs. 15v-16v.

⁴² 文書①、fs. 21r-22r.

マペテ教会堂は、エル・カルドナル村の領域外のインディオの尽力によって巡礼者を集め、広域的な信仰の広がりによる繁栄を享受してきた。その一方で、マペテに固有の教会堂が存在していたことが主村エル・カルドナルからの分離を後押しした側面もあっただろう。外部に対して開かれていた教会堂が 1794 年以降マペテ村のものとなったことで、教会堂の運営を誰が担うべきかという問題が表面化したといえる。しかしながら、マペテ村住民がパルマ・ゴルダ地区から寄贈された聖像を教会堂の主祭壇の祀る慣行を廃止したのは、1796 年のことであった。この手続きが行われたのが、分離から二年後であったのはなぜなのか。ここではその理由について考察する。

エル・カルドナル村からの分離運動の際、マペテへの移住を希望するラ・サバナ村の住民に対し、マペテ住民からは何ら異議は出なかった。ドゥウーヴが指摘するように、18 世紀後半、副王から分離許可を得る上で属村は一定数以上の納税者を確保しなければならなかった。これを知っていたマペテ住民にとり、他村からのインディオの移住は歓迎すべきであり、しかもラ・サバナ村のインディオとは長年協力関係にあったのだから、反対するはずもなかった。分離直後に外部のインディオを排除しなかったのも、村長が慣行を継続したからなのだ。

ここに、1797 年 8 月から 9 月にかけてマペテ村の一部の住民とバルセナが争った訴訟文書がある。司祭は、1796 年末の選挙で村長に選ばれたホセ・アントニオ・サンティアゴの就任を認めず、この決定に抵抗したインディオ数名を逮捕させた。彼らは副王に直訴し、無

罪を勝ち取っている⁴³。第 2 節 3 項で指摘したように、慣行廃止派は聖像復帰訴訟の中で 1799 年 9 月と 10 月に、教会堂のマヨルドーモ職に関しても同様の主張を行っており、分離後のマペテ村内部で村外のインディオの関与を巡って党派争いが生じていたことを窺わせる。

さらに、サンティアゴらが関わっていない全く別系統の文書④によれば、1795 年に村長を務めたフアン・デラクルス・モラレスと上記の書記の手によってラ・サバナ村オリサバ地区出身の教会堂の聖歌奉仕役に対しマペテ村の宅地と家屋が貸与されている⁴⁴。これらの事実を鑑みれば、モラレス家が分離以前の慣行を遵守し、村外のインディオを教会堂の役職に登用し続け、さらにその慣行を村の役職にまで拡大適用していたのは確実だろう。モラレス「家」と書いたのは、サンティアゴの職務停止中に暫定的に村長を務めていたのが 1796 年の村長、レオナルド・モラレスであったからである⁴⁵。職務停止が解かれたサンティアゴは 1797 年 10 月に村長として正式に活動していたことが確認できる⁴⁶。

先行研究が一致して主張しているように、村の分離と教会堂の独自運営を同一視する傾向が植民地時代では一般的だったが、マペテの村人も例外ではなかった。分離した以上、教会堂はマペテの村人によって運営されるべきだと考え、その結果、1796 年末に新たな人物ホセ・アントニオ・サンティアゴを村長に選んだのだ。マペテ村は分離二年足らずで慣行遵

⁴³ 文書③、fs. 103r-105v.

⁴⁴ 文書④、fs. 1r-6v.

⁴⁵ 文書②、fs. 43r-77v.

⁴⁶ 文書①、f. 19r.

守派と慣行廃止派に分裂したことになる。そしてサンティアゴは、自分を選んでくれた村人の期待に応えるべく、マペテ教会堂の主祭壇から古い聖像を撤去することで、教会堂運営に関わる役職から外部のインディオを排除する方針をアピールしたものと考えられる。

植民地期メキシコにおいては、奇跡を起こした聖像を祀るための教会堂建設や、その教会堂の維持・発展のために聖像を携え各地を回り、献金を集めることが広く行われていた。だが、通常、その運営や献金の管理（すなわちマヨルドミーア）を担ったのは奇跡の聖像を所有する村のインディオである⁴⁷。当時のマペテ教会堂は祝祭日のみで 1,200 ペソもの献金を集めるほどの聖地であった⁴⁸。マペテが村落共同体として自立した以上、村人が村の教会堂とそこに集まる多額の収益を村外のインディオに管理されることを道理に合わないと考えたとしてもおかしくない。サンティアゴら慣行廃止派は、実は他村の慣例に従っただけともいえよう。

分離後のマペテ村における慣行廃止派の台頭に必要な期間が二年であり、それ故に分離から聖像撤去までの二年の空白が生まれたのである。

4.3.2 原告からみた慣行の意義

教会堂の主祭壇に自分たちの聖像を戻す権利が大司教に認められるはずだという原告の目論見は、的を射たものであった。事実、裁判所は原告の主張を一貫して認めているのであ

⁴⁷ Osowski, *Indigenous Miracles*, chap. 3.

⁴⁸ 文書②、f. 56r. この金額は、1790 年代のメキシコにおいて教区司祭が受け取る年間収入に匹敵する。Taylor, *Magistrates*, pp. 479-483.

る。最終的な判断を下す前に検事が述べた「インディオには伝統に固執する性質がある」との見解は、植民地期メキシコにおいて村の古い教会堂や聖像に手を加えることが度々騒擾につながった経験から導き出されたものであった⁴⁹。原告はこうした見込みがあるからこそ、提訴に踏み切ったのである。

では、なぜパルマ・ゴルダのインディオは聖像の復帰にこれほどまでに拘り続けたのか。現地では何度も判決が執行されなかったのに、なぜ諦めなかったのだろうか。それは彼らが、自らをマペテ教会堂の再建者の子孫とみなし、祖先が問題の聖像を寄贈したと信じていたからである。伝統に固執するという一般論で片付けてはならない。原告筆頭は、再建を主導したアグスティンと同じデラクルスという姓を持っていたのであり（註 53 参照）、その系譜と長年の教会堂への奉仕とが、突然の聖像撤去への反対を資金も時間もかかる提訴へと向かわせた。

第 2 節 4 項でみたバルセナによる報告書は、古い聖像が撤去された際にその場にいた全てのインディオが不満を訴えたこと、聖像の取替えについてイスミキルパン郡全域のインディオが憤慨しており、この問題を巡り論争が繰り返されていたことを伝えている。原告、被告以外のインディオもまた、教会堂と聖像に対し、彼らなりの奉仕と愛着の歴史を有しているから撤去に反対したのであり、そうした人々の支持を得ているからこそ、原告は途中で諦めなかった。

他方で、自立した村落共同体となったマペテ村と異なり、独自の財政的基盤を持たないパ

⁴⁹ Gibson, *The Aztecs*, p. 134; García Martínez, *Los pueblos de la Sierra*, p. 286.

ルマ・ゴルダ地区の住民がどうやって多額の訴訟費用を捻出したのか、という疑問は残る。

最後にこの問いに対する答えを探っておこう。

史料を読んでいくと、原告が教会堂に寄贈したのは聖像だけではなかったことが分かる。

1801年7月付の訴状で原告は、教会堂に設置されていた銀製の祭壇も自分たちが寄贈したものであり、マペテ村のマヨルドーモが管理するのは不当だと述べている。一体、彼らはどうやってそれだけ高価な品を入手できたのか。ここで留意すべきは、第3節1項で明らかにしたように、教会堂の主祭壇を誰の聖像が飾るかという問題は教会堂とそこに集まる献金の管理権を巡る問題と不可分だった事実である。マヨルドーモ職に拘ったのは被告だけでなく、原告も同様であった。慣行によれば、分離以前、原告も教会堂関連の様々な役職に携わっていた。そうしたなかで、パルマ・ゴルダ地区のインディオがマヨルドーモを務めた場合、献金を管理する権限も行使していたはずで、その責任は一定の報酬と引き換えだったのではないか。実際、外部のインディオは無償で教会堂に奉仕していたのではない。既に述べたように、1795年、村長フアン・デラクルス・モラレスがマペテ村中心部の宅地と家屋を村の住民から取り上げ、聖歌奉仕役のラ・サバナ村のインディオに与えたとされる⁵⁰。聖歌奉仕役は現物を支給されたのだ。

パルマ・ゴルダ地区の住民にとり、マペテにも生活の拠点を持つことは何を意味したのか。植民地期メキシコでは、街道沿いの村落共同体が宿を経営し、その収入が共同体金庫に納められていたとされ⁵¹、例えば、18世紀オアハカのフキーラ村のインディオは、近隣の聖地を

⁵⁰ 文書④、fs. 1r-6v.

⁵¹ García Martínez, *Los pueblos de la Sierra*, pp. 103-104.

訪ねる巡礼者に対して宿や食事を提供することで生計を立てていた⁵²。そうした事例から類推すると、マペテ教会堂近辺に個人が家を得られるという特権は役職者に経済的恩恵をもたらしたであろう。その役職がマヨルドーモであれば、献金額の大きさゆえに、パルマ・ゴルダ地区のインディオにはかなりの現金収入が入ったと推測できる。

しかもそれは、個人的な役得とはみなされていなかった可能性が高い。少なくとも、教会堂の役職に付随する収入のかなりの部分は地区のインディオ全員の収入とみなされ、蓄えられていたと考えるべきであろう。その蓄えこそが、長期に渡る訴訟を闘い抜くための資金となったのだ。聖像は原告にとり、奉仕すべき目的であると同時に、闘うための資金源でもあったといえよう。そう認識したからこそ、被告のサンティアゴは、慣行廃止の第一歩として聖像撤去という措置を選んだのである。

おわりに

冒頭で提起した問いに答える形で、ここまでの議論を整理しておこう。分離以前、属村でしかなかったマペテのインディオは、パルマ・ゴルダ地区のインディオを始め、村外、郡外のインディオが教会堂に奉仕することを受け入れていた。これが聖地としての繁栄を支えていたのである。バルセナが駐在地をマペテから主村のエル・カルドナル村に移して以降、主村との関係をしがらみとみなし始めたマペテの住民は、分離を目指す。パルマ・ゴルダ地

⁵² Mario Carlos Sarmiento Zúñiga, “Un portento milagroso en época de reformas. La imagen de la Inmaculada Concepción de Juquila en la configuración de una devoción secular,” *Estudios de Historia Novohispana*, vol. 56, 2017, p. 37.

区のインディオはマペテの分離運動を支援し、中にはマペテへの移住を申し出る者までいたし、マペテ側もそれを好意的に見ていたのである。

ところが、分離を達成すると、情勢が変化し始める。村長を務めたモラレス家が慣行を遵守し、教会堂の役職者にパルマ・ゴルダ地区のインディオ始めとする外部のインディオを登用し続けたのに対し、一部のマペテ村住民が不満を高め、慣行の廃止を主張するホセ・アントニオ・サンティアゴが村長に選ばれた。彼はその直後、教会堂の主祭壇からパルマ・ゴルダがかつて寄贈した聖像を撤去してしまったのだ。それに反発したパルマ・ゴルダ地区のインディオが抗議して提訴したことで、聖像復帰訴訟が始まった。

マペテ分離後の郡の地域社会は、以上のようなマペテ村内部での党派争いと、慣行廃止派によるマペテ教会堂からの聖像撤去及び役職からの外部のインディオの排除に伴う、形をもった社会的結合と形をもたない社会的結合との間の利害対立によって説明できる。更に、植民地期メキシコにおけるインディオ村落共同体と村の教会堂の通常の関係性をマペテ村に樹立しようとする慣行廃止派と対立したのは、村内の慣行順守派と直接の被害者であるパルマ・ゴルダ地区のインディオだけではなく、郡内外の多くの信者がパルマ・ゴルダ地区を支援し、それが現地におけるマペテ村の抵抗を押しとどめる力となったのである。

次に、この事例が先行研究にどう寄与するかを見ていくと、アルテペトルや土着信仰などの先スペイン期からの伝統がない土地にスペイン人が建設した集落と教会堂を起点とし、最終的に村落共同体となったマペテ村の分離が、第一世代による断絶性と連続性をめぐる議論の枠外にあるのは明らかだろう。その一方で、分離をめぐる動向の詳細な分析は、村落外部のインディオの分離への関与や、分離後のマペテ村内部における党派対立がマペテ村

と外部のインディオの伝統的な協力関係を破壊し、全面的な対立をもたらした経緯を明らかにした点で、第二世代の打ち出した枠組みに修正を迫る可能性を秘めている。

以上のように、マペテ教会堂の運営に関わる人々が親族関係や地縁的なつながり、ひいては聖地巡礼慣行を通じて広がった形をもたない社会的結合に頼りつつ、それぞれの権利を守ろうとしていたことが明らかとなった。複数の史料を横断することによって、一つの史料が語る情報をそのまま鵜呑みにするだけでは見えてこない地域社会のあり方を浮き彫りにすることができたといえる。主村と属村の対立に囚われることなく、分離の事例をより広い空間と長い時間の中で分析しなおすことで、また村を一枚岩に捉えるのをやめることで、メキシコ植民地社会の変容過程をより動的、立体的に追うことが可能となるのではなかろうか。それはさらに、細分化の再検討にもつながるだろう。

第5章では、1775年にエル・カルドナル教区で起こった一人の隠者とインディオ村落共同体の対立から始まった訴訟を取り上げ、個人と集団の対立から生じた訴訟がメキシコ市の啓蒙官僚の介入を呼び、現地の教区司祭や郡長官との間で祭礼のあり方を巡る議論にまで発展した事例を扱う。

植民地期メキシコでは、司祭の指導の下で俗人が隠者として洞窟や祈祷所に住み、信者から寄進を得るというカトリックの慣行が認められていた。多くの場合、彼らは超自然的な力を持っていると考えられ、儀礼や祭礼を通じて信者からの尊敬を集め、なかには個人や集団の間で社会的影響力を行使する者もいた⁵³。エル・カルドナル教区においても、ある隠者が

⁵³ Antonio Rubial García, *Profetisas y solitarios: espacios y mensajes de una religión*

近隣住民の人気を集めていたのであるが、これを良く思わなかったエル・カルドナルの村長が、彼や彼の家族に対し様々な嫌がらせを行ったのを発端に、エル・カルドナル村で行われる聖週間の祝祭のあり方に啓蒙官僚が疑義を呈したことで、事態は複雑化する。

dirigida por ermitaños y beatas laicos en las ciudades de Nueva España. México: Universidad Nacional Autónoma de México, Fondo de Cultura Económica, 2006, pp. 15-16.

第5章

メキシコにおけるレガリスモ（国王教権主義）と地域社会（1775~1778年）

—イスミキルパン郡エル・カルドナル教区での聖週間の役職をめぐる訴訟から—

はじめに

メキシコの植民地教会にとり、18世紀のスペイン王室による政教関係再編の試みは大きな衝撃であった。スペイン継承戦争(1701-1714)の末、アンジュー公フィリップがフェリペ5世を名乗り王位を継承すると、彼は祖父であるフランスの啓蒙専制君主ルイ14世に倣い、スペイン帝国領土の中央集権化に着手した。この中央集権化政策—ブルボン改革(Las reformas borbónicas)と総称される—が新大陸において急進化したのは、カルロス3世の統治下のことである。彼は、スペイン王室財政の逼迫を改善すべく征服以後200年以上かけて富を蓄積してきた植民地教会組織への影響を強めていく¹。

国王教権主義(regalismo)と呼ばれるこの動きは、教権と王権による二元的な統治の下にあったメキシコ社会の深部、すなわち植民地社会の末端に生きるインディオの生活や宗教的实践のあり方にまで干渉するものであった。こうした王室の試みを受けたメキシコ社会について、グリュジンスキは「二度目の文化変容」が生じたと指摘している²が、200年を

¹ Brading, *Church and State*, p. 7.

² Serge Gruzinski, “La ‘segunda aculturación’: El estado ilustrado y la religiosidad indígena en Nueva España (1775-1800),” *Estudios de Historia Novohispana* 8, 1985, pp. 175-201.

かけて築かれた慣行が上からの変化を受け入れるまでには、それなりの困難が生じたはずである。なぜなら、植民地社会では、中央政府が描いた政策を地方に届ける役人や聖職者の裁量が少なからず反映され、さらに信仰の実践の場においてはインディオの信仰心や個人的・集团的な利害が働いたからである。史料上の困難からインディオの生の声に触れることはできないが、インディオと王室官僚との媒介者である教区司祭や郡長官が取った対応から、彼らが現地の人々との間に有していた社会的結合のあり方、ひいては地域社会が受けたインパクトを浮き彫りにすることができるのではないか。

17 世紀末以降、インディオ村落共同体を構成する主村と属村との間の結合が不安定化していた当該郡において、教区司祭が地域社会の秩序を維持し続けるのは容易いことではなかった。対立する教区民の不満を懐柔するために、中央の改革方針に対応せざるを得ない状況下、エル・カルドナル教区の司祭は訴訟でどのように振る舞ったのか。訴訟記録の詳細な分析によって、メキシコ植民地社会における政治的な駆け引きの作法と、国王教権主義政策実施のあり方の、双方向的な影響関係を明らかにする。

メキシコにおけるカトリック信仰の基盤は、征服後に布教活動にあたった修道士らによって形作られた。征服当初、本来世俗世界での布教にあたるべき在俗聖職者が不足したため、スペイン国王は特例として修道士に布教と教区運営を任せ、インディオと共に暮らし、彼らを文明化させる使命を課したのだった。修道士たちは、インディオの言語・習慣を積極的に学び、土着の宗教が持つ特徴を利用しながら、カトリックの教えを広めていった³。征服以

³ ロックハートは、メキシコ中央部のインディオと宣教師の間に互いの言語概念に対する相

前の階層的な支配構造が温存されていたため、教会でのミサやカトリックの祝祭などは比較的早期に慣行化され、インディオは表向きにはカトリック教徒として振る舞った。教区司祭としてインディオと世俗役人との仲介役を果たした修道士は、スペイン語に不慣れでスペインの法制度にも疎いインディオにとり、重要な存在となっていた⁴。

その一方で、世俗の植民地統治機構が確立し、在俗教会組織がメキシコでの影響力を増していくにつれ、既にメキシコ各地に根を張っていた各修道会の地盤が揺らぎ始める。18世紀啓蒙主義の影響がカトリック信仰にまで及ぶと、遺物崇敬や豪華な建築様式、祝祭時の飲酒や花火など、民衆信仰との習合的要素が王室官僚や高位聖職者の間で批判の対象となった。1749年の特設会議において修道会管轄教区の在俗教会への移管が提言されてから数年のうちに、メキシコ大司教管区の大半の教区が在俗化され、200年以上に渡って修道会により運営されてきた教会の多くが在俗聖職者の手に委ねられたのである⁵。

第1節 歴史的背景

5.1.1 ブルボン改革と政教関係の再編

事例を見ていく前に、征服後のメキシコにおける政教関係の展開を概観しておこう。スベ

互誤解があったことを指摘したが、これは宗教的概念の交換に際しても起こりえ、早期の改宗に貢献しただろう。Lockhart, *Nahuas After the Conquest*, p. 22.

⁴ Taylor, *Magistrates*, pp. 396-397.

⁵ メキシコ大司教における修道会管轄教区は、1756年には全教区の24%、1765年には14%まで減り、1770年代には全ての教区が在俗化された。Gerhard, *Geografía Histórica*, p. 22; Brading, *Church and State*, pp. 8, 77-78; Taylor, *Magistrates*, pp. 83-86.

イン国王が国王特権(Patronato Real)によって、聖職推挙権を始めとする様々な権限をインディアスの教会に対して有していたことは第一章で見た通りである。メキシコ先住民の形式上の改宗は、宣教師の活動により 16 世紀の半ばまでには大方完了するが、17 世紀に入ると王室は旧大陸での戦争の対応に追われ植民地問題へ介入する余裕を失ってしまう。その結果、現地の在俗教会組織や諸修道会は放任され、大司教や司教は植民地で大きな社会的影響力を行使するに至る、時には、世俗統治機構の現地最高責任者である副王と対立することさえあったのだ⁶。

また、第 2 章で述べたように、植民地期におけるメキシコの教会組織も一枚岩ではなかった。王室は征服直後、フランシスコ修道会、ドミニコ修道会、アグスティヌス修道会の三つの托鉢修道会に布教の任務を与え、さらに特例として修道会によるインディオ教区の管轄を認めた⁷。ところが、インディオの改宗と在俗教会組織の整備が完了した 16 世紀半ば以降、王室は自立性を高めつつあった修道会を嫌い、より王権に忠実な在俗教会を優遇する政策を採用し始める。教区の運営上不可欠な先住民言語の運用能力は在俗聖職者よりも修道士の方が圧倒的に高かったため、17 世紀中は王室も修道会に対して比較的寛容であり続け

⁶ Farriss, *Crown and Clergy*, pp. 22-28; ギブソン『イスパノアメリカ』、87 ページ。

⁷ 各修道会のヌエバ・エスパーニャへの到着年は以下のとおり。フランシスコ会は 1524 年、ドミニコ会は 1526 年、アグスティヌス会は 1533 年、イエズス会は 1572 年と到着が遅かったため、メキシコ中央部では布教に従事することはなかった。Gerhard, *Geografía Histórica*, pp. 19-22.

たが、18 世紀に入るとこの状況は一変する⁸。

旧大陸では、教皇庁の衰退、国家権力の伸長、宗教改革などを背景にカトリック諸国で国王教権主義思想が育まれ、植民地教会に対する国王特権は次第に王権に都合よく解釈されていった。スペイン国王は、教皇の代理人(vicario)として教皇の暗黙の承認の下で植民地教会管轄における全権を行使し、そうした既成事実に基づいて、後付け的に宮廷の法学者による理論的正当化がなされた。この代理人理論(tesis vicarial)は啓蒙思想の影響のもとに急進化し、王権が教権から独立したものであり、また教権に優先されるべきとするレガリスモ(国王教権主義)として結実し、政策として段階的に実施に移されていく⁹。

18 世紀半ば、ヨーロッパでの度重なる戦争により危機に陥ったスペイン王室は、本国経済の発展、王室収入の増大、帝国の政治的・軍事的一体性の維持に寄与するような体制¹⁰の確立のために一連の改革を行った。敵国の脅威が海外の領土にまで及ぶと、軍備拡張の財源を確保するために、産業の振興およびスペイン本国とインディアス間の交易の自由化か

⁸ Gibson, *The Aztecs*, pp. 98-99; ギブソン『イスパノアメリカ』, pp. 90-97; スエバ・エスパーニャにおける修道士の数は、1559 年の 800 人から、1580 年には 1500 人、1600 年には 3000 人にまで膨らんでいた。在俗聖職者も増加の一途を辿り、1650 年には 2000 人ほどで、そのうち 500 人近くはメキシコ市に居住していた。Meyer and Sherman, *The Course of Mexican History*, p. 195.

⁹ Alberto de la Hera, “El regalismo indiano,” *IUS CANONICUM* XXXII, n. 64, 1992, pp. 413-419.

¹⁰ 安村直己、「スペイン王室とインディオ共同体—十八世紀ミチョアカンの事例に即して—」『教養学科紀要 第 24 号』東京大学教養学部教養学科編、1991 年、227 ページ。

らなる重商主義政策や税制改革が進められた。メキシコでは、それまでクリオーリョの影響下にあった聴訴院でペニンスラールを多く登用し、会計監査院の設立と地方長官制の導入によって副王の職責を減じるなどし、効率的に税収を上げようとした。植民地官僚や特権層の強い抵抗もあり、これらの措置は一貫したものとはならなかったが、結果として国庫収入は増大した¹¹。

また、列強諸国に狙われたインディアス植民地の監視を強化する目的で、ペルー副王領は分割され、チリとカラカスに総督府が置かれた。1762年、イギリスにハバナを占領されて窮したカルロス3世は、メキシコに新税を導入、タバコと火薬の専売会社を設立するなど改革を断行したが、イエズス会士の追放を機にミチョアカンで大規模な暴動を招いてしまう。当時メキシコにいた王室勅任の総巡察吏ホセ・デ・ガルベスは、武力的な弾圧を持ってこれに対処した。その後、彼は1755年に本国のインディアス担当大臣となり、副王ブカレリ(1771-1779)の抵抗にもかかわらず、地方長官制をメキシコに導入した¹²。

¹¹ Horst Pietschmann, “Protoliberalismo, reformas borbónicas y revolución: La Nueva España en el último tercio del siglo XVIII,” in Josefina Zoraida Vázquez (coord.) *Interpretaciones del siglo XVIII mexicano. El impacto de las reformas borbónicas*. México: Nueva Imagen, 1992, pp. 27-65; Horst Pietschmann, *Las reformas borbónicas del sistema de intendencias en Nueva España: un estudio político administrativo*. México: Fondo de Cultura Económica, 1996, pp. 3-5.

¹² Brading, *op. cit.*, p. 5; Pietschmann, “Protoliberalismo”, pp. 33-34; Brian R. Hamnett, “Absolutismo ilustrado y crisis multidimensional en el period colonial tardío, 1760-1808,” in Josefina Zoraida Vázquez (coord.), *Interpretaciones del siglo XVIII mexicano. El impacto de las reformas borbónicas*. México: Nueva Imagen, 1992, pp. 89-92.

18 世紀後半以降は、この改革の一環として植民地教会組織に対して以下のような政策が実施された。既に述べた教区教会の在俗化とイエズス会士の追放に始まり、教会裁判権の縮小、祝祭の民衆的形態への干渉、教区収入額を規定する公定料金表¹³の改定である¹⁴。こうした改革の動きはメキシコ各地に浸透していたカトリック信仰のあり方に影響を及ぼした。啓蒙思想にかぶれた植民地官僚は、インディオの迷信的なカトリック信仰を無くすことが限りある財源の効率的な運用に必要であると判断し、設立許可証を持たないカトリック信徒会を廃止させ、インディオの祝祭を監視した。1771 年から 1772 年にかけて開催された第 4 回メキシコ教会会議では、ハプスブルク期の豪奢な信仰心の表現方法が否定され、より内面的な信仰の重要性が確認された。カルロス 3 世はこの会議に対する承認を教皇から得られなかったが、1790 年代には少なくともメキシコ市においては派手な祝祭が行われなくなり、在俗聖職者のみならず修道士のなかにも遺物崇敬などの習合的要素を否定する者が現れた¹⁵。

他方で、修道会への批判に積極的であった司教や聖堂参事会員も、1780 年代には自分た

¹³ 司祭による宗教サービス（定期的なミサ、婚礼・葬儀・埋葬等）に対する謝金額の上限を公定したもの。Gibson, *The Aztecs*, p. 216.

¹⁴ Farriss, *Crown and Clergy*, chap. 1; 安村「スペイン王室とインディオ共同体」、228 ページ。

¹⁵ Gruzinski, “La ‘segunda aculturación,’” pp. 175-201; De la Hera, “El regalismo indiano,” p. 432; Carlos Herrejón Peredo, “El sermón en Nueva España durante la segunda mitad del siglo XVIII,” in Nelly Sigaut (ed.), *La Iglesia Católica en México*. Zamora: El Colegio de Michoacán, 1997, pp. 251-264.

ちの特権までもが脅かされていたことに気付く。地方長官制の導入（1786年）に伴い十分の一税の管理権を奪われ、1795年以降には、世俗裁判権に対する免責特権や非課税特権を失った。1804年には、教会財産の全てを国庫に接収することを命じる王令が下された¹⁶。

18世紀半ばに進められた教区教会の在俗化は、インディオにとり、自分たちと植民地権力との媒介者であった教区司祭が変わることを意味した。ウィリアム・テイラーは、ブルボン改革が教区司祭と教区民の関係性に及ぼした影響に焦点を当て、1760年代から1770年代にかけてのメキシコ大司教区とグアダラハラ司教区に渡る広範な地域で、教区司祭と教区民との間の訴訟件数がピークに達したことを明らかにした¹⁷。在俗化を通じた、より王権の改革方針に忠実な在俗聖職者の登用や公定料金表の導入が、インディオが従来有した権利への脅威、ないし従来被ってきた不利益を無くすための好機として地域社会から捉えられたことが、この訴訟件数の増加からは読み取れる。

しかしながら、本章でとりあげる訴訟事例においては教区司祭と教区民は真っ向から対立しておらず、「中央集権化政策の進展に伴う教区司祭と教区民の間の対立の増加」という論理では説明のつかない事態が生じている。在俗化からおおよそ25年後のインディオ村落共同体内部で生じた軋轢を前に、教区司祭がやや曖昧な立場を取るのである。このような現象が生じた背景を明らかにする上では、二宮宏之が提唱した「特定の事件の具体的な状況の中

¹⁶ Brading, *Church and State*, p. 8; Clara García Aylluardo, “Re-formar la Iglesia novohispana,” in Clara García Aylluardo (coord.), *Las reformas borbónicas, 1750-1808*. México: Fondo de Cultura Económica, 2010, pp. 260-284.

¹⁷ Taylor, *Magistrates*, pp. 352-353.

に、制度を投げ込んでやる」手法が効果的であろう¹⁸。王室による政教関係再編の試みと、郡の個別・具体的な政治状況が、どのように絡み合いながら展開していったのかを読み解くことで、メキシコ植民地における制度改革のプロセスを解明するための一助としたい。

本章で用いる史料は、1775 年からその翌年にかけて、イスミキルパン郡のインディオ村落共同体主村の一つであるエル・カルドナルとその属村ビングーの隠者との間で、祭礼費用の負担を巡り始まった訴訟の記録である。この隠者は個人で所有する祈祷所で地域住民からの献金を集め、祈祷所に祀られる聖人のために毎年祭礼を催していた。この人物に対し、主村の村役人がエル・カルドナル村の教会で行われる祭礼の費用を負担させようとした問題が、郡長官、教区司祭、ひいては副王庁の官僚までが介入する訴訟へと発展する。

この訴訟の背景にあった郡の情勢を理解するため、18 世紀後半にかけての、当該郡のインディオ村落共同体、スペイン人役人、聖職者の関係性を概観してから訴訟記録の内容を見ていこう。

5.1.2 18 世紀イスミキルパン郡の地域社会とレガリスモの進展

ここでは、教会行政を中心に 18 世紀を通じてのイスミキルパン郡の地域社会の様子を在俗化との関連でおさらいしておく。教区行政上は、16 世紀末から 17 世紀初頭にかけて、アグスティヌス修道会の管轄するイスミキルパン教区からエル・カルドナル及びチルクアウトラが新たな教区として独立した。第 3 章に登場した在俗聖職者のフランシスコ・デ・アコス

¹⁸ 二宮宏之『フランス アンシアン・レジーム論 ―社会的結合・権力秩序・叛乱』岩波書店、2007 年、21 ページ。

タは、イスミキルパン郡に根を張るアセンダード家系の出で、正確な時期は不明であるが 18 世紀初頭には郡の礼拝堂付司祭として聖職者年金を得ていた¹⁹。その後彼は、1737 年には教会裁判所判事の肩書きと司祭補佐を選任する権利を与えられ、郡における影響力を増している。それ以前は教区司祭を担当していた修道士が慣例的に教会裁判権と司祭補佐の任命権を有していたのが、アコスタの死後、いずれの権限もアコスタの甥である在俗聖職者のラファエル・デ・アホレサに引き継がれたことを勘案すると、1737 年における教会裁判権のアコスタへの移管は在俗化の準備段階であったと理解すべきであろう。

しかし、アホレサは任用から僅か 3 年ほどでマペテ問題に関わる権限を失うこととなる²⁰。イスミキルパン郡にも教区在俗化の波が及んだ際、マペテ関連訴訟において教会裁判権を盾に聴訴院判決に度々従わなかったアホレサを教区司祭にするのではなく、現地に利害を持たない外部の在俗聖職者をエル・カルドナル教区の司祭に選ぶというのは合理的な判断といえよう。

1751 年、エル・カルドナル教区にアントニオ・フエンテス・デ・レオン（以下フエンテス）という在俗聖職者が着任する。彼の着任以前のおよそ 20 年間、マペテの教会堂再建事業をめぐり地域社会に様々な軋轢が生じたのは、第 4 章で見た通りである。1748 年をもっ

¹⁹ 1700 年、アコスタはデ・ボジェ地区の教会堂建設を妨害している。AGN, Indios, vol. 34, exp. 218.

²⁰ アホレサは、マペテ関連訴訟が世俗の裁判所ではなく教会裁判所の管轄であるとの立場から、再三の敗訴判決に従わない姿勢を貫いた。AGN Civil, vol. 1384, exp.11, fs. 109v, 113, 116.

て当該訴訟は決着したものの、教区の在俗化に伴う新たな教区司祭の着任は、調和を取り戻した郡の地域社会に動揺をもたらしかねない要素であった。しかしながら、テイラーによれば、彼は聖地マペテ崇敬の更なる発展に寄与したという²¹。

フエンテスの着任から四半世紀後、彼が管轄する教区を中心であるエル・カルドナル村と、その属村であるビンゲーに祈祷所を持つインディオが、エル・カルドナル村で聖週間に催される祭礼の費用を誰が負担すべきかという問題を巡って対立した。一般的に、メキシコ中央部のインディオ村落共同体が祭礼を行う際の費用には、村人からの献金や共有地の運用などにより蓄えられた共有財産が充てられた²²。だが、エル・カルドナル村の村長は、ビンゲーの隠者に対し祭礼の出資者(mayordomo)となるよう命じたのである。村長は、村の一集落に過ぎないビンゲーが、宗教面での自立性を高めつつあったことを警戒していたものと思われる。

以下では、この訴訟の展開を概観したうえで、訴訟に関与することとなったフエンテスおよび郡長官の対応からそれぞれの特徴と対応の転換の理由を考察し、王室の中央集権化政策と民衆信仰の双方向的な影響関係に迫る。

第2節 植民地行政改革と地域社会の文脈の双方向的影響関係

5.2.1 聖週間の祝祭費用を巡る訴訟の展開

1775年、ビンゲーに住むフランシスコ・ディエゴというインディオによる請願書が、聴

²¹ Taylor, "Two Shrines," p. 958.

²² Chance and Taylor, "Cofradias and cargos," pp. 7-14.

訴院に受理された。受理の日付は記載されていないが、この請願に対する判決が下されたのは同年 11 月 10 日のことであった。彼は、エル・カルドナル村の元村長と現村長が、彼とその息子たちに対し、聖週間の祝祭に関わる職務を強制するなどの嫌がらせをし、彼の所有する祈祷所に安置してある聖像を持ち出そうとしている問題を副王に訴えた。

まず、フランシスコ・ディエゴ個人がその権利を主張している一方で、村役人層でもない彼が多額の出費の要されるメキシコ市での訴訟を開始した点に留意すべきであろう。その後の訴訟の過程で彼がビンゲー住民の支持を受け、さらにこの訴訟の 2 年後、彼が石造りの祈祷所の建設許可を大司教と副王に願い出ている²³ことから、ディエゴは信者であるビンゲー住民の集団的な利害も背負っていたと考えるのが自然であろう。教区教会を有するエル・カルドナル村の村役人は、村人が教区教会ではなく隠者の祈祷所に熱心に奉仕することを快く思わなかった。だからこそ、ディエゴの祈祷所から聖像を奪おうとしたり、彼に主村で行われる祭礼の費用を負担させたりするなどの手段に出たのである。

先の請願書を受理した聴訴院は、郡長官とフエンテス司祭に対し、ビンゲーからの情報提供を受けたうえでこの案件に関する報告書を作成・提出することを命じた。この判決を受けた郡長官とフエンテス司祭は、ディエゴの訴えを容認する立場を表明している。なお、本章には紙幅に余裕があること、訴訟記録の分量が多くないことから、訴訟関係者のスタンスや言外の意図が分かるように報告書の一部をそのまま抜粋・翻訳したものを記載する。引用部分のうち、[] 内は筆者による加筆である。

²³ AGN, Indiferente virreinal, caja. 1897, exp. 9.

郡長官の報告書

「…村長達は彼〔ディエゴ〕を侮辱するようなやり方で触れ回り、彼に聖週間での様々な職務を課して困窮させようとし、彼の家の祈祷所に祀られる教父聖アントニオ像への崇敬を生み出すほどの敬虔さと同じものを彼らが持ち合わせていないことを、恨んでいる。…私は個人的に彼の祈祷所（それはこの主村イスミキルパンから 3 レグアの距離にある）へ行き、この奇跡の聖人の清廉さを目にした…〔エル・カルドナルの〕不偏不党の属村によれば、…村長達は彼に多大な出費を伴う聖週間の職務を課そうとし、それによってこの敬虔なインディオに金を使わせようとしているということだ…²⁴」

フエンテスの報告書

「…この男は私が実感しているように素晴らしく信心深いインディオであり、私は度々、我が教父パドゥアの聖アントニオが安置されている祈祷所を訪ねている。…このフランシスコ・ディエゴは、毎年この栄光ある聖人の祝祭日に、歓喜に満ちたミサと説教による厳粛な祝祭を催す…私は可能な限り、その信仰心と聖人への崇敬を励ますべく務め、その信仰心を妨げるような職務を彼に課したり、彼の限られた権利を減じたりすることを許さぬようにしてきた…²⁵」

²⁴ AGN, Historia, vol. 88, exp. 20, fs. 2r-4r.

²⁵ AGN, Historia, vol. 88, exp. 20, f. 5r.

この二本の報告書は、翌年の1月4日に聴訴院に受理され、事態は収拾したかに見えた。

だが、フランシスコ・ディエゴはその後も二度に渡りメキシコ市へ赴き、訴訟を継続する。

1776年1月13日に受理された二通目の請願書では、前回の請願書の内容を略式で繰り返したのみであったが、同年1月末に受理された請願書では、聖像の話題は失せ、フランシスコ・ディエゴと村長の個人的な対立や祭礼の役職の伴う金銭的負担に論点が絞られた。

「…私は毎年その聖人に、私の権限に能う限りの厳粛さを伴う儀式を捧げている。その日には信者が儀式に参加し、私に恭しく贈り物をくれる。これは[エル・カルドナル村の]村長に対しては行われないため、彼らは恨めしく思って私を侮辱するのだ。そして彼らは敵意を剥き出しにし、多大な出費のかかる聖週間や、借金が避けられないようなその他の儀礼の費用を私に負担させようと企んでいる。これが、私の信仰心を萎えさせ、毎年儀礼を終わらせるうえで有効だと[村長は]確信しているからだ。今後、彼らが同じ役職でもって私の邪魔をしないよう、また[役職に伴う]個人的な奉仕(servicio personal)²⁶を強制しないよう、副王がお命じ下さい…²⁷」

今回のフランシスコ・ディエゴの訴えに対し、聴訴院は前回とは異なる対応を採った。副

²⁶ servicio personal とは、先スペイン期の慣行をもとにメキシコ植民地のインディオ村落共同体の住民に課された貢納や労役などの負担のことである。もちろんここでは、ディエゴに対する祭礼費用の負担を指している。Gibson, *The Aztecs*, pp. 220-236.

²⁷ AGN, Historia, vol. 88, exp. 20, fs. 8r-8v.

王は検察官に諮問し、1776年3月2日付でその答申に基づいた判決を下した。このときホセ・アントニオ・デ・アレーチェという王室検察官により出された答申は、件の役職の法的性格を問題にするものであった。

「…法的な観点から私の判断を左右するのは、この現地住民の百人隊長などの役職が、村落共同体に課されるべき正規の役職ではなく、行進や聖週間の儀式のためにインディオが慣習として自主的に取り入れてきたものであることだ。それらのために義務が課されたり、抵抗する者や参加を拒む者に強制したりすることは不正であり、それどころか、それらの負担によって出費が生じた場合には必ず補償がなされるべきなのである。…閣下はイスミキルパン郡長官と当該教区の司祭に対し、[再び] エル・カルドナル村の案件について情報を提供させるようお命じ下さい…²⁸」

この答申通りの判決を受けて提出された報告書でフエンテスは、1775年の自身の見解を翻す。フランシスコ・ディエゴの信心深さを称えることは止め、祭礼問題におけるエル・カルドナル教区民の立場のみを擁護したのだ。フエンテスの主張は以下のようなものである。

「…この教区で慣習となっている聖週間の役職は、聖金曜日の百人隊長、判決、騎士のみに減らされており…インディオの選挙は村長の同意の下で[行われ、役職者は] 各人

²⁸ AGN, Historia, vol. 88, exp. 20, fs. 8v-10r.

の自発的な意志によって選出される。インディオが強制や暴力を受けたなどということを私は知らないし、そのような知らせも届いていない…それらの役職で生じる出費も、公定料金表によって指定された合法的なものに限られている…²⁹」

フエンテス司祭は、エル・カルドナル村の祭礼に伴う役職をインディオが慣習として取り入れた非公式の役職であると指摘する検察官アレチェに対し、「祭礼関連の役職者が、村長の監督下で選出されている」という事実によって反論を試みている。そして、「祭礼関連の役職に伴う出費が、公定料金表の定めた額に則っている」との主張は、役職に伴う村人への負担の強制が「不正」であるとの指摘に対する弁明であろう。一方、郡長官は、フランシスコ・ディエゴを名指しで擁護しなくなった点ではフエンテスと同様であったが、エル・カルドナル村での祭礼の祝い方に対する批判を展開し、更にはその税金未納問題を槍玉にあげた。

「…このような有害なうえに高くつく慣習を行っているのはエル・カルドナル村くらいで…これが原因で、哀れなインディオの税金は然るべき期日を過ぎても支払われず、去年はエル・カルドナル村の分だけで 300 ペソ以上を私が立て替えた…³⁰」

史料はこの郡長官の報告書を最後に終わっているため、今回の騒動および訴訟は、ここで

²⁹ AGN, Historia, vol. 88, exp. 20, f. 19r.

³⁰ AGN, Historia, vol. 88, exp. 20, fs. 20r-23r.

終結したと考えるべきであろう。当初、フランシスコ・ディエゴ擁護派であったフエンテス司祭はなぜこの段階に至って態度を変え、当初とは矛盾する見解を示したのか。彼の振る舞いを変化させた要因を探るために、次節では、在俗化以前のイスミキルパン郡の情勢を検討する。ビングー訴訟をより長期的な文脈の中に置くことで、フエンテス司祭を始めとする当該訴訟関係者の政治的駆け引きのあり方が見えてくるはずである。

5.2.2 18 世紀前半のイスミキルパン郡における社会状況

—在俗化以前のアグスティヌス会士のスタンス—

ここでは、在俗化以前にイスミキルパン教区とエル・カルドナル教区を管轄していた修道士たちが、過去の類似の訴訟、すなわち先述のマペテ教会堂再建訴訟で採った対応を分析し、ビングー関連訴訟との比較材料とする。

1720 年代から 1740 年代にかけて、主村エル・カルドナルではマペテでの教会堂再建事業の管理権を巡り訴訟が闘われた。聴訴院の判決が通告された際、イスミキルパン教区とエル・カルドナル教区の修道司祭らは、一貫してこの訴訟において自分たちが無関係であることを主張する。

「1737 年 6 月 26 日…イスミキルパン教区の主任司祭ホセ・ペレス・デ・ララ修道士は以下のように言った。…先述の教会堂再建現場はエル・カルドナル教区の管轄するインディオに属するものであり、あらゆる通告、召喚、判決は〔私が〕そこに駐在させている助祭が受けるべきである…」

「1737年7月4日…エル・カルドナル教区の助祭ペドロ・ホセ・ペラレス修道士は…
以下のように言った。この通告が実施された今日、私はこの教区を治めるべく赴任した
のであり、すでに起こった問題は私の与り知らないことである…³¹」

以上の修道士らの対応からは、なるべくこの争いに関わるまいとする彼らのスタンスが窺える。ともすると、彼らはこの訴訟への対応に迫られてエル・カルドナル教区の助祭を交代させた可能性すら考えられる。彼らは、分離問題に関与することで教区民との関係を悪化させることを避けたのではないか。修道士たちが地元の政治問題に介入して矢面に立つようなことになれば、統治の失敗という教区在俗化の口実を官僚に与えかねないからである。

また、遅くとも1728年までには、イスミキルパンの教区教会裁判権が地域の名望家である在俗聖職者フランシスコ・デ・アコスタに委ねられていた事実も見逃せない。彼は、インディオが進めていたマペテの教会堂再建事業に目を付け、自分の手下のインディオをマヨルドーモに任命して再建事業を意のままにしようとした。その後、アコスタが死に、彼の甥が教会裁判所判事の肩書きを引き継ぐと、当該再建事業の真の創始者とされるアグスティン・モラレス及びイスミキルパン村を始めとする複数の村落共同体が訴訟を起こし、大司教座聖堂裁判所と聴訴院の二法廷で、モラレスをマヨルドーモにする判決を勝ち取った³²。修道士がとった消極的な態度は、こうした在俗聖職者に対する教区教会裁判権の移譲という

³¹ AGN, Tierras, vol. 2155, exp. 5, fs. 12r-16r.

³² AGN, Tierras, vol. 2155, exp. 5; Taylor, “Two Shrines,” pp. 955-956.

例外的措置とも関係していよう。

以上のようなアクターを抱えていたエル・カルドナル教区の在俗化が完了したことは、地域住民にとり大きな転換をもたらしたと考えられる。分離運動には関与しなかった修道士とも、地域住民の利害を軽視したアコスタとも異なる在俗聖職者の着任は、教区民にとり新たな政治的アクターの登場を意味したからだ。ビングー関連訴訟の過程でフエンテスが見せた、修道士と比べると積極的で、アコスタほど専制的でない対応は、このような地域社会の文脈に即して理解する必要がある。

まず、在俗化の波に煽られ先述のような対応を採らざるを得なかったであろう修道士と比べると、フランシスコ・ディエゴ（或いは属村）擁護の立場を明確に示した初期のフエンテスは、より積極的に問題に介入している。フエンテスが訴訟への介入を拒まなかった理由の一つとしては、ビングーの祭礼で彼がミサを行い、その手数料を収入源の一つとしていたことがあげられる。「ディエゴの祈祷所を度々訪れている」という記述からも、ディエゴとの関係の良好さが窺える。また、もう一つの理由として、彼が修道会のような集团的利害に対する責任を負っていなかったことが指摘できる。例えば、フエンテスはエル・カルドナル教区への着任直後、教区の中心地であったエル・カルドナル村ではなくマペテに居住地を置いている³³。このような選択が可能であったのは、やはり彼が修道士とは異なり、個人として振る舞いえたからであろう。

このようなフエンテスの独自の戦略は、フランシスコ・デ・アコスタがイスミキルパン村

³³ Taylor, “Two Shrines,” p. 958.

に留まったままマペテの事業に介入し、地域住民の反発を招いてしまった過去の実例に学んだ結果選び取られたものである可能性が高い。なぜなら、彼もイスミキルパン郡に根を張るアセンダードの家系の出であったからだ³⁴。つまり、フエンテスはアコスタと同じ轍を踏むまいとし、マペテの教会堂再建事業をエル・カルドナル村から遠隔統治するのではなく、マペテ住民と直接顔を合わせられる場所に住むことを選んだのだ。その一方で、彼がマペテとエル・カルドナル村のいずれにも肩入れしなかった側面からは、双方の住民の利害を調整しつつ政情の安定を目指す彼の態度が窺える。

フエンテスが採ったマペテへの駐在という措置は、彼だけにとって都合がよいものであった訳ではない。マペテ住民の側に、彼の着任をきっかけとして主村からの自立性を確保しようとする意図が働いていたからこそ、彼が地域社会へ介入する余地が開けたのだといえよう。もちろん、このフエンテスの選択は教区の中枢であったエル・カルドナル村の反発を招きかねないものであった。フエンテスがマペテに駐在するという事は、主村の住民がマペテまでミサを受けに行かなければならない異常な事態を意味していたからである。しかし、この時期にマペテとエル・カルドナル村との間で軋轢が生じたことを示す記録は残っていない。両者の間で何らかの利害調整がなされたと理解すべきであろう。

フエンテスの調整型の統治方針は、その後も功を奏したようである。フエンテスはビングー一関連訴訟での判決通知をエル・カルドナル村で受けていたことは、マペテ問題がひとまず決着し、彼が主村へ居住地を戻していたことを意味するからである。このような慎重な統治

³⁴ ビングーの南方に位置するデボデというアシエンダは、フエンテス家の所有地であった。

AGN, Indiferente Virreinal, caja 1042, exp. 14; Tierras, vol. 2152, exp. 4.

方針こそが、在俗化以後 25 年以上に渡り、この地域で諍いが生じることを防いだのだといえる。

こうした地域社会の文脈とフエンテスの統治方針を踏まえたうえで、彼の訴訟での不可解な態度について検討しよう。フエンテスが訴訟開始当初に見せたフランシスコ・ディエゴに対する好意的な態度と、翌年に至っての突然のエル・カルドナル村擁護は、彼のいかなる思惑を反映しているのだろうか。

5.2.3 アレーチェの登場とフエンテスの方針転換

フエンテスの訴訟への対応のあり方を変えた要因の一つとしては、彼のフランシスコ・ディエゴ寄りの態度がエル・カルドナル村の反発を招き、後者との関係を修復する必要に迫られた可能性が考えられる。しかし、より直接的な要因は、フランシスコ・ディエゴの三度目の請願を受け、アレーチェという検察官に諮問が下されたことにある。

この人物は、1765 年、王室によりブルボン改革実施のために派遣され、その翌年から翌々年にかけて起こった民衆氾濫を弾圧した総巡察師吏ホセ・デ・ガルベスの部下として知られる啓蒙官僚であった。彼は、民衆の行う迷信的で非合理的な伝統的祝祭や慣行は、インディオからの安定した徴税を妨げる悪習だと信じていた。この訴訟が起こっていた当時、彼はインディオの信徒会財産を世俗化し、共同体金庫の一部にする必要性を訴えていた³⁵。フエンテス司祭と郡長官の報告書が、この人物の答申に基づき下された判決を受けて作成された

³⁵ Brading, *Church and State*, p. 131.

ものであることを考慮すると、以下のような仮説が成り立つ。

もう一度、フエンテスの二度目の報告書の内容を確認しておこう。「祭礼関連の役職者が村長の監督下で選出され」ている、という文言は、宗教的な職務が非公式のものであるとのアレーチェの認識に対し、現地の具体的な慣行を例示しながら異議を申し立てるものである。また、金銭的負担が「公定料金表の定めた額に則っている」との記述からは、教区での不正行為はなく、祝祭のやり方が教会の定めた規則に従っているがゆえに正当なものであるとの主張が読み取れる。

このようなフエンテスの対応は、一見彼がアレーチェの追及に危機感を抱いて保身に回り、現地の伝統的慣行を継続させることで教区収入が減るのを回避しようとした結果だと考えることもできる。しかしながら、以下の二点を踏まえると、彼の意図は別のところにあったと判断せざるを得ない。すなわち、フエンテスが、アレーチェからの更なる追求を招くリスクを敢えて負いつつも、当初の報告と矛盾しかねないうえにアレーチェの見解に反する主張を行った点。そして、彼が郡長官のように保身や出世のために教区民を攻撃しなかった点である。アレーチェに楯突いてでも彼が護ろうとしたのは、目先の利益でも副王庁の改革方針でもなく、彼が長年に渡り築き上げてきた地域住民との関係性だったのではないかと推察される。

フエンテスが訴訟に関与するに際し、フランシスコ・ディエゴやエル・カルドナル村の村役人を一度も名指しで批判しなかったことは、地域住民との関係性を重視する彼の従来の方針が継続していたことを示唆する。おそらく彼は、アコスタのようにどちらか一方に肩入れし、その結果、地域社会に混乱を招くことを避けたのだろう。アレーチェの登場は、フエンテスをして訴訟の長期化の危険性を予期させ、彼が着任から 25 年間継続してきた、地域

住民の間で中立を保ちつつ彼らの調整役となる統治方針に彼を立ち戻らせたのである。

メキシコ市における情勢の微妙な変化に対して、郡長官はフエンテスよりも柔軟であったようだ。彼は、訴訟の後半においてエル・カルドナル村の祭礼が「有害なうえに高くつく慣習」であるとして、アレーチェの言説に沿う見解を示した。訴訟開始当初は共通の方針を採っていたフエンテスと郡長官との間に生じた、祭礼そのものの価値判断に関わる齟齬は、両者にとり優先すべき課題が一致しなくなったことを意味している。18 世紀メキシコの郡長官が昇進するためには、王室の改革方針を忠実に実行することが必要であったと考えられるため、今回の彼の対応は当然の成り行きといえよう。

以上の分析から、死ぬまで教区民と関わり続けるフエンテスと、数年間の任期しか持たない郡長官の間には、多額の献金を集める個人の隠者やその信者、そして村役人層など、地域社会において様々な利害を持つ人々との関係性への向き合い方が異なっていたことが分かる。教区民との関係を良好に保つ方針のフエンテスがいたことで、一旦はエル・カルドナル村の聖週間の祝祭は中央からの干渉を回避しえたのである。

おわりに

本事例は、メキシコ植民地における国王教権主義の段階的な実施、すなわち教区の在俗化による政治的アクターの交代、教会関連訴訟の聴訴院での審議傾向の高まり、訴訟の過程でのアレーチェの介入などが、地域社会に生きる人々にどのように受け止められ、またどのような反応を引き起こしたのかを浮き彫りにしてくれる。

このプロセスは地域社会の歴史的文脈と絡まり合っていたがゆえに、ブルボン改革の効

果に微妙な変化を生じさせた。言い換えれば、インディオ村落共同体が分裂しかかっていたために、訴訟がメキシコ市にまで及び、アレーチェの介入、ひいてはそれに対するフエンテスの反発というイレギュラーな事態を招いたのである。地方におけるこうした改革の斑を受けての王室の回答が、1787年に施行された地方長官制であり、また1789年以降繰り返された、「聖週間の行進における慣習或いは悪弊の廃絶」を目指す公示であったのだろう³⁶。

地域社会固有の文脈が、中央で下された決定に関して異なる受け止め方を生じさせたり、それを無力化したりするような現象は予てより指摘されてきた³⁷。しかし、そういう傾向として一括りにして満足してしまうのではなく、聴訴院による対応のバラつきや、地域的な際についても再検討することで、より柔軟な一般化を行う必要があるだろう。王室の描いた改革が、メキシコに必ずしも一様に作用しえなかったのは、その受け手となる人々が地域社会固有の文脈に即してそれを翻訳し、また利用していたからに他ならない。そして、その翻訳と利用の仕方は、地域社会のなかの個人や集団との間の社会的結合に規定されていた。フエンテスは、エル・カルドナル村との間の形をもった社会的結合とディエゴとその信者との間の形をもたない社会的結合の板挟みのなかで、中央で改革を主導するアレーチェの攻撃を何とかかわそうとしたのである。

以上のように、王室による制度改革の漸次性を理解するためには、中央と地方の間の双方向的営みの結果として改革が実施に移されていったことを念頭に置き、個々の事例分析を積み重ねることが肝要となってくる。二宮が言う「国制史の初発の問題関心であった社会的

³⁶ Gruzinski, “La ‘segunda aculturación,’” p. 179.

³⁷ ギブソン『イスパノアメリカ』、103 ページ。

コンテキスト重視の立場に立ち戻ること³⁸」は、地域的な差異を抱えるメキシコ植民地における制度の用いられ方を理解するうえでも避けては通れない道程なのである。

³⁸ 二宮『フランス アンシアン・レジーム論』、21 ページ。

結語

本稿の議論から、先行研究からは見えてこなかったメキシコ植民地社会の次のような諸特徴を、イスミキルパン郡周辺の地域社会に確認することができた。

いくつもの大銀山の後背地であったイスミキルパン郡周辺には、労働力や、金属の採掘および精錬に必要な火薬・燃料・鉛などの物資、労働者の生活必需品などの供給地として、様々な社会的結合が張り巡らされていた。村や郡の境界を越えて移動する人々の心の拠り所として郡の様々な場所に建てられた教会堂や祈祷所はこうした商業的な社会的結合を更に複雑化させ、インディオのみならずスペイン人や混血層をも取り込んでいった。このような民衆信仰—それは往々にして富を集める性質を持った—の实践と、そこから派生する「形をもたない社会的結合」は、村や教区などの「形をもった社会的結合」としばしば利害を対立させたことにより、裁判闘争へとつながった。

但し、モラレスの教会堂再建事業を巡る訴訟の進展に伴いイスミキルパン郡の複数のインディオ村落共同体がモラレス支持派に転換したように、地域社会のアクターは状況に応じて自分たちに有利な状況を作り出そうとした。村に帰属したままあちこちを移動する人々、村を棄ててアシエンダや鉱山に新たな帰属先や自由を求めたり、村の外に移住して新たな集落を形成したりする人々—「形をもたない社会的結合」に活路を見出す人々の存在は、地域の既得権層にとっては既存の秩序の攪乱分子として疎まれるものであるが、当初モラレスらを妨害していた現地の村役人層は、アコスタおよびアホレサの横暴に耐え兼ね、また自分たちも当該事業の恩恵に与ることを期待しつつ、モラレス派に与えることを選んだのである。

このような対立図式の転換は、一見、インディオ・セクターとスペイン人・セクター間での利害対立に伴う一般的なインディオ騒動ないし反乱と同じ構図に見えるが、スペイン人や異なる民族がインディオ・セクター側を支持していた点で、安村の事例と似ている。他方で、細分化以降対立していた、あるいは交流のなかった村落共同体が同じ目的を共有し、協力して訴状を作成したり、モラレス支持派に転換したりしている点で、武力に頼らない広範囲に及ぶ抵抗を行った稀有な事例でもある。モラレスの長期間に渡る投獄や、アコスタおよびアホレサ管理下における再建事業の中断などの実質的な不利益を被った経験が、地域住民およびマペテ信者をして訴訟への参加へと向かわしめたといえる。

18 世紀末の分離に際しては、マペテ教会堂の運営に関わる権利が争点となり、共にマペテの信者であるマペテ住民と、マペテ教会堂創設者の子孫であるパルマ・ゴルダ地区住民の関係に亀裂が生じた。

通常のインディオ村落共同体の細分化においては、インディオ村落共同体の内部で不満分子が現れ、主村と属村ないし「形をもった社会的結合」と「形をもたない社会的結合」による党派対立が起こるのが一般的な流れである。属村が「形をもたない社会的結合」なのか「形をもった社会的結合」なのかは、その規模や時代によって変わるのでここでは踏み込まないが、マペテの場合、新設の集落が移動する人びとの拠り所となり、既存の秩序と折り合いをつけながら「形をもった社会的結合」へと形を変えていった。マペテ教会堂再建事業のような形をもたない社会的結合は必ずしもルールのないまま緩やかにつながった状態を維持するわけではなく、その存続が脅かされるような事態においては村落共同体などの「形をもった社会的結合」にすり寄ったり、重要な役職を特定の集団が独占したり、最終的にはマ

ペテが村としての独立を志向したように、既得権を固持すべく「形をもとうとする」側面があったということである。そして、ここでもまた、二宮が以下のように表した社会的結合の性質が想起される。

「制度化された「形をもったソシアビリテ」は容易にルーチン化し、しがらみと化するのであり、それはたえずうまれでる「形をもたないソシアビリテ」によって活性化されないならば、結合のきずなとしての機能を失ってしまう。他方、アモルフで流動的な「形をもたないソシアビリテ」は、持続する枠組みをそなえた「形をもったソシアビリテ」と結びつくことによりはじめて秩序形成力を持ちうる。こうしたダイナミックな関係を、ソシアビリテの概念は、歴史のうちに探ることを可能にするだろう¹⁾

したがって、社会的結合は固定的に操作し続けられる概念ではなく、従来のようにインディオ村落共同体にばかり目を向けていてはメキシコ植民地社会の実態を掴み損ねてしまうだろう。村落共同体の枠外にも、人々が「われわれ」意識を持ち、その連帯を可能とするような装置が存在していた可能性を念頭に置く必要がある。植民地支配を安定的かつ容易にするためのツールであったインディオ村落共同体とその細分化は、原理上はスペイン王室による分断統治に寄与したわけであるが、その原理とは離れたところで生まれた聖地崇敬などを中心とした「形をもたない社会的結合」が、細分化とは逆の広域的な連帯を生み出す

¹⁾ 二宮「ソシアビリテ論の射程」、12 ページ。

結節点となり、その信者が集団として植民地権力と交渉しえたことがマペテの諸事例から読み取れる。

ヨーロッパのアンシアン・レジームとの比較で言えば、マペテ教会堂の関係者たちは、秋山晋吾が明らかにしたハンガリーのギリシア商人の経験とは逆の状況に置かれていたことが分かる。秋山は、オスマン帝国領のギリシア商人がハプスブルク支配域の商業的な需要を満たし、現地の地域経済に根を下ろしていた実態を明らかにしているが、その事例においてギリシア商人たちは地方支配層である県の庇護を頼りにし、自分たちの活動を規制しようとする帝国財務官に抵抗している²。それに対し、マペテを巡る裁判では、イスミキルパンの郡長官、聖職者、村役人層などのエリート層が原告に有利な判決を実施に移さず妨害を続けていたのに対し、マペテ教会堂運営に関わるインディオは植民地当局である聴訴院の裁定に一縷の望みを託していた。

また 18 世紀フランスのラングドック地方について仲松優子が分析した事例では、王室裁判所の設置に際して王権が地域諸権力の意向を汲んだり、地域住民の蜂起を処理する上で両者が協同関係にあるなどしていた³が、これに対しマペテの事例では、メヒコ市の聴訴院および大司教座聖堂裁判所ともに、地域社会で横暴を続ける在俗聖職者を排除する裁定を下したり、従来祭礼のあり方を堅持しようとする教区司祭と意見を対立させたりしている。これは、植民地か否かという問題よりは、民衆蜂起という緊迫した状況において支配者

² 秋山晋吾「一八世紀中期ハンガリーの「ギリシア商人」居住地分布 ―一七五五年調査記録から」『移動がつくる東中欧・バルカン史』刀水書房、2017 年 119-140 ページ。

³ 仲松『アンシアン・レジーム期フランスの権力秩序』。

側がどのような対応を選択するのかという問題や、中央集権化を推し進める 18 世紀の王権の意志が大きく影響していよう。例えば、1770 年代にペルー副王領で起こったトゥパック・カタリの反乱に際しては、当初インディオ側との交渉の努力を続けていた植民地当局も、郡長官をはじめとする地方支配者らが殺害されて初めて蜂起の鎮圧と首謀者の処刑という強硬な手段に打って出ており、スペイン領アメリカ植民地でも 18 世紀ラングドック地方と似たような状況が起こっているのである⁴。

このように、地域・時代によっては、スペイン領アメリカ植民地でも 18 世紀のハンガリーやフランスと似たような状況が起こりえたかもしれないが、土着化した白人の入植者が私腹を肥やすためにインディオを抑圧するという図式の方が一般的である点で、やはり旧大陸のアンシアン・レジームと植民地のそれは異なっていたと言えるのかもしれない。今後は、比較史の観点から各時代・各地域の事例を分析、類型化し、地域ごとの傾向を掴んでいくことが、支配 - 被支配の関係性を論じるうえでは重要な作業となっていくだろう。

以上のように本稿では、捉えどころのない民族性を重視する立場からは距離をとり、現地の歴史的文脈に即して史料を読み解き、現地のローカル・ポリティクス、および「形をもたない社会的結合」に焦点を当てつつ、実証的な分析を試みた。もちろんこれは、民族性や地縁などが諸々の人的結合の基盤として大きな役割を果たしていたことを否定するものではない。共通の言語や日常的な振る舞いによって親近感や愛着が生じ、それが維持されるのは当然のことであるし、植民地社会において通常無力であった普通のインディオが生き延び

⁴ Sergio Serulnikov *Subverting colonial authority: challenges to Spanish rule in eighteenth-century southern Andes* Durham: Duke University Press, 2003.

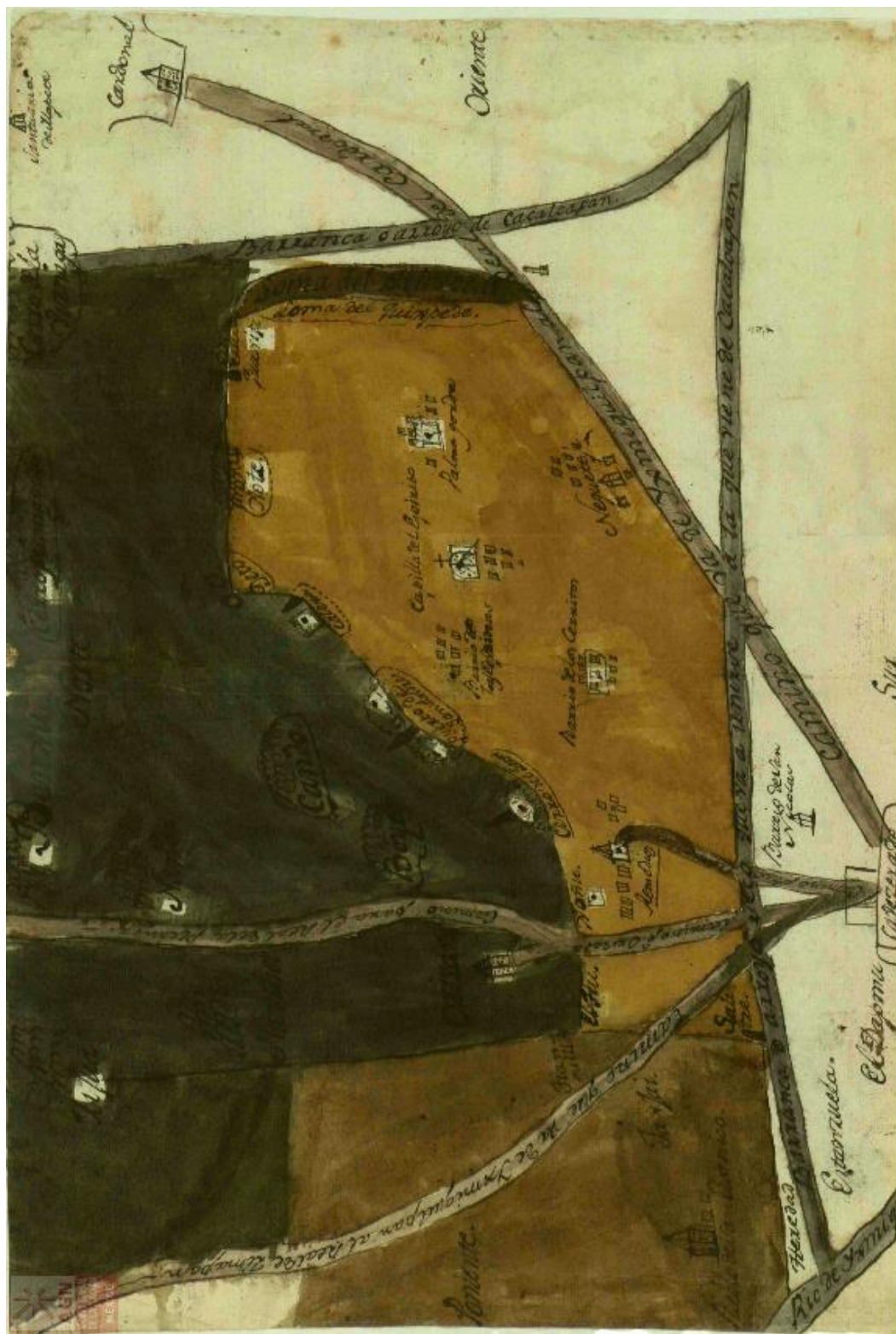
るうえでは、自分の家族なり、帰属する村なりに依存せずに済ますことは到底叶わなかったと思われる。どちらの重要度が高かったというよりは、その時々⁵の趨勢に応じて、どの「われわれ」意識が重視されるかが変わってくるということなのだろう。今後は、こうしたダイナミズムを考慮し、メキシコ植民地社会を描いていくことが重要だと考える。

最後に、今後の課題として、個人の活動が次第に集団的なものへと形を変えていくメカニズムに触れておきたい。民衆信仰をベースとした、マペテの教会堂再建事業やビングーにおける隠者の活動は、いずれも個人のインディオの主導によって始まり、そこから家族を巻き込み、更には事業推進グループや信者などの集団を味方につけていった。これは、平民のインディオによる聖人崇敬のプロモートが、彼らが既存の社会秩序に従っているだけでは到底叶わないような社会的上昇の機会をもたらしたためである。これは、ル・ゴフが言うところの、宗教の「成り上がるための道具」としての側面を如実に表している⁵。霊験あらたかな聖人像を所有することが、個人だけでなく、それが安置される土地の価値や評判を高めることに繋がり、更には多くの巡礼者を集めることで経済的な恩恵ももたらされたのである。もちろん、最初に信仰が生まれてその後に発展が続いたのではなく、マペテが移動して働く人びとにとり、それ相応の重要性を持っていたことが、信仰の拡大に寄与した側面もあろう。個人的な目的を達成するためにいかなる集団を形作るのか、そしてその集団の中でどのような立場をとるのかといった、個人の戦略的側面を植民地社会の文脈において考えることも今後の課題となろう。

⁵ ジャック ル＝ゴフ、加納修訳『もう一つの中世のために 西洋における時間・労働・そして文化』、白水社、2006年、116ページ。

付録

19世紀初頭の土地係争に際して作成された地図①



AGN, Mapas, Planos e Ilustraciones, Título: Ixmiquilpan, Hgo. (1805)

19世紀初頭の土地係争に際して作成された地図②



AGN, Mapas, Planos e Ilustraciones, Título: Orizaba; Ixmiquilpan, Hgo. (1805)



マペテ教会堂（2007 年、筆者撮影）

参考文献

邦語文献

ギジェルモ・F・マルガダン著 中川和彦訳『メキシコ法発展論』アジア経済研究所、1993年.

チャールズ・ギブソン著 染田秀藤訳『イスパノアメリカー植民地時代一』平凡社、1981年.

ブライアン・ハムネット著、土井亨訳『ケンブリッジ版世界各国史 メキシコの歴史』創土社、2008年

ル＝ゴフ、ジャック 加納修訳『もう一つの中世のために 西洋における時間・労働・そして文化』、白水社、2006年.

秋山晋吾「一八世紀中期ハンガリーの「ギリシア商人」居住地分布 ―一七五五年調査記録から」『移動がつくる東中欧・バルカン史』刀水書房、2017年 119-140 ページ.

大貫良夫ほか『新訂増補 ラテン・アメリカを知る事典』平凡社、1999(1987)年.

落合一泰『ラテンアメリカン・エスノグラフィティ』弘文堂、1988年.

川田玲子『メキシコにおける聖フェリーペ・デ・ヘスス崇拜の変遷史―神の沈黙をこえて』

明石書店、2019年.

国本伊代『メキシコの歴史』新評論、2002年.

染田秀藤『ラス・カサス伝 ―新世界征服の審問者』岩波書店、1990年.

安村直己「スペイン王室とインディオ共同体―十八世紀ミチョアカンの事例に即して―」

『教養学科紀要 第24号』東京大学教養学部教養学科編、1991年、225-253 ページ.

———.「植民地メキシコにおけるインディオ騒動の政治経済学―1774年トラルマナルコ

- 村（チャルコ地方）の事例―』『国立民族学博物館研究報告』19 卷 2 号、国立民族学博物館、1994 年、173-257 ページ。
- . 「植民地期メキシコにおける民族隔離法制と地域社会秩序―ヌマラン村訴訟を中心に」歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』青木書店、2000 年、393-424 ページ。
- . 「帝国における「中心」と「周縁」――八世紀メキシコにおける地域社会とスペイン帝国の再編―」濱下武志・川北稔編『地域の世界史 11 支配の地域史』山川出版社、2000 年。
- 仲松優子『アンシアン・レジーム期フランスの権力秩序―蜂起をめぐる地域社会と王権―』有志舎、2017 年。
- 二宮宏之「ソシアビリテ論の射程」『結びあうかたち―ソシアビリテ論の射程』山川出版社、1995 年。
- . 『フランス アンシアン・レジーム論 ―社会的結合・権力秩序・叛乱』岩波書店、2007 年。
- 横山和加子「フアン・インファンテとその一族―16 世紀ヌエバ・エスパーニャの入植者とクリオーリョ社会の形成」『西洋史学』166 号、日本西洋史学会、1992 年。
- . 『メキシコ先住民社会と教会建築 植民地期タラスコ地域の村落から』慶應義塾出版会、2004 年。
- . 「第 31 章 新しい小宇宙――改宗する先住民共同体」吉田栄人編、『メキシコを知るための 60 章』明石書店、2005 年。
- . 「ヌエバ・エスパーニャの先住民職人――六～一七世紀の絵師集団をめぐって―」

『社会文化史学』417号、筑波大学、2005年、1-20ページ.

欧語文献

Aguirre Salvador, Rodolfo, “La diversificación de ingresos parroquiales y el régimen de sustento de los curas. Arzobispado de México, 1700-1745,” *Relaciones. Estudios de Historia y Sociedad*. vol. 142, 2015, pp. 195-235.

Baskes, Jeremy, *Indians, Merchants, and Markets: A Reinterpretation of the Repartimiento and Spanish-Indian Economic Relations in Colonial Oaxaca, 1750-1821*. Stanford: Stanford University Press, 2000.

Benton, Lauren and Richard J. Ross (eds.), *Legal pluralism and Empires, 1500-1850*. New York and London: New York University Press, 2013.

Borah, Woodrow, “El gobernador novohispano (alcalde mayor/ corregidor): Consecución del puesto y aspectos económicos,” en Woodrow Borah (coord.), *El gobierno provincial en la Nueva España 1570-1787*. México: UNAM-Instituto de Investigaciones Históricas, 1985, pp. 37-50.

———. “Los auxiliares del gobernador provincial,” en Woodrow Borah (coord.), *El gobierno provincial en la Nueva España 1570-1787*. México: UNAM-Instituto de Investigaciones Históricas, 1985, pp. 51-64.

———. “El gobernador como administrador civil,” en Woodrow Borah (coord.), *El gobierno provincial en la Nueva España 1570-1787*. México: UNAM-Instituto de

- Investigaciones Históricas, 1985, 65-74.
- . *El Juzgado General de Indios en la Nueva España*. Traducción de Juan José Utrilla, México: Fondo de Cultura Económica, 1985 (英語初版 1983 年) .
- Brading, David A., *Church and State in Bourbon Mexico. The diocese of Michoacán 1749-1810*. Cambridge: Cambridge University Press, 1994.
- Brading, David A. and Celia Wu, “Population Growth and Crisis: León, 1720-1860,” in *Journal of Latin American Studies*. vol. 5(1), Cambridge: Cambridge University Press, 1973, pp. 1-36.
- Camelo, Rosa, “El cura y el alcalde mayor” en Woodrow Borah (coord.), *El gobierno provincial en la Nueva España 1570-1787*. México: UNAM-Instituto de Investigaciones Históricas, 1985, pp. 149-165.
- Carmagnani, Marcello, *Formación y crisis de un sistema feudal: América Latina del siglo XVI a nuestros días*. Trad. de Felix Blanco, México: Siglo Veintiuno Editores, 1976 (伊語初版 1975 年).
- . *El regreso de los dioses. El proceso de reconstitución de la identidad étnica en Oaxaca. Siglos XVII y XVIII*. México: Fondo de Cultura Económica, 1988.
- Chance, John K. and William B. Taylor, “Cofradías and cargos: an historical perspective on the Mesoamerican civil-religious hierarchy,” in *American Ethnologist* 12(1), 1985, pp. 1-26.
- . “Estate and Class in a Colonial City: Oaxaca in 1792,” in *Comparative Studies*

- in Society and History*, vol. 19(4), Cambridge: Cambridge University Press, 1977.
- Chevalier, François, Traducción de Antonio Alatorre (3ª ed.), *La formación de los latifundios en México. Hacienda y sociedad en los siglos XVI, XVII y XVIII*. México: Fondo de Cultura Económica, 2013 (仏語初版 1952 年) .
- Coatsworth, John H., “The Mexican Mining Industry in the Eighteenth Century,” in Nils Jacobsen and Hans-Jürgen Puhle (eds.) *The Economies of Mexico and Peru During the Late Colonial Period, 1760-1810* Berlin, Colloquium-Verlag, 1986, pp. 26-45.
- De la Hera, Alberto, “El regalismo indiano,” *IUS CANONICUM* XXXII, n. 64, 1992, pp. 411-437.
- Dehouve, Danièle, “El pueblo de indios y el mercado: Tlapa en el siglo XVIII,” in Arij Ouweneel y Cristina Torales Pacheco (comps.) *Empresarios, indios y estado. Perfil de la economía mexicana (Siglo XVIII)*. Amsterdam: Centro de Estudios y Documentación Latinoamericanos, 1988, pp. 86-102.
- . “The ‘Secession’ of villages in the Jurisdiction of Tlapa (Eighteenth Century),” in Arij Ouweneel (ed.), *Indian Community of colonial Mexico: Fifteen Essays on Land Tenure, Corporate Organizations, Ideology and Politics*. Amsterdam: Centro de Estudios y Documentación Latinoamericanos, 1990, pp. 162-183.
- Diccionario de historia de España*. vol. 1, dirigido por Germán Bleiberg, Madrid: Alianza Editorial, 1981.
- El Colegio de México, *Historia General de México. Versión 2000*. México: El Colegio de

México, 2000.

Farriss, Nancy M., *Crown and Clergy in Colonial Mexico 1759-1821. The Crisis of Ecclesiastical Privilege*. London: The Athlone Press, 1968.

———. *Maya Society Under Colonial Rule: A History of the Indians of the Valley of Mexico, 1519-1810*. Princeton: Princeton University Press, 1984.

García Ayluardo, Clara, “Re-formar la Iglesia novohispana,” in Clara García Ayluardo (coord.) *Las reformas borbónicas, 1750-1808*. México: Fondo de Cultura Económica, 2010, pp. 225-287.

García Castro, René, *Indios, territorio y poder en la provincia matlazinca. La negociación del espacio político de los pueblos otomianos, siglos XVI-XVII*. México: Centro de Investigaciones y Estudios en Antropología Social, Instituto Nacional de Antropología e Historia, El Colegio Mexiquense, 1999.

García Martínez, Bernardo, *Los pueblos de la Sierra. El poder y el espacio entre los indios del norte de Puebla hasta 1700*. México: El Colegio de México, 1987.

———. “La conformación del espacio novohispano” *Arqueología Mexicana*. (Dosier: Rutas y caminos en el México prehispánico), 14(81), 2006.

Gerhard, Peter, *Geografía Histórica de la Nueva España 1519-1821*. México: Universidad Nacional Autónoma de México, 1986.

Gibson, Charles, *The Aztecs Under the Spanish Rule*. Stanford: Stanford University Press, 1964.

Grieshaber, Erwin P., "Hacienda-Indian Community Relations and Indian Acculturation: An Historiographical Essay," in *Latin American Research Review* 14(3), 1979, pp. 107-128.

Gruzinski, Serge, "La 'segunda aculturación': El estado ilustrado y la religiosidad indígena en Nueva España (1775-1800)," en *Estudios de Historia Novohispana*. 8, 1985, pp. 175-201.

Guerra, François-Xavier, *México: del Antiguo Régimen a la Revolución*. México: Fondo de Cultura Económica, 1991 (仏語初版 1985 年) .

Instrucciones y memorias de los virreyes novohispanos. Editado por Ernesto de la Torre Villar y Ramiro Navarro de Anda, México: Editorial Porrúa, 1991.

Hamnett, Brian R., "Absolutismo ilustrado y crisis multidimensional en el period colonial tardío, 1760-1808," in Josefina Zoraida Vázquez (coord.) *Interpretaciones del siglo XVIII mexicano. El impacto de las reformas borbónicas*. México: Nueva Imagen, 1992, pp. 67-108.

Herrejón Peredo, Carlos, "El sermón en Nueva España durante la segunda mitad del siglo XVIII," in Nelly Sigaut (ed.) *La Iglesia Católica en México*. Zamora: El Colegio de Michoacán, 1997, pp. 251-264.

Historia General de México. Obra preparada por el Centro de Estudios Históricos, México: El Colegio de México, 2000.

Israel. Jonathan. I., *Razas, clases sociales y vida política en el México colonial 1610-1670*.

- México: Fondo de Cultura Económica, 1980 (英語初版 1975 年) .
- Lavrín, Asunción, “The Role of the Nunneries in the Economy of New Spain in the Eighteenth Century,” in *The Hispanic American Historical Review* 46(4), 1966, pp. 371-393.
- Lockhart, James, *Nahuas and Spaniards. Postconquest Central Mexican History and Philology*. UCLA Latin American Studies vol. 76, Stanford: Stanford University Press, 1991.
- . *Nahuas After the Conquest. A Social and Cultural History of the Indians of Central Mexico, Sixteenth Through Eighteenth Centuries*. Stanford: Stanford University Press, 1992.
- López Aguilar, Fernando, *Símbolos del tiempo*. Pachuca: Consejo Estatal para la Cultura y las Artes de Hidalgo, 2005.
- Martínez Rosales, Alfonso, “Los patronos jurados de San Luis Potosí,” en Clara García Ayuardo y Manuel Ramos Medina (eds.), *Manifestaciones religiosas en el mundo colonial americano*. México: Universidad Iberoamericana, 1997, pp. 89-108.
- Meyer, Michael C. and William L. Sherman, *The Course of Mexican History*. (Fifth Edition), Oxford: Oxford University Press, 1995 (初版 1979 年) .
- Miño Grijalva, Manuel, *Obrajes y Tejedores de Nueva España, 1700-1810*. México: El Colegio de México, 1988.
- Miranda, José, “La población indígena de Ixmiquilpan y su distrito en la época colonial,”

- Estudios de Historia Novohispana*. 1, México: Universidad Nacional Autónoma de México-Instituto de Investigaciones Históricas, 1966, pp. 1-13.
- Miranda, José. y Silvio Zavala, “Instituciones Indígenas en la Colonia,” en *Métodos y resultados de la política indigenista en México*. México. Memorias del Instituto Nacional Indigenista, Memorias VI, 1954, pp. 29-112.
- Moreno, Gilda Cubillo, *Los dominios de plata: El precio del auge, el peso del poder. Los reales de minas de Pachuca a Zimapán, 1552-1620*. México: Instituto Nacional de Antropología e Historia, 1991.
- Morin, Claude, *Michoacán en la Nueva España del siglo XVIII. Crecimiento y desigualdad en una economía colonial*. México: Fondo de Cultura Económica, 1979.
- Moro Romero, Raffaele, “¿Una práctica poco visible? La demanda de limosnas “indígena” en la Nueva España del siglo XVIII (Arzobispado de México),” en *Estudios de Historia Novohispana* 46, enero-junio, 2012, pp. 115-172.
- Ortega y Pérez Gallardo, Ricardo, *Historia genealógica de las familias más antiguas de México*. Alicante: Biblioteca Virtual Miguel de Cervantes, 2020 (初版 1908 年).
- Ouweneel, Arij, “Altepeme and Pueblos de Indios,” in *Indian Community of colonial Mexico: Fifteen Essays on Land Tenure, Corporate Organizations, Ideology and Politics*. Amsterdam: Centro de Estudios y Documentación Latinoamericanos, 1990, pp. 1-37.
- Owensby, Brian P., “Pacto entre rey lejano y súbditos indígenas. Justicia, legalidad y

- política en Nueva España, siglo XVII.” en *Historia Mexicana*, 61-1(241), México: El Colegio de México, 2011, pp. 59-106.
- . “Between Justice and Economics: “Indians” and Reformism in Eighteenth-Century Spanish Imperial Thought” in Lauren Benton and Richard J. Ross (eds.), *Legal pluralism and Empires, 1500-1850*. New York and London: New York University Press, 2013.
- Ozowski, Edward W., “Carriers of Saints. Traveling Alms Collectors and Nahua Gender Roles,” in Martin Austin Nesvig (ed.) *Local Religion in colonial Mexico*. New Mexico: University of New Mexico Press, 2006, pp. 155-186.
- . “Passion Miracles and Indigenous Historical Memory in New Spain,” *Hispanic American Historical Review* 88(4), 2008.
- . *Indigenous Miracles. Nahua Authority in colonial Mexico*. Arizona: The University of Arizona Press, 2010.
- Pastor, Rodolfo, “El repartimiento de mercancías y los alcaldes mayores,” en Woodrow Borah (coord.), *El gobierno provincial en la Nueva España 1570-1787*. México: UNAM-Instituto de Investigaciones Históricas, 1985, pp. 201-236.
- . *Campesinos y Reformas: La Mixteca 1770-1856*. México: El Colegio de México, 1987.
- Pérez Herrero, Pedro, *Plata y libranzas: la articulación comercial del México borbónico*. México: El Colegio de México, 1988.

- Perkins, Stephen M., "Macehuales and the Corporate Solution: Colonial Secessions in Nahua Central Mexico," *Mexican Studies/ Estudios Mexicanos* 21(2), California: Regents of the University of California, 2005, pp. 277-306.
- Pietschmann, Horst, "Protoliberalismo, reformas borbónicas y revolución: La Nueva España en el último tercio del siglo XVIII," in Josefina Zoraida Vázquez (coord.) *Interpretaciones del siglo XVIII mexicano. El impacto de las reformas borbónicas*. México: Nueva Imagen, 1992, pp. 27-65.
- . *Las reformas borbónicas del sistema de intendencias en Nueva España: un estudio político administrativo*. México: Fondo de Cultura Económica, 1996.
- Piho, Virve, "La secularización de las parroquias y la economía eclesiástica en la Nueva España," en *Journal de la Société des américanistes*, 64, 1977, pp. 81-88.
- Poole, Stafford, "The Church and the Repartimientos in the Light of the Third Mexican Council, 1585," in *The Americas*. 20(1), Cambridge: Cambridge University Press, 1963, pp. 3-36.
- Premo, Bianca, *The Enlightenment on Trial. Ordinary Litigants and Colonialism in the Spanish Empire*. New York: Oxford University Press, 2017.
- Ramírez Calva, Verence Cipatli, "El comercio en las jurisdicciones de Ixmiquilpan, Actopan y Tetepango-Hueypuchtlá, siglos XVIII-XIX," in Verence Cipatli Ramírez Calva (ed.) *Indígenas y comercio en la Nueva España del siglo XVIII*. México: Universidad Autónoma del Estado de Hidalgo, 2012, pp. 101-141.

- Relaciones Geográficas del Arzobispado de México, 1743*. Francisco de Solano (ed.), 2 vols., Madrid: Consejo Superior de Investigaciones Científicas, 1988.
- Rishel, Joseph J. and Stratton-Pruitt, Susan (comps.), *Revelaciones. Los Artes en América Latina, 1492-1820*. México: Fondo de Cultura Económica, Antiguo Colegio de San Ildefonso, 2007.
- Rubial García, Antonio, *Una monarquía criolla. (La provincia agustina en el siglo XVII)* México: Consejo Nacional para la Cultura y las Artes, 1990.
- . *Profetisas y solitarios: espacios y mensajes de una religión dirigida por ermitaños y beatas laicos en las ciudades de Nueva España*. México: Universidad Nacional Autónoma de México, Fondo de Cultura Económica, 2006.
- . (coord.), *La Iglesia en el México Colonial. Seminario de historia política y económica de la iglesia en México*. México: Universidad Nacional Autónoma de México, 2013.
- . *El cristianismo en Nueva España. Catequesis, fiesta, milagros y represión*. México: Fondo de Cultura Económica, 2020.
- Salvador, Rodolfo Aguirre, “La diversificación de ingresos parroquiales y el régimen de sustento de los curas. Arzobispado de México, 1700-1745,” en *Relaciones. Estudios de Historia y Sociedad*. 142, 2015.
- Sánchez Santiró, Ernest, *Padrón del Arzobispado de México, 1777*. México: Archivo General de la Nación, 2003.

- Sarmiento Zúñiga, Mario Carlos, "Un portento milagroso en época de reformas. La imagen de la Inmaculada Concepción de Juquila en la configuración de una devoción secular," en *Estudios de Historia Novohispana* 56, 2017, pp. 26-39.
- Serrera Contreras, Ramón María, *Guadalajara ganadera. Estudio regional novohispano, 1760-1805*. Sevilla: Escuela de Estudios Hispanoamericanos, 1977.
- Serulnikov, Sergio, *Subverting colonial authority: challenges to Spanish rule in eighteenth-century southern Andes*. Durham: Duke University Press, 2003.
- Suárez Arguello, Clara Elena, *Camino real y carrera larga*. México: Centro de Investigaciones y Estudios Superiores en Antropología Social, 1999.
- Taylor, William B., *Landlord and Peasant in Colonial Oaxaca*. Stanford: Stanford University Press, 1972.
- . "Conflict and Balance in District Politics: Tecali and the Sierra Norte de Puebla in the Eighteenth Century," in Arij Ouweneel (ed.), *Indian Community of colonial Mexico: Fifteen Essays on Land Tenure, Corporate Organizations, Ideology and Politics*. Amsterdam: Centro de Estudios y Documentación Latinoamericanos, 1990.
- . *Magistrates of the Sacred. Priests and Parishioners in Eighteenth-Century Mexico*. Stanford: Stanford University Press, 1996.
- . "Two Shrines of the Cristo Renovado: Religion and Peasant Politics in Late Colonial Mexico," in *The American Historical Review* 110(4), Washington: American Historical Association, 2005.

- Teatro Americano: descripción general de los reinos, y provincias de la Nueva España, y sus jurisdicciones [1746-1748]*. Por Villaseñor y Sánchez, 2 vols., México: Editorial Nacional, 1952.
- Tutino, John, "Hacienda Social Relations of Mexico: The Chalco Region in the Era of Independence," in *Hispanic American Historical Review*, 55(3), 1975, pp. 496-528.
- Van Young, Eric, "Conflict and Solidarity in Indian Village Life: The Guadalajara Region in the Late Colonial Period," in *Hispanic American Historical Review*, 64(1), 1984, pp. 55-79.
- Vergara Vergara, José, "Bachiller ilustrado: el mecenas," en *Mapethé. Santuario de prodigios*. Pachuca: Universidad Autónoma del Estado de Hidalgo, 2004, pp. 110-113.
- Von Wobeser, Gisela, *Vida eterna y preocupaciones terrenales. Las capellanías de misas en la Nueva España, 1600-1821*. México: Universidad Nacional Autónoma de México-Instituto de Investigaciones Históricas, 1999.
- Wachtel, Nathan, *La fe del recuerdo. Laberintos marranos*. Buenos Aires: Fondo de Cultura Económica, 2007 (仏語初版 2001 年) .
- West, Robert Cooper, *The mining community in northern New Spain*. Berkley: University of California Press, 1949.
- Wood, Stephanie, "The Fundo Legal or Lands Por Razón de Pueblo: New Evidence from Central New Spain," in Arij Ouweneel (ed.), *Indian Community of colonial Mexico: Fifteen Essays on Land Tenure, Corporate Organizations, Ideology and Politics*.

Amsterdam: Centro de Estudios y Documentación Latinoamericanos, 1990.

Wolf, Eric R., "Closed Corporate Peasant Communities in Mesoamerica and Central Java," in *Southwestern Journal of Anthropology* 13, Chicago: The University of Chicago Press, 1957, pp. 1-18.

———. *Sons of the shaking earth. The people of Mexico and Guatemala-Their Land, History and Culture*. Chicago: The University of Chicago Press, 1959.

———. "The Vicissitudes of the Closed Corporate Peasant Community," in *American Ethnologist*. 13, 1986, pp. 325-329.